

# 工作機械

Machine Tools & Manufacturing Technology

特集

SIMTOS2026結果報告

CCMT2026結果報告

2026

5

NO.283



JMTBA

一般社団法人 日本工作機械工業会  
JAPAN MACHINE TOOL BUILDERS' ASSOCIATION

一般社団法人 日本工作機械工業会

# 一般社団法人 日本工作機械工業会会員会社一覧

2026.5.1現在 114社(50音順)

<p><b>あ</b> アイダエンジニアリング株式会社 株式会社アマダ</p> <p><b>い</b> イグス株式会社 株式会社池貝 株式会社イワシタ</p> <p><b>え</b> 株式会社エグロ エヌ・エス・エス株式会社 FNS株式会社 株式会社エレニックス エンシュウ株式会社</p> <p><b>お</b> 株式会社オーエム製作所 株式会社大垣鉄工所 オークマ株式会社 大鳥機工株式会社 株式会社大宮マシナリー 株式会社岡本工作機械製作所 小川鉄工株式会社</p> <p><b>か</b> 株式会社カシフジ 株式会社唐津プレジジョン 株式会社神崎高級工機製作所</p> <p><b>き</b> キタムラ機械株式会社 共和産業株式会社 株式会社キリウ 株式会社紀和マシナリー</p> <p><b>く</b> グルンドフォスポンプ株式会社 株式会社クロイツ 黒田精工株式会社</p> <p><b>こ</b> 小池酸素工業株式会社 コマツNTC株式会社 株式会社コンドウ</p> <p><b>さ</b> 株式会社サイダ・UMS 株式会社桜井製作所 株式会社サワイリエンジニアリング</p> <p><b>し</b> 株式会社C&amp;Gシステムズ 株式会社シーイーシー シーメンズ株式会社 株式会社ジェイテクト 株式会社ジェイテクトグライディングツール 株式会社ジェイテクトハイテック 株式会社ジェイテクトマシシステム</p>	<p><b>し</b> ジェービーエムエンジニアリング株式会社 株式会社シギヤ精機製作所 株式会社静岡鐵工所 シチズンマシナリー株式会社 SYNOVA JAPAN株式会社 芝浦機械株式会社 株式会社シマダマシツール 新日本工機株式会社</p> <p><b>す</b> スター精密株式会社 住友精密工業株式会社</p> <p><b>せ</b> 西部電機株式会社 清和ジーテック株式会社 株式会社ゼネテック</p> <p><b>そ</b> 株式会社そうぎょう 株式会社ソディック 株式会社ソフィックス</p> <p><b>た</b> 大昭和精機株式会社 大日金属工業株式会社 高松機械工業株式会社 株式会社TAKISAWA 株式会社武田機械</p> <p><b>つ</b> 株式会社ツガミ 津根精機株式会社</p> <p><b>て</b> DMG森精機株式会社 株式会社テクトレージ テラル株式会社</p> <p><b>と</b> 株式会社東京精機工作所 東洋精機工業株式会社 トーヨーエイテック株式会社</p> <p><b>な</b> 中村留精密工業株式会社</p> <p><b>に</b> 株式会社ニイガタマシテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所 ニテックオーケー株式会社 ニテックマシツール株式会社 日本スピードショア株式会社 日本精機株式会社 日本電子株式会社</p>	<p><b>の</b> 株式会社野村製作所 野村DS株式会社</p> <p><b>は</b> HAWEジャパン株式会社 ハイマージャパン株式会社 株式会社白山機工 浜井産業株式会社</p> <p><b>ひ</b> ヒノデホールディングス株式会社</p> <p><b>ふ</b> ファナック株式会社 株式会社FUJI 株式会社不二越 フジ産業株式会社 富士電子工業株式会社 株式会社プライオリティ ブラザー工業株式会社 ブルーム - ノボテスト株式会社</p> <p><b>へ</b> 株式会社平安コーポレーション ベッコフオートメーション株式会社</p> <p><b>ほ</b> 豊和工業株式会社 ホーコス株式会社</p> <p><b>ま</b> マーボス株式会社 株式会社牧野フライス製作所 株式会社松浦機械製作所</p> <p><b>み</b> 三井精機工業株式会社 株式会社三井ハイテック 株式会社ミツトヨ 三菱電機株式会社 ミロク機械株式会社</p> <p><b>む</b> 村田機械株式会社</p> <p><b>や</b> 安田工業株式会社 株式会社山崎技研 ヤマザキマザック株式会社 山科精器株式会社</p> <p><b>り</b> リックス株式会社</p> <p><b>れ</b> レニショー株式会社</p> <p><b>ろ</b> 碌々スマートテクノロジー株式会社</p> <p><b>わ</b> 株式会社和井田製作所</p>
--	---	---

# 工作機械

2026年5月 No.283

## 目次

- 特集 SIMTOS2026結果報告 ..... 2
- 特集 CCMT2026結果報告 ..... 12
- 日工会行事
  - 工作機械の輸出管理講習会 ..... 18
  - 工作機械の輸出管理研修会 ..... 20
- EU産業加速法（IAA）案の概要  
（日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義） ..... 22
- 随想 理事 都築 貴之 ..... 40
- 販社鏡 ～販売青春時代～  
「タイ駐在、ゼロからの販路開拓」  
（日本工作機械販売協会 原田 啓介） ..... 43
- 私の趣味・特技  
「海と山、走り、そして家族とともに」  
（コマツNTC株式会社 倉橋 正義） ..... 46
- 税務あれこれ  
「特定生産性向上設備等投資促進税制について」（令和8年度税制改正②）  
（朝日税理士法人） ..... 50
- 海外情報 ..... 52
- 特許のお知らせ ..... 62
- 理事会・委員会報告 ..... 66
- 掲示板 ..... 74
- 金属工作機械統計資料 ..... 75
- 会員名簿 ..... 82
- 編集後記 ..... 84

# 特集 SIMTOS 2026 結果報告

2026年第1四半期の韓国経済は半導体などの輸出好調や投資回復を背景に、堅調に推移した。2026年第1四半期の実質GDP成長率（前期比、速報値）は1.7%で、2025年第4四半期（▲0.2%）のマイナス成長から回復し、2020年第3四半期（2.2%）以来、5年6カ月ぶりの高水準となった。

部門別にみると、民間消費は衣料品などの消費財を中心に0.5%増加し、政府支出も物品を中心に0.1%増加した。設備投資も機械類や輸送機器を中心に4.8%増加した。

輸出は半導体などIT関連品目を中心に5.1%増加し、輸入も機械・装置や自動車などが増えて3.0%増加した。

韓国工作機械産業協会（KOMMA）が発表した、2025年における韓国の工作機械受注高（成形型含む）は、前年比0.6%減の2兆9,676億ウォンであった。このうち、内需は前年比13.4%減の9,541億ウォン、外需は同6.9%増の2兆135億ウォンと、外需が受注総額をけん引した。

このような状況の中、2026年4月13日（月）から17日（金）までの5日間、KOMMAの主催

Orders by User Industries (2025.12)

単位：百万ウォン

機種	2025.11	2025.12	前月比 (%)	2024.1 ~ 12	2025.1 ~ 12	前年同月比 (%)	Machine Type
鉄鋼及び非鉄金属	5,613	825	-85.3	40,497	43,045	6.3	Primary Metals
金属製品	65	65	0.0	9,127	1,870	-79.5	Metal Products
一般機械	14,261	18,335	28.6	269,399	232,206	-13.8	General Machinery
電機・電子・IT	6,633	4,874	-26.5	117,384	83,293	-29.0	Electrical・Electronics・IT
自動車及び部品	13,105	12,290	-6.2	372,416	340,990	-8.4	Automobile & Auto Parts
造船・航空及びその他輸送	3,871	2,753	-28.9	85,192	51,065	-40.1	Shipbuilding Airplane & Transport Equipment
精密機械	2,343	7,886	236.6	49,871	62,313	24.9	Precision Machinery
その他製造業	4,166	2,669	-35.9	52,158	55,540	6.5	Other Manufactures
官公署及び学校	313	300	-4.2	5,949	5,174	-13.0	Government & Schools
商社及び代理店	4,517	14,898	229.8	79,425	78,636	-1.0	Trading Companies & Distribution
その他需要産業	0	0	-	20,480	0	-	Other Industry
内需合計	54,887	64,895	18.2	1,101,898	954,132	-13.4	Domestic Total
外需合計	130,425	213,083	63.4	1,883,213	2,013,459	6.9	Foreign Total
受注総額	185,312	277,978	50.0	2,985,111	2,967,591	-0.6	Gross Orders

資料：韓国工作機械産業協会

により、第21回ソウル国際工作機械展覧会（SIMTOS 2026）が、新韓国国際展示場（KINTEX）において開催された。今回展では、35カ国・地域から1,315社（うち日工会会員34社）が出展した。

当会では、会期中、KINTEX 2内に出展ブースを設け、JIMTOFや日本の工作機械産業に関する広報資料を配布したほか、4月14日（火）には会場内でJAPAN DAY（JIMTOF記者交流会）を開催するなど、韓国からのJIMTOF来場誘致に注力した。このほか、主催者であるKOMMAとの会合や各種公式行事に積極的に参加し、国際交流に幅広く努めた。

なお、次回SIMTOS2028の会期は2028年4月3日（月）～7日（金）の予定である。



## 1. 開催概要

(1) 名称 SIMTOS 2026 (Seoul International Machine Tool Show、第21回ソウル国際工作機械展覧会)

※特別展（併催）ロボット及びデジタル製造技術特別展（MADE in SIMTOS）

(2) テーマ AI Autonomous Manufacturing Meets Talent

(3) 主催 韓国工作機械産業協会（KOMMA）

(4) 会期 2026年4月13日（月）～17日（金）5日間

(5) 会場 新韓国国際展示場（KINTEX 1及び2）

(6) 出展物 工作機械及びその関連機器等

(7) 展示場面積 102,431㎡（東京ビッグサイト比：約86%）

(8) 出展者数 世界35カ国・地域から1,315社  
うち日工会会員34社（下記会員出展者名を参照）

**【会員出展者名】**

アマダ	イグス	オークマ	岡本工作
C&Gシステムズ	シーメンス	ジェイテクトグライディングツール	★ジェイテクトマシンシステム
シチズンマシナリー	芝浦機械	★新日本工機	スター精密
西部電機	ソディック	★大昭和精機	大日金属
ツガミ	★津根精機	中村留精密	野村 D S
HAWEジャパン	ハイマージャパン	ファナック	ブラザー工業
ブルーム-ノボテスト	マーボス	牧野フライス	ミツトヨ
三菱電機	安田工業	ヤマザキマザック	レニショー
稼々スマートテクノロジー	和井田製作所		

★日工会が取り仕切る「ジャパンパビリオン」(KINTEX 1・ホール2)出展者。同パビリオンには会員外の「フューチャテック」(試験機メーカー)を含め、5社が出展。

**(9) 他の展示会との開催規模の比較**

展示会名	SIMTOS	CCMT	EMO	CIMT	JIMTOF	IMTS
開催年	2026	2026	2025	2025	2024	2024
会期	4/13～17	4/21～25	9/22～26	4/21～26	11/5～10	9/9～14
開催地	ソウル	上海	ハノーファー	北京	東京	シカゴ
展示場面積 (㎡)	102,431	200,000	524,285	310,000	118,540	248,000
出展者数 (社)	1,315	2,030	約1,600	2,432	1,268	1,737
来場者数※ (人)	100,305	152,994	約80,000	345,864	129,018	89,020

※JIMTOF、EMO：純来場者数（会期を通して1人1回のカウント）  
 IMTS：入場登録者数（実際に入場していない事前登録者も含む）  
 CCMT、CIMT、SIMTOS：延べ人数（出展者スタッフの入場も含む）

**(10) 開催規模の推移**

開催年	会期	会場	出展者数 (社) (国・地域数)	会員出展者数 (社)	展示場面積 (㎡)	来場者数 (人)
2000	6/14～19	COEX	194 (17)	21	36,300	41,718
2002	4/17～22	BEXCO	273 (15)	7	39,600	52,336
2004	4/7～12	COEX	328 (22)	13	36,300	57,439
2006	4/12～17	KINTEX	386 (30)	21	53,541	52,323
2008	4/8～13	KINTEX	432 (24)	23	53,541	76,292
2010	4/13～18	KINTEX	459 (27)	21	53,541	70,508
2012	4/17～22	KINTEX 1/2	762 (31)	28	102,431	104,713
2014	4/9～13	KINTEX 1/2	850 (34)	27	102,431	100,351
2016	4/13～17	KINTEX 1/2	1,132 (35)	41	102,431	98,587
2018	4/3～7	KINTEX 1/2	1,222 (35)	39	102,431	103,726
2022	5/23～27	KINTEX 1/2	854 (27)	27	※ 81,701	79,610
2024	4/1～5	KINTEX 1/2	1,300 (35)	30	102,431	101,233
2026	4/13～17	KINTEX 1/2	1,315 (35)	34	102,431	100,305

※レセプション会場として使用したホール6 (5,580㎡) を含めた主催者公表の数字。

(11) 来場者数 100,305人 (前回比0.9%減)

**(12) 会場構成 (類別展示)**

**KINTEX 1**

ホール1-5

- ・金属切削型機&金型テクノロジーパビリオン
- ・マテリアル、部品、コントロールテクノロジーパビリオン
- ・ツーリング&測定機器パビリオン

**KINTEX 2**

ホール7-8 (MADE in SIMTOS)

- ・ロボット&デジタルマニュファクチャリングパビリオン
- ・AIマニュファクチャリングパビリオン
- ・国際工業会パビリオン

ホール9-10

- ・金属切断機&溶接機械パビリオン
- ・プレス&フォーミングパビリオン

**2. SIMTOS 2026会期中の主な行事**

日程 (2026年)	主な行事	場所
4月13日 (月)	10:30～ オープニングセレモニー	KINTEX 1 「ホール3」
	14:00～15:00 KOMMAへの表敬訪問	KINTEX 2 「VIP room」
4月14日 (火)	17:30～ レセプション	KINTEX 1 「Grand ballroom」
	14:00～15:00 Japan Day	KINTEX 1 「302」号室 (3階)

**(1) オープニングセレモニー**

会期初日の4月13日 (月) 10時30分から、KINTEX1のホール3・エントランス前で挙行政。

**【金会長 (KOMMA) の開会挨拶 (要旨)】**

- ・近年、グローバル経済は中東戦争など国際紛争による不確実性とサプライチェーンの再編、低成長の固着化、高金利の長期化、各種輸出規制の強化などの複合的な課題に直面している。
- ・特に、国家間の技術競争と産業のブロック化が深化している状況では、製造業の競争



金会長の開会式挨拶



開会式登壇者

力はすなわち国家競争力に直結しており、このような時代において生産性を向上し、持続可能性を確保できる先端生産製造技術の重要性はますます大きくなっている。

- ・政府でも「核心戦略技術」に超精密加工技術を含み、国家次元で保護が必要な「国家核心技術」にも半導体、ディスプレイ、自動車などとともに多軸複合加工ターニングセンタ及び高精度5軸マシニングセンタを含むことがある。
- ・AIベースのCNCとプロセスインテリジェンス技術、データ駆動型デジタル製造技術、工作機械とロボットが融合した自動化ソリューション、そしてエネルギー効率を最大化した環境にやさしい工作機械、顧客に合わせた柔軟な生産体制と、統合製造技術まで製造革新を導く重要な技術が実装される。
- ・これは過去4次産業革命技術と製造融合を

強調した流れで、今はAI中心の「自律製造」に進化していることを示す重要な転換点と言える。

- ・さらに、SIMTOSは単なる展示会を超えて参加企業と需要企業が会う実質的なビジネス成果を創出するプラットフォームとして位置づけてきた。
- ・今、私たちは製造業の新しいパラダイム転換の時点に立っている。AI Transformationと製造データ、自動化技術を組み合わせたインテリジェント製造システムが産業全体に広がり、工作機械産業は単純な機械産業を超えて製造革新を導くコアベースの産業としてその役割がさらに拡大している。

#### (2) オープニングレセプション

会期初日、17:30からKINTEX 1「Grand ballroom」で、オープニングレセプションが

開催された。各円卓に10名着席する形式の夕食会で200名以上が参加した。

食事前に参加者をもてなすアトラクションとして、舞踏と液晶が連動したパフォーマンスが披露された。会場は自由席で、洋食と共にワインが振舞われた。



オープニングレセプション



アトラクション

### 3. 展示会概況

#### (1) 全体動向

SIMTOSでは、2018年の国・地域別から、2022年以降は類別展示を採用している。今回は、「AI と人の融合」をテーマに、協働ロボットや搬送ロボット、デジタルツイン、ス

マートファクトリー関連ソフトウェアなど、AI・自動化・デジタル技術に関する出展が目立った。また今展示会のテーマに即した中核企画として、KINTEX 2にはAI及びロボットソリューション関連企業が集積した主催者による「AI Factory」パビリオンが設けられた。同パビリオンでは、設備の状態監視やデータ活用を通じて加工条件の最適化を図るなど、AIを活用した製造高度化に向けた取り組みが紹介されていた。

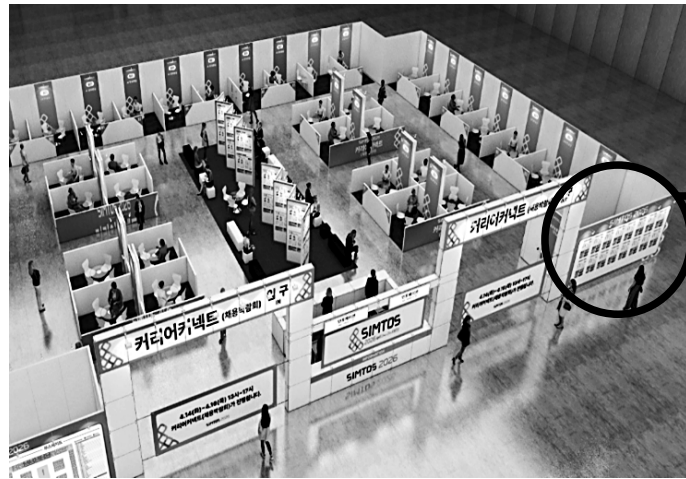
加えて、KINTEX 2では学生エリアとして、学生と企業をつなぐ「Career Connect (Job Fair) エリア」が設けられた。ここでは、企



主催者によるAI Factory



VDWによるumatiコーナー



Career Connect (Job Fair) エリア

採用分野 採用人数	レーザー機器営業担当者 (3名)
職務内容	レーザー機器の営業および顧客管理
応募資格	経験の有無 新人 / 経験は関係なし、 最終学歴は大学卒業 (2年、3年) 以上
年収	年収 45,000,000
勤務先所在地	京畿道安山市南園区
勤務形態	正社員
勤務時間	09:00 - 18:00
応募手続	書類送付 - 面接選考 - 最終合格
福利厚生	賞与 / 成果金 祝祭年金 食事支援 交通費支援

掲示されていた求人情報

業による求人情報の提示や採用に関する情報発信が行われており、学生にとって、業界の採用動向や企業の求める人材像を直接理解する機会となっていた。

## (2) ジャパンパビリオン出展者の反応

全体的に来場者が少ないという声が多く聞かれたものの、単独出展よりも良いロケーション (KINTEX 1・ホール2) との評価で、次回もジャパンパビリオンに参加したいという意欲的な反応が中心であった。

## (3) 主要韓国メーカーの出展内容・特徴

### ① DN Solutions

「DN SOLUTIONS UNIVERSE」をコンセプトに掲げ、業種別 (自動車・半導体・航空宇宙など) に最適化した“ソリューション提案型”の展示を展開。単なる機械展示ではなく、需要分野ごとの課題に対して一体的に応える構成が特徴であった。買収したドイツの



ジャパンパビリオンの一角



5軸マシニングセンタ (HELLER機)

工作機械メーカー ELLERの5軸マシニングセンタは今展示会初披露で注目度が高く、多くの来場者が集まっていた。

### ② SMEC

計26台の機械を出展し、うち7機種の新製品を初公開するなど、製品ラインアップの拡充を強くアピール。AIを活用し、設備の状態を自動で確認するほか、加工条件を調整することで、生産効率の向上と作業の省人化につながる提案がされていた。5G通信を活用した工作機械とロボットがリアルタイムでデータ連携しながら行う加工に注目が集まっていた。

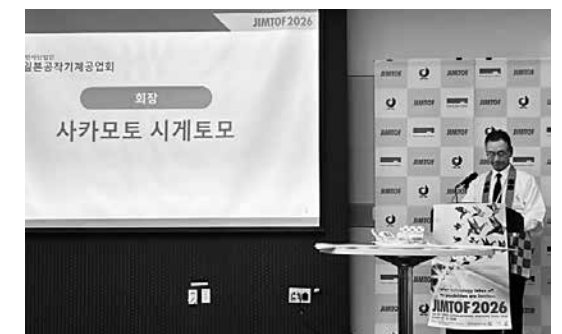


### ③ Hyundai WIA

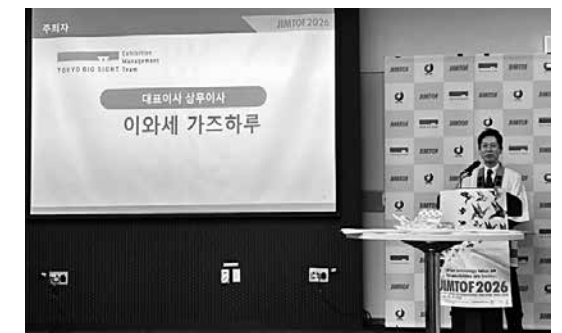
AI Factory パビリオンに参加し、異種設備のデータを統合・標準化し、AI活用や工程改善への応用を想定した取り組みを説明していた。

## 4. JAPAN DAY

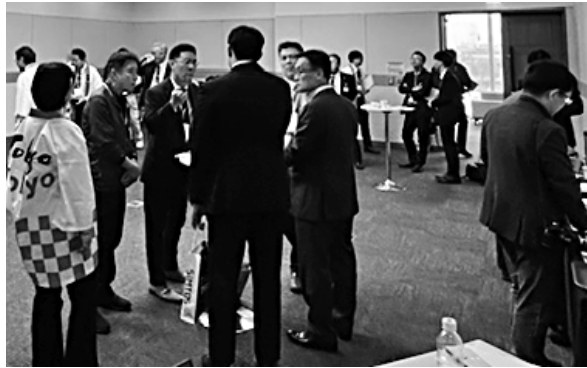
従来の記者会見形式から立食形式のネットワーキング交流会に変更して開催。会場には、SIMTOS 2026に来場した韓国のジャーナリスト・メディアや業界関係者などが集い、東京観光の動画を交えながら、JIMTOFを通じて交流を深めた。また、会場内では法被を着用することで日本らしさを演出するとともに、和菓子やせんべいを提供し、日本文化を感じられる趣向を盛り込んだ。



坂元会長の挨拶



東京ビッグサイト岩瀬常務のJIMTOF2026紹介



JIMTOFで繋がるネットワーク



- (1) 日 時 2026年4月14日(火)  
14:00 ~ 15:00
- (2) 会 場 KINTEX 1「302」号室
- (3) 参加者 韓国の工作機械関係誌記者、同  
工作機械関連機器・部品メー  
カー、同海外工業会等業界関係者、  
日工会会員等17名が参加

## 5. その他

### (1) KOMMA表敬訪問

- ①日 時 2026年4月13日(月)  
14:00 ~ 15:00
- ②会 場 KINTEX 2 VIPルーム
- ③出席者 KOMMA: Won-jong Kim会長、  
Park, Jai Hun常勤副会長、事務局  
日工会: 坂元会長、山口副会長、  
長濱常務、事務局

### ④先方発言要旨

・5日間で10万人の来場者を見込んでおり、日本企業のブースにも多くの来場者が訪れ、日本の優れたソリューションが多く、来場者の目に触れられる良い機会になることを期待している。今回は1,300社あ

まりが出展しており、海外からの出展も年々増加している。今後さらに海外出展社数を増やし、JIMTOFのように、各国の工作機械メーカーが集い、交流や協力、意見交換の場として発展していくことを期待している。

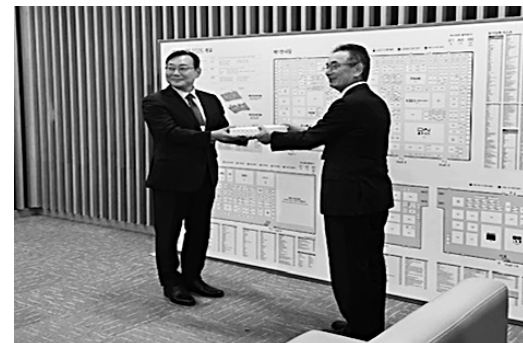
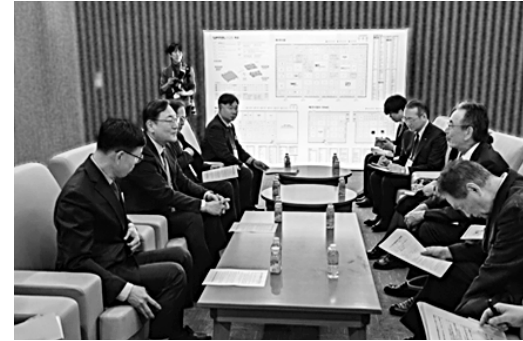
・今回のSIMTOSでは「AIと人との融合」をテーマに掲げている。AIは多くの来場者から高い関心を集めるホットイシューであり、実際のビジネスに活用できるソリューションとして提案していくことをテーマとしている。このような観点においても、日韓両国は工作機械業界をリードする立場にあり、様々な場を通じて技術交流や意見交換を一層活発に行っていくことが重要であると考えている。

### (2) 海外工業会との交流

SIMTOS会期中、参加した海外工業会と積極的に交流し、情報交換を行った。

- ①AMT (米国製造技術工業協会)
- ②CECIMO (欧州工作機械工業会連盟)
- ③VDW (ドイツ工作機械工業会)

- ④TIAD (トルコ工作機械ビジネス協会)
- ⑤KOMMA (韓国工作機械産業協会)



### (3) KINTEX展示場の増設計画

既存のKINTEX 1の駐車場敷地(3A)とKINTEX 2の西側敷地(3B)に2つの展示場の建物を新築するもので、2028年下半期の完工を目標に推進されている。完工時、KINTEXは計17万㎡の展示面積を確保し、アジアトップクラスの、世界20位圏規模の展示コンベンションセンターに跳躍することになる。



KINTEX1の駐車場敷地の様子



# 特集 CCMT2026 結果報告

中国の2026年1～3月期のGDPは、実質で前年同期比+5.0%となり、伸び率は2025年10～12月期の+4.5%から拡大した。また、3月5日から12日に開催された第15期全国人民代表大会（全人代）では、第15次五ヵ年計画が採択され、ヒューマノイドやAI、半導体などのハイテク産業のサプライチェーン構築に取り組むとした方針が打ち出されている。

このような中、去る4月21日（火）から25日（土）までの5日間、中国机床工具工業協会（CMTBA）の主催により、第14回中国CNC工作機械展（CCMT 2026）が上海・浦東新区の上海国際博覧センターで開催された。

今回展には27カ国・地域から2,030社（うち日工会会員26社）が出展し、西1～5ホール、北1～5ホール及び東1～7ホールの計17ホール全てを使用して開催された。

主催者公表による総来場者数は152,994人（前回比22.6%増）となり、会場内は初日から多くの人で賑った。来場者は熱心に展示を見学しており、出展者ブースは活気に満ちた様子であった。

当会では、会期中、仮設館に設置された国際インフォメーションセンター内にブースを設け、JIMTOFや日本の工作機械産業に関する広報資料を配布した。併せて、CMTBAへの表敬訪問を行うとともに他の出展工業会も含め国際交流に努めた。

## 1. 開催概要

### (1) 名称

CCMT 2026

(英) China CNC Machine Tool Fair 2026

(中) 第14届中国数控机床展览会

### (2) 主催

中国机床工具工業協会（CMTBA）

### (3) 会場

中国上海市・上海新国際博覧センター

(Shanghai New International Expo Center)

### (4) 会期

2026年4月21日（火）～25日（土）5日間

### (5) 展示場面積

20万㎡

（東京ビッグサイト（JIMTOF2024開催時）11.8万㎡比：約170%。西1～5ホール、北1～5ホール、東1～7ホール及び仮設館を使用）

### (6) 出展国

27カ国・地域

### (7) 出展者数

2,030社 うち日工会会員26社

## 【会員出展者名】

イグス オークマ シーメンス ヴェテクトマシンシステム スター精密 西部電機  
 大昭和精機 TAKISAWA DMG森精機 トーヨーエイテック 中村留精密 ニデックオーケー  
 ニデックマシンツール HAWEジャパン ハイマージャパン 浜井産業 ファナック ブラザー工業  
 ブルーム・ノボテスト ベッコフオートメーション マーポス 牧野フライス 三菱電機 リックス  
 レニショー ヤマザキマザック

## (8) 他の展示会との開催規模の比較(実績)

展示会名	CCMT	JIMTOF	SIMTOS	IMTS	EMO	CIMT
開催年	2026	2024	2026	2024	2025	2025
会期	4/21～25	11/5～10	4/1～5	9/9～14	9/22～26	4/21～26
開催地	上海	東京	ソウル	シカゴ	ハノーファー	北京
展示場面積(㎡)	200,000	118,540	102,431	248,000	524,285	310,000
出展者数(社)	2,030	1,268	1,315	1,737	約1,600	2,432
来場者数*(人)	152,994	129,018	100,305	89,020	約80,000	345,864

※JIMTOF、EMO：純来場者数（会期を通して1人1回のカウント）

IMTS：入場登録者数（実際に入場していない事前登録者も含む）

CCMT、CIMT、SIMTOS：延べ人数（出展者スタッフの入場も含む）

## (9) 開催規模の推移

開催年	会期	会場	出展者数(社) (国・地域数)	会員出展者数 (社)	展示場面積 (㎡)	来場者数 (人)
2014	2.24～28	上海新国際博覧センター	910 (20)	11	100,000	143,039
2016	4.11～15	上海新国際博覧センター	1,100 (20)	19	120,000	145,666
2018	4.9～13	上海新国際博覧センター	1,233 (23)	21	120,000	125,723
2020	延期*1	—	—	—	—	—
2022	中止*2	—	—	—	—	—
2024	4.8～12	上海新国際博覧センター	1,877 (28)	22	200,000	124,695
2026	4.21～25	上海新国際博覧センター	2,030 (27)	26	200,000	152,994

※1 同年2/14に新型コロナの影響により延期の通知

※2 同年3/18に新型コロナの影響により延期の通知後、6/23中止を発表

## 2. CCMT 2026会期中の主要行事

日程(2026年)	主な行事	場所
4月21日(火)	10:00～10:30 オープニングセレモニー	No. 3 エントランスホール
	14:00～14:30 CMTBAへの表敬訪問	N2-2W2
	18:00～20:30 オープニングレセプション	Kerry Hotel 3階「Shanghai」

会場内に日工会インフォメーション・ブース（International Associations Area of Temporary Hall ON6-105）を設置。



### 3. 展示会概況

#### (1) オープニングセレモニー

CMTBAの王黎明副会長の司会の下、CMTBAの代表による開会宣言があり、本展のテーマである「デジタル、コネクティビティ、スマート製造」を掲げ、技術動向、コア技術のブレークスルー、スマートネットワーク融合などの注目ポイントをアピールしていた。

また、中国の工作機械産業を取り巻く環境は複雑に変化しており、2026年は第15次五カ年計画の初年度にあたる。今展では、業界のイノベーション力を示すだけでなく、製造業の高品質な発展に向けた重要なプラットフォームを提供するとの説明もあった。

続いて、ドイツ、スイス、アメリカ等各国・地域の工業会および関連業界団体の代表者が登壇し、坂元会長が日本を代表してテープカットを行った。

#### (2) 展示会場

① 西・北・東ホールは広いガレリアを持つ三角形の展示会場で、展示場面積は20万㎡、JIMTOF2024会場（東京ビッグサイト）の約1.7倍。

② 今展では、西1～5ホール、北1～5ホール、東1～7ホールの計17ホール全て及び仮設館ON 6（国際インフォメーションセンターブース等配置）を使用しての開催。

#### (3) 主な会場構成

##### ① 西（W）ホール

W1：ロボット・自動化装置、NC装置、ソフトウェア、測定用工具・機器

W2：プレス、レーザ、積層造形

W3：台湾パビリオン

W4：ドイツ・韓国パビリオン

W5：ドイツ・スイスパビリオン

##### ② 北（N）ホール

N1：ボール盤、中ぐり盤、モジュラユニット

N2：日本、韓国パビリオン

N3：研削盤、研磨工具

N4：旋盤

N5：旋盤、マシニングセンタ

##### ③ 東（E）ホール

E1：歯車機械、切削工具、検査・測定用工具・装置

E2：パビリオン（米国、スペイン、イタリア、チェコ、香港）

E3：切削工具、工具研削盤

E4：マシニングセンタ、フライス盤、切削工具

E5：マシニングセンタ、フライス盤、放電加工機

E6：マシニングセンタ、フライス盤、部品・付属品、潤滑・冷却

E7：マシニングセンタ、フライス盤、部品・付属品

##### ④ 仮設館

ON6：海外工業会等

#### (4) 出展内容

① 日本は現地生産機 + 日本製高性能機を混合して展示、欧州は中国生産機が中心、中国は展示スペースに応じて、フルライン展示と新作・主力機の選抜展示が併存。

② 全館通して来場者が多く、通路は混雑。一方でブース内の商談スペースは一部に空席もあり、市場動向を見極める“様子見”の姿勢が感じられた。

③ 中国企業の存在感が益々高まっており、技術力とコスト競争力を向上させ、ハイエンドな工作機械を積極的に開発している様子が見てとれる出展内容。

④ 来場者は、EV部品、半導体製造装置向け、ヒューマノイド部品加工のワークに注目が集中。航空機関連ワークについて相談する姿も一部見られた。

⑤ 特に注目度が高いヒューマノイド向けの部品加工については、精密加工を得意とするメーカーで微細な加工技術を展示。全体的には骨格系の大物ワークを中心とした展示が多くみられた。一方で、ヒューマノイドの製造工程への

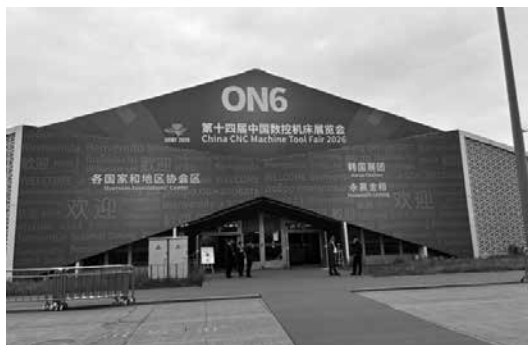


使用を想定した工程集約・自動化の展示は見られなかった。

#### (5) 会期中の広報活動

国際インフォメーションセンターに日工会ブースを開設。日工会及びJIMTOF 2026に関する広報資料を配布して、JIMTOF 2026及び日工会メンバー企業などに関する広報活動を展開するとともに、出展者及び来場者に対する情報提供を行った。

同会場は、会場の閲覧動線から外れていることもあって仮設館への来場者が少なかったが、総じて100名程度の来場があった。JIMTOFのPRグッズとして準備したスマホスタンドや東京観光ガイド（中国版）等は会期2日目の段階で既に配布を終了した。



#### 4. 会期中の会合、行事等

##### (1) CMTBA（中国工作機械工具工業協会）

###### 表敬訪問

- ① 日 時 2026年4月21日（火）  
14：00～14：30（現地時間）
- ② 会 場 中国・上海市  
CCMT会場内 N2-2W2
- ③ 出席者 CMTBA（2名）  
Mao Yufeng（President）、  
Wang Liming（Vice President）  
JMTBA（7名）  
坂元会長、山口副会長、柚原  
専務理事、五十嵐シニアエキ  
スパート、事務局

###### ④ 内 容

日本側より、CCMTへの参加招致及



びオープニングセレモニーのテープカットなど公式行事への招待に対し謝意を表明。その他同展示会や双方の市況などについて意見交換を行い、交流を深めた。

##### (2) オープニングレセプション

- ① 日 時 2026年4月21日（火）  
18：00～20：30（現地時間）
- ② 会 場 上海 Kerry Hotel  
大宴会場「上海」
- ③ 出席者 毛会長 他中国工業会関係者、  
各国工業会関係者、出展者な  
ど約500名



## 工作機械の輸出管理講習会

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施しました。

輸出管理の入門者向けに「工作機械の輸出管理講習会～輸出管理入門者のために～」を開催した。

この講習会では、工作機械に係る輸出管理制度の概要を説明するとともに、輸出管理上のポイント・注意点を纏めた当会の手引きの内容を紹介し、輸出管理への理解を促した。今年度も会場受講とオンライン受講を併催して実施した。

開催概要は以下の通り。

### 2025年度「工作機械の輸出管理講習会」～輸出管理入門者のために～

#### 1. 開催日時・形式

大阪：2026年2月9日（月）

13：00～17：00

（講習会終了後、会場受講者のみを対象とした個別相談会（17：00～17：40）を実施）

名古屋：2026年2月10日（火）

13：00～17：00

（講習会終了後、会場受講者のみを対象とした個別相談会（17：00～17：40）を実施）

東京：2026年2月17日（火）

13：00～17：00

（講習会終了後、会場受講者のみを対象とした個別相談会（17：00～17：40）を実施）

#### 2. 受講者数

合計765名

名古屋：275名（会場13名、オンライン262名）

東京：210名（会場28名、オンライン182名）

金沢：280名（会場23名、オンライン257名）

#### 3. 講師

柴田 圭太郎 氏

（株）ジェイテクト 監査部 安全保障・貿易管理課 課長

大橋 敏雄 氏

（株）ジェイテクト 監査部 安全保障・貿易管理課 プロジェクトリーダー

松浦 和雄 氏

（（一社）日本工作機械工業会 輸出管理研究員）

#### 4. 講習プログラム

- (1) 工作機械の輸出管理制度の仕組みについて
- (2) 工作機械の輸出許可申請の工程について（貨物中心）
- (3) 直近の改正内容に基づく対応

#### 5. 主な講演内容

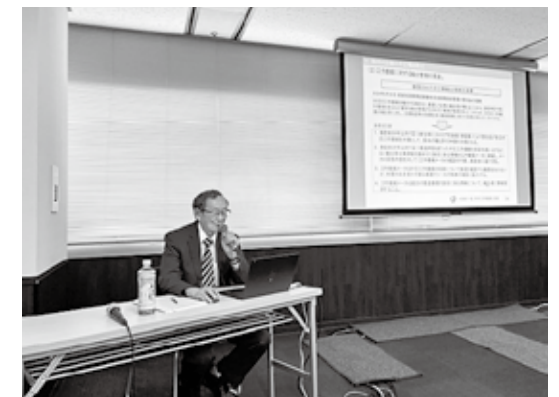
- (1) 輸出管理規制の仕組み
- (2) 輸出管理用語の解説
- (3) リスト規制
- (4) キャッチオール規制
- (5) 社内審査のやり方（引合～該非判定～社内審査まで）
- (6) 経済産業省・地方局への申請方法
- (7) 審査中の対応（申請～受理～許可に至るまで）
- (8) 審査後から輸出までの対応
- (9) 各工程に必要な書類と経済産業省に定例で必要な提出書類の解説
- (10) 直近の政省令改正内容
- (11) 国内中古機の不正輸出防止
- (12) 移設検知装置搭載による特一包括許可規制（インド、シンガポール、マレーシア、フィリピン向け）



講習プログラム1（講師：柴田氏）



講習プログラム2（講師：大橋氏）



講習プログラム3（講師：松浦氏）



# EU産業加速法(IAA)案の概要

日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義

## 1. はじめに

欧州委員会は2026年3月4日、戦略分野におけるEUの産業能力の加速と脱炭素化のための措置枠組みを定める「産業加速法(IAA: Industrial Assceleration Act)」草案[1]を発表した[2]。当初は、2025年2月に発表された「クリーン産業ディール」<sup>1</sup>の一環で「産業脱炭素化促進法案(IDAA: Industrial Decarbonisation Accelerator Act)」として構想が発表されたが、9月のフォン・デア・ライエン欧州委員長による一般教書演説<sup>2</sup>で名称から「脱炭素化」が削除された。名称変更は、より幅広いセクターと技術分野を対象とするためと報じられている[3]。12月に発表されたEU経済安全保障戦略に関するコミュニケーション<sup>3</sup>では、EUの産業基盤とサプライチェーンのレジリエンスを強化するツールの1つとして発表されている。

IAA法案は主に以下の3つの課題に取り

組んでいる。

①戦略分野・戦略的技術におけるサプライチェーンの脆弱性: 不公正なグローバル競争と国際的なバリューチェーンへの依存により、欧州が戦略分野及び技術における生産を拡大、維持する能力が阻害されている。特に、特定の重要なネットゼロ技術及びデジタル技術に関して、EU域内における技術と製造ノウハウの不足が懸念されている。この懸念は、外国投資に対するEUのアプローチが断片的であるためにさらに深刻化している。外国投資では多くの場合、EU域内における技術移転、雇用創出、バリューチェーン統合を伴わないためである。

②欧州の低炭素工業製品に対する限定的な需要とリード市場の不在: 生産コストの高さや技術成熟度のばらつき、スケールメリットの欠如が、エネルギー集約型産業における低炭素製品の開発と市場導入

を阻害し、脱炭素化投資を阻害あるいは遅延させている。これは、低炭素工業製品と高炭素製品との区別が困難であることや、下流部門が低炭素に対するプレミアムを支払う意欲が低いことによってさらに深刻化している。

③産業技術の大規模展開の停滞: インフラ接続を含む産業脱炭素化プロジェクトにおける、時間がかかり断片的で不確実な許認可手続きが、新技術の導入と規模拡

大を遅らせている。産業プロセスの脱炭素化には資産と事業運営の抜本的かつコストのかかる変革が必要で多額の投資を伴うが、長期にわたる許認可手続きで投資が凍結される可能性がある。投資リスクの軽減と資金調達の困難さは大きなボトルネックとなっている。

こういった状況から、IAAは、EUの製造セクターの発展、競争力、レジリエンスを支援する枠組みを確立して、域内市場の機

表1 IAA法案の構成  
出所: IAA法案[4]より作成

■第I章: 一般規定		■第V章: 産業製造加速地域	
第1条	主題及び適用範囲	第25条	加盟国による産業製造加速地域の指定
第2条	産業化の目標	第26条	製造加速区域のための条件整備
第3条	定義	第27条	製造加速地域の許可付与手続き
■第II章: 産業生産及び脱炭素化のための条件整備		■第VI章: 最終規定	
第4条	単一アクセスポイント	第28条	規則の評価
第5条	許可付与手続き	第29条	第III章及び第IV章の見直し
第6条	エネルギー集約型産業の脱炭素化プロジェクト	第30条	欧州委員会の委任権限の行使(委任法採択の権限)
■第III章: EUの戦略的産業バリューチェーンの強化		第31条	専門委員会手続き
第7条	EU原産の定義	第32条	罰則
第8条	公共調達においてEU原産品と同等とみなされる第三国産品	第33条	規則(EU) 2018/1724(単一デジタルゲートウェイ規則)の改正
第9条	その他の公的支援においてEU原産品と同等とみなされる第三国産品	第34条	規則(EU) 2024/1735(ネットゼロ産業法)の改正
第10条	低炭素製品	第35条	規則(EU) 2024/3110(建設製品規則)の改正
第11条	公共調達	第36条	発効及び適用開始日
第12条	その他の公的支援	■付則I: 産業製造加速地域の指定対象となる戦略分野	
第13条	法人車両に対する財政支援	■付則II: エネルギー集約型産業に対する低炭素・EU原産地要件	
第14条	CO <sub>2</sub> 排出性能基準クレジット	パートI	公共調達手続き
第15条	車両のEU原産地要件への適合性認証	パートII	その他の公的支援
第16条	欧州委員会への権限委任	■付則III: 自動車に対するEU原産地要件	
■第IV章: 外国直接投資に求められる貢献		パートI	電気自動車の公共調達手続き
第17条	適用範囲	パートII	その他の公的支援及び法人車両に対する財政支援
第18条	付加価値外国直接投資の基準	パートIII	小型ゼロエミッション車に対するスーパークレジット
第19条	外国直接投資の計画の事前通知	■付則IV: 規則(EU) 2018/1724の改正	
第20条	審査及び承認手続き		
第21条	欧州委員会による外国直接投資の審査		
第22条	投資監督機関による監視と執行		
第23条	欧州委員会による監視		
第24条	欧州委員会への権限委任		

<sup>1</sup> COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, The Clean Industrial Deal: A joint roadmap for competitiveness and decarbonization [COM (2025) 85 final] (2025年2月26日)

<sup>2</sup> State of the Union 2025 (2025年9月10日)  
[https://commission.europa.eu/document/download/16ad9a9c-6c79-45cc-ae28-f72de0a321a2\\_en?filename=State-of-the-Union-2025-President-von-der-Leyen-letter-of-intent.pdf](https://commission.europa.eu/document/download/16ad9a9c-6c79-45cc-ae28-f72de0a321a2_en?filename=State-of-the-Union-2025-President-von-der-Leyen-letter-of-intent.pdf)

<sup>3</sup> JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Strengthening EU economic security [JOIN/2025/977 final] (2025年12月3日)  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025JC0977>

能向上を図り、特に、選定された戦略分野に重点を置いて、EUの気候目標、経済安全保障、そして質の高い雇用の創出・維持・移行に貢献するという一般目標のもと、以下の4点を目的とする措置を定めている。

- (a) エネルギー集約型産業の脱炭素化プロジェクトを含む、産業製造プロジェクトの許認可手続きを迅速化する
- (b) 公共調達及び公的支援制度の枠組みにおいて、EU原産地要件及び低炭素要件、またはその両方を定めることにより、戦略分野における特定の製品のリード市場を創出する
- (c) 新興戦略分野への外国直接投資に対し条件を設ける
- (d) 加盟国が産業活動を促進する産業製造加速地域を指定する

法案では、2035年までに製造業のGDP比を20%に引き上げる目標を掲げている。製造業のGDPに占める割合は2000年の17.4%から2024年までに14.3%へと低下している。製造業はエネルギー価格の高騰や世界的な過剰生産能力、脱炭素化と新技術導入のための設備投資コスト、EUでの相対的な投資の低さ、規制障壁など、ますます多くの課題に直面しているが、EUの長期的な経済レジリエンスの強化と気候中立目標の達成にとって不可欠であり、2035年までにこの傾向を逆転させる。

## 2. 産業製造と脱炭素化のための条件整備 (第II章)

### 2-1. 産業製造プロジェクトの許可手続きの簡素化 (第4・5条)

加盟国は、IAAの発効から1年以内に、製造業<sup>4</sup>の産業用地の建設、転換、または拡張プロジェクト(「産業製造プロジェクト」)に必要な許可をすべてカバーする単一の申請に基づく単一の許可付与手続きを確立することが求められる。

加盟国は、単一の許可付与手続きの調整を行う所管当局を指定し、プロジェクトプロモーターが申請を一括提出できる単一アクセス窓口を設置する。この窓口は、提出された許可申請を自動的に関連当局に割り当て、許可付与手続きのステップや手続きの状況、関係当局の決定について申請者に通知し、申請者が期限の遵守状況を確認できるようにする。指定された所管当局は、許可申請受理日から45日以内に申請内容に不備がないか確認し、不足する情報があれば要求する。不足情報の提出後、なお申請が不完全な場合、30日以内に再度情報を要求できる。

### 2-2. エネルギー集約型産業の脱炭素化プロジェクトの許可手続き (第6条)

「エネルギー集約型産業」とは、付則I(1)に列挙される、紙及び紙製品、コークス及び精製石油製品、化学品及び化学製品、ゴ

表2 産業製造加速地域のための戦略分野(付則I)  
出所: IAA法案 [1] 付則、NACEコード [6]、ネットゼロ産業法 [5] を基に作成

対象となる製造業の分類		NACEコード <sup>※</sup>	
エネルギー集約型産業	(a) 紙及び紙製品	◆パルプ、紙及び板紙 ◆紙及び板紙製品	C17
	(b) コークス及び精製石油製品	◆コークス炉製品 ◆精製石油製品及び化石燃料製品	C19
	(c) 化学品及び化学製品	◆基礎化学品、肥料及び窒素化合物、プラスチック及び合成ゴム(一次形態)◆殺虫剤、消毒剤及びその他の農業製品 ◆ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マスティック ◆洗剤、清掃剤及び研磨剤 ◆その他の化学製品 ◆人造繊維 ◆ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マスティック	C20
	(d) ゴム及びプラスチック製品	◆ゴム製品 ◆プラスチック製品	C22
	(e) その他の非金属鉱物	◆ガラス・ガラス製品 ◆耐火製品 ◆建設用粘土製品 ◆その他の磁器・セラミック製品 ◆セメント、石灰及び石膏 ◆コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品 ◆石材の切断・成形・仕上げ ◆研磨剤及び他に分類されない非金属鉱物製品	C23
	(f) 一次金属	◆鉄鋼及びフェロアロイ ◆鋼管、鋼のパイプ、中空型材及び関連継手 ◆その他の鋼鉄一次加工品 ◆貴金属及びその他の非鉄金属 ◆金属の鑄造	C24
自動車産業	自動車、トレーラー及びセミトレーラー	◆自動車(完成車)◆車体、トレーラー及びセミトレーラー ◆自動車部品・付属品(電気・電子機器を含む)	C29
ネットゼロ技術	ネットゼロ産業法第4条(1)に規定される技術	◆太陽技術(太陽光、太陽熱)◆陸上風力・洋上再生可能技術 ◆バッテリー及びエネルギー貯蔵技術 ◆ヒートポンプ及び地熱エネルギー技術 ◆水素技術(電解槽・水素燃料電池を含む)◆持続可能なバイオガス及びバイオメタン技術 ◆CCS技術 ◆電力網技術(輸送用充電技術、電力網のデジタル化技術を含む) ◆核分裂エネルギー技術(核燃料サイクル技術を含む)◆持続可能な代替燃料技術 ◆水力発電技術 ◆以上に含まれない再生可能エネルギー技術 ◆エネルギーシステム関連のエネルギー効率化技術(熱供給網技術を含む)◆非生物由来の再生可能燃料(RFNBO)技術 ◆バイオテクノロジーによる気候・エネルギーソリューション ◆以上に含まれない脱炭素化に向けた革新的な産業技術 ◆CO <sub>2</sub> 輸送・利用技術 ◆風力・電気推進技術 ◆その他の原子力技術(核融合技術等)	-

※NACEコード=欧州共同体経済活動統計分類。日本標準産業分類(JSIC)に相当するが、分類は大きく異なる。

ム及びプラスチック製品、その他の非金属鉱物、一次金属の6分野(表2参照)のエネルギー集約型事業<sup>5</sup>を指し、これらの産業プロセスのCO<sub>2</sub>換算排出量を技術的に可能な範囲で大幅かつ恒久的に削減するための建設または転換を「エネルギー集約型産業の脱炭素化プロジェクト」と定義している。エネルギー集約型産業の脱炭素化プロジェクトに対しては、ネットゼロ産業法

(NZIA) [5] に定められる許可付与手続きの合理化要件(第II章セクションII)が適用される。これには、単一連絡窓口の設置、情報のオンライン化、プロジェクト実行の加速、許可付与手続きの所要期間(年間生産能力が1GW未満のネットゼロ技術製造プロジェクトの建設・拡張で12カ月以内、1GW以上で18カ月以内など)などの条件が含まれている。

<sup>4</sup> NACEコード(欧州共同体経済活動統計分類)改訂2 [6] の分類「C」(製造業)に分類される経済活動。たばこ製品の製造(NACEコードC12)は除く。また、その他のEU法によって、特定セクターの産業製造プロジェクトの行政手続きや許可付与手続きを合理化するルール規則や要件が定められている場合は、IAAの手続きは適用されない。これには、ネットゼロ産業法(NZIA)や重要原材料法、医薬品・医療機器のセクター別法令などがある。

<sup>5</sup> 「エネルギー集約型事業」は、エネルギー製品及び電力の調達額が生産額の3.0%以上、またはエネルギー税額が付加価値の0.5%以上である事業体と定義される。(エネルギー製品・電力の税制に関する指令2003/96/EC第17条(1)(a)の定義に準じている。) Council Directive 2003/96/EC of 27 October 2003 restructuring the Community framework for the taxation of energy products and electricity <http://data.europa.eu/eli/dir/2003/96/2023-01-10>

### 3. EUの戦略的産業バリューチェーンの強化～公共調達や補助金付与における原産地要件と低炭素要件（第III章）

IAA第III章は、公共調達及び補助金等の公的支援制度の枠組みにおいて、戦略的分野に属する特定の製品及びサービスに対し、EU域内原産地要件及び低炭素要件を適用するための枠組みを定める。同章では、鉄鋼に対する低炭素要件、特定の川下部門（建物、インフラ、及び自動車）で使用されるコンクリート、モルタル、及びアルミニウムに対するEU原産地要件及び低炭素要件、さらに自動車に対するEU原産地要件を規定している。

#### 3-1. 原産地要件の同等性と低炭素要件の定義

##### (1) 原産地要件の同等性（第7条・第8条・第9条）

IAA第III章において、「EU原産（Union Origin）」とは、EU域内を原産とする製品であること（第7条）を原則としつつ、公共調達及び公的支援制度にかかるEU原産地要件に関連しては、第三国の製品であってもEU原産品とみなす場合について規定している。

・公共調達手続きでは、EUが自由貿易圏または関税同盟を設立する協定を締結している第三国、ないしWTO政府調達協定（GPA）の締約国である第三国で生産された製品であっても、当該協定の下でEUに適切な義務が存在する場合はEU原

産品とみなす。

・公的支援制度では、FTAまたは関税同盟を結ぶ国のみに限定している。

欧州委員会は、EU原産とみなされない除外国リストを以下の基準に基づき委任法として採択する。

- (a) 付則I（表2参照）に記載される、エネルギー集約型産業、自動車産業、ネットゼロ技術の特定の製品について、相手国が当該の協定の下でEU企業・製品に公平な扱いをしていない場合
- (b) 依存により当該製品のEUにおける供給の安定性を脅かす可能性がある状況やその他の事態を回避するために、正当化される場合
- (c) 適用される協定が認めているその他の例外規定に基づき正当化される場合

##### (2) 低炭素製品の定義及び炭素強度ラベル（第10条）

付則II（表3参照）に記載されるエネルギー集約型産業からの製品（鉄鋼、コンクリート及びモルタル、アルミニウム及びこれらの製品）の「低炭素」の基準は、IAA法案では定められていない。これらは下記の委任法により定められることになり、これらの要件を満たしている場合に「低炭素製品」とみなされる。

・建設製品規則（CPR）<sup>6</sup>の対象で、整合技術仕様または欧州技術評価（ETA）

でカバーされている建設製品・・・CPRに基づき採択される委任法

・その他のすべての製品・・・エコデザイン規則（ESPR）<sup>7</sup>に基づき採択される委任法

鉄鋼とアルミニウムの中間製品はエコデザイン規則の下で委任法が策定され<sup>8</sup>、低炭素コンクリートのラベルがCPRの下で策定される計画である。

ESPRの委任法の対象にならない製品については、欧州委員会に、EU排出権取引制度（EU-ETS）指令<sup>9</sup>の対象となる活動（付則Iに列挙）によって製造された産業製品の炭素強度（温室効果ガス排出強度）に基づく、自主的な分類システムを確立する委任法を採択する権限が与えられている。この委任法は、製造業者が炭素強度ラベルの申請を行える製品を決定し、排出のシステム境界（生産工程／投入材料／電力消費からの排出）、炭素強度の算定方法、性能等級による

分類、ラベル管理や認証、検証にかかる詳細規則を定めることになる。低炭素要件の定義に用いられる手法は、EU域内産の製品については、EU-ETSに基づいて報告された排出量データ、輸入製品については炭素国境調整メカニズム（CBAM）のデータを活用している。

#### 3-2. 公共調達及び公的支援におけるエネルギー集約型産業のEU原産地要件及び低炭素要件

##### (1) 公共調達手続きにおける第三国事業者の除外（第11条）

公共調達に関わる3つの指令（公共事業一般<sup>10</sup>、コンセッション契約<sup>11</sup>、水道・エネルギー・運輸・郵便サービス<sup>12</sup>）の対象となる公共調達では、エネルギー集約型産業からの特定製品（表2参照）の公共調達手続き（付則IIパートI）及び自動車の公共調達手続き（付則IIIパートI）において、発注機

<sup>6</sup> Regulation (EU) 2024/3110 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2024 laying down harmonised rules for the marketing of construction products and repealing Regulation (EU) No 305/2011  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/3110/oj>

<sup>7</sup> Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC  
<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj>

<sup>8</sup> COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Ecodesign for Sustainable Products and Energy Labelling Working Plan 2025-2030 [COM (2025) 187 final] (2025年4月16日)  
[https://environment.ec.europa.eu/document/5f7ff5e2-ebe9-4bd4-a139-db881bd6398f\\_en](https://environment.ec.europa.eu/document/5f7ff5e2-ebe9-4bd4-a139-db881bd6398f_en)

<sup>9</sup> Consolidated text: Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union and amending Council Directive 96/61/EC  
<http://data.europa.eu/eli/dir/2003/87/2024-03-01>

<sup>10</sup> Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC  
<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/24/2026-01-01>

<sup>11</sup> Directive 2014/23/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on the award of concession contracts  
<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/23/2026-01-01>

<sup>12</sup> Directive 2014/25/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on procurement by entities operating in the water, energy, transport and postal services sectors and repealing Directive 2004/17/EC  
<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/25/2026-01-01>

表3 エネルギー集約型産業からの製品の低炭素要件及びEU原産地要件(付則II)  
出所：IAA法案 [1] 付則IIパートI及びパートIIより作成

	公共調達手続き(パートI)	公的支援制度(パートII)
対象:	指令2014/23/EU(コンセッション契約)、2014/24/EU(公共事業一般)または2014/25/EU(公益事業)の適用対象となる公共調達手続き	世帯または企業に利益をもたらす、主に住宅・商業用建物及びインフラの建設・改修、民生用自動車のリース・購入の支援を目的とする制度
	2029年1月以降に開始される手続き	2029年1月以降に設置または更新される制度
要件:	契約当局(発注機関)は、契約、工事請負契約または工事委託契約にエネルギー集約型産業からの製品の調達が含まれる場合、以下の最低割合を要求する	公的機関※は、以下の最低要件を満たす受益者のみを対象とする
(a)鉄鋼、及びその性能が主に鉄鋼に依存する製品	民生用の建物、インフラ、自動車に使用される鉄鋼の総量の25%以上が低炭素	支援を受ける製品またはプロジェクトに使用される鉄鋼の総量の25%以上が低炭素
(b)コンクリート及びモルタル、ならびにその性能が主にコンクリート及びモルタルに依存する製品	民生用の建物及びインフラに使用されるコンクリート及びモルタルの総量(製造に使用されるクリンカー及びセメントを含む)の5%以上が低炭素かつEU原産	支援を受ける製品またはプロジェクトに使用されるコンクリート及びモルタルの総量(製造に使用されるクリンカー及びセメントを含む)の5%以上が低炭素かつEU原産
(c)アルミニウム、及びその性能が主にアルミニウムに依存する製品	民生用の建物、インフラ及び自動車に使用されるアルミニウムの総量の25%以上が低炭素かつEU原産	支援を受ける製品またはプロジェクトに使用されるアルミニウムの総量の25%以上が低炭素かつEU原産

※加盟国、地域または地方自治体、公法上の機関、またはこれらの機関もしくは公法上の機関によって設立された団体

関は、EUとの間で当該手続きへのアクセスを保証する国際協定を締結していない第三国の事業者が所有または支配している経済事業者の入札を参加対象から除外する(前項「3-1.(1)参照」)。発注機関は、付則IIパートI及び付則IIIパートIIに規定される低炭素要件及びEU原産地要件を適用する(表3及び表4参照)。例外として、以下のいずれかの条件に該当する場合はこれらの要件を適用しないことを決定できる。

- (a) 要求される製品/サービスを提供できるのが特定の事業者1社しかなく、合理的な代替品/代替手段が存在せず、かつ、こういった競争の欠如が調達手続きの条件を人為的に狭めた結果によるものではない場合
- (b) 計画している新たな調達手続きの開始前2年間に、同一の発注機関が実施した類似の公共調達手続きを含め、

適切な入札または参加申請が提出されなかった場合

- (c) 原産地要件や低炭素要件(付則II及び付則III)の適用により、発注機関が不均衡なコストを伴う調達を余儀なくされるか、運用・保守において技術的な不適合が生じる場合。客観的かつ透明性のあるデータに基づいてコスト差が25%を超えると推定される場合、不均衡であるとみなされる。

また、発注機関は、製品またはサービスを提供する事業者に対し、以上の要件(第11条)に適合していることを示す自己申告書またはこれに相当する文書の提出を求める。

### (2) 公的支援制度(第12条)

加盟国は、公的支援制度を、付則IIパートII(表3参照)に定められるエネルギー集約型産業の特定製品(鉄鋼、コンクリート及

びモルタル、アルミニウム及びこれらの製品)に対する低炭素・EU原産地要件、付則IIIパートII(表4参照)に定められる自動車のEU原産地要件、もしくはこの両方を通じて、EUの戦略的産業バリューチェーン強化に貢献する形で設計することが求められる。この要件を、公的支援制度の予算の一定割合以上に対して適用しなければならない。

- ・付則IIパートIIでカバーされる公的支援制度：45%以上
- ・付則IIIパートIIでカバーされる公的支援制度：100%

### 3-3. 公共調達及び公的支援における自動車のEU原産地要件(第11条～第14条、付則III)

指令2014/24/EU(公共事業一般<sup>13</sup>)または指令2014/25/EU(水道・エネルギー・運輸・

郵便サービス<sup>14</sup>)が適用される公共調達手続きにおいて、購入、リース、レンタルまたは割賦販売された純電気自動車(PEV)、オフビークル充電式ハイブリッド電気自動車(OVC-HEV)<sup>15</sup>または燃料電池車(FCV)は、付則IIIに定めるEU原産地要件(表4)を遵守しなければならない。これは、規則発効日から6カ月後以降に発売された新車に限る。公共調達手続きを通じて調達されたサービスの提供に使用される車両も、同じ要件が適用される。ここで、原産地要件の同等性のルール(前述3-1(1))により、FTAパートナー国、関税同盟締結国、及びGPA締約国の製品はEU産とみなされる。

PEV、OVC-HEV、FCVの購入、リース、レンタルまたは割賦販売を支援する公的制度に対しても、同じく表4の原産地要件が適用されるが、原産地の同等性のルールは

表4 自動車の公共調達及び公的支援におけるEU原産地要件(付則III)  
出所：IAA法案 [1] 付則IIIパートI及びパートIIを基に作成

対象	要件		適用開始
(a)車両	組立地	EU域内で組立	IAA発効の6か月後から
(b)バッテリー以外の車両構成部品	工場出荷価格総額ベース	EU原産比率 70%以上	
(c)バッテリー	主要構成部品の種類数	3種類以上がEU原産(うち1種類はセルとする)	IAA発効の3年後から
(d)バッテリー	主要構成部品の種類数	5種類以上がEU原産(うち3種類はセル、正極活物質、バッテリーマネージメントシステムとする)	
(e)電動パワートレイン構成部品	工場出荷価格総額ベース	EU原産比率 50%以上	
(f)主要電子システム	工場出荷価格総額ベース	EU原産比率 50%以上	

(注)例外として、全長4.2m以下の小型電気自動車(新たに導入される「M1E」カテゴリーの車両)については、(a)に加え(b)または(c)のいずれか1つの要件を満たせばよい。

<sup>13</sup> Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC <http://data.europa.eu/eli/dir/2014/24/2026-01-01>

<sup>14</sup> Directive 2014/25/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on procurement by entities operating in the water, energy, transport and postal services sectors and repealing Directive 2004/17/EC <http://data.europa.eu/eli/dir/2014/25/2026-01-01>

<sup>15</sup> プラグインハイブリッド車(PHEV)と同義。

公共調達と異なり、EU産とみなされるのはFTAパートナー国と関税同盟締結国の製品だけで、GPAを締約しているだけではEU産とはみなされない。

公共調達、公的支援いずれの場合も、車両メーカーが、前年（1月1日～12月31日）に組み立てた、EU原産地要件に適合するすべての車両の総数が、同期中にEU内で登録された同一メーカーの車両（PEV、OVC-HEVまたはFCV）の総数の85%以上であることを証明すれば、当該メーカーのすべての車両（PEV、OVC-HEVまたはFCV）が、12カ月間、EU原産地要件に適合しているとみなされる。

IAA法案ではまた、2025年12月の「自動車パッケージ」の一環で発表された2つの規則案について、「EU製（Made in the EU）」の車両が優遇されており、「EU製」の基準はIAAのEU原産地要件（付則III）に準じるものとすることが記載された。ただし、IAAではこれら2つの規則の「EU製」の基準は第7条の「EU原産」、つまりEU域内を原産とする産品であることという解釈を用いることが明記されており、FTAパートナー国や関税同盟国で生産された部品はEU製とはみなされない。

- ・クリーン法人車両に関する規則案<sup>16</sup>・・・加盟国は2028年1月1日以降、法人車両

（乗用車・バン）の購入、リース、レンタル、割賦販売、運用に対する大企業への財政支援の提供で、「EU製」のゼロエミッション車／低排出車（CO<sub>2</sub>テールパイプ排出量が50g/km以下の車両）のみを対象とする。

・自動車のCO<sub>2</sub>排出性能基準及び車両表示に関する規則（EU）2019/631の改正案<sup>17</sup>・・・CO<sub>2</sub>排出量の算定時に「EU製」の小型ゼロエミッション車（「MIE」カテゴリーの車両）については、販売台数を1.3台分としてカウントできる「スーパークレジット」を適用できる規定。表4の（a）に加え、（b）または（c）のいずれか1つの要件を満たせばよい。

### 3-4. 公共調達及び公的支援等におけるネットゼロ技術に対するEU原産地要件（第34条）

IAA法案では、ネットゼロ産業法（NZIA）[5] を改正して新たに追加した付則IIに、①公共調達手続き、②ネットゼロ技術の入札、③その他の公的支援制度、④ネットゼロ技術の建設・製造に対する加盟国支援において、EU原産地要件を盛り込んでいる（表5参照）。①公共調達手続き及び③その他の公的支援制度におけるEU原産地要件の内容は、エネルギー集約型産業のEU原産地要件

表5 公共調達手続きや公的支援制度等においてネットゼロ技術に求められるEU原産地要件（NZIAの改正による新付則II）  
出所：IAA法案 [1] 第34条、ネットゼロ産業法（NZIA）[5]

	①公共調達手続き	②入札	③その他の公的支援制度	④ネットゼロ技術の建設・製造に対する加盟国支援
ネットゼロ技術の最終製品	IAA発効後に公示される、指令2014/23/EU（コセンション契約）、2014/24/EU（公共事業一般）または2014/25/EU（公益事業）の適用対象の公共調達手続きで、契約、工事契約または工事コンセンションに下記のネットゼロ技術の調達が含まれる場合、調達文書に以下の要件を含める（NZIA第25A条）	入札の対象に以下のネットゼロ技術が含まれる場合、加盟国は以下に定める事前資格審査基準または落札基準を含める（NZIA第26条）	公的機関 <sup>※</sup> は受益者が以下の要件が満たされる場合にのみ、当該制度または追加の財政支援を受ける資格を有することを確保するよう、制度を設計する（NZIA第28A条）	加盟国は、下記のネットゼロ技術最終製品の建設または製造を支援する場合、以下に定めるEU原産地要件が満たされていることを確保する（NZIA第28C条）
(a) バッテリー エネルギー 貯蔵システム (BESS)	IAA発効1～3年後まで ・BESSはEU原産であること ・1MW以上のBESSを含むプロジェクトではEU原産のバッテリー管理システム(BMS)を含むこと IAA発効3年後以降 ・BESSはEU原産であること ・EU原産のバッテリーセル、BMS、主要特定部品を含んでいること	IAA発効1～3年後までに公示される入札 ・公共調達に同じ IAA発効3年後以降に公示される入札 ・公共調達に同じ	IAA発効1～3年後までに設置/更新される制度 ・公共調達に同じ IAA発効3年後以降に設置/更新される制度 ・公共調達に同じ IAA発効3年後以降に設置/更新される制度 ・公共調達に同じ	—
(b) 太陽光(PV) 技術	IAA発効3年後以降 ・PVインバーター及びPVセル、もしくは同等品はEU原産であること	IAA発効3年後以降に公示される入札 ・公共調達に同じ	IAA発効3年後以降に設置/更新される制度 ・公共調達に同じ	—
(c) 水素	—	IAA発効1年後以降に公示される入札 ・水素製造に使用される電解槽がEU原産であること ・スタックと主要特定部品1点がEU原産であること IAA発効3年後以降に公示される入札 ・水素製造に使用される電解槽がEU原産であること ・スタックと主要特定部品2点がEU原産であること	—	IAA発効1年後以降に電解槽の製造能力を支援するための投資に対する新たな支援制度を策定する場合 ・入札に同じ IAA発効3年後以降に電解槽の製造能力を支援するための投資に対する新たな支援制度を策定する場合 ・入札に同じ
(d) 温水式ヒートポンプ	IAA発効3年後以降 ・温水式ヒートポンプはEU原産であること	—	IAA発効3年後以降に設置/更新される制度 ・公共調達に同じ	—
(e) 陸上洋上風力技術	IAA発効1～3年後まで ・風力タービンの主要特定部品1点はEU原産であること IAA発効3年後以降 ・風力タービンの主要特定部品2点はEU原産であること	IAA発効1～3年後までに公表される入札 ・公共調達に同じ IAA発効3年後以降に公表される入札 ・公共調達に同じ	—	—
(f) 核分裂技術・原子力 ※原子力発電所の初期産業展開を含む 研究・開発、インベションプロジェクトには適用されない	IAA発効4年後以降に公示される公共調達で工事契約または工事コンセンション契約に新規原子力発電所(小型モジュール式原子炉(SMR)を含む)の建設が含まれる場合 ・少なくとも2点の主要特定部品がEU原産であること IAA発効6年後以降に公示される公共調達で工事契約または工事コンセンション契約に新規原子力発電所(SMRを含む)の建設が含まれる場合 ・少なくとも3点の主要特定部品がEU原産であること	—	IAA発効4年後以降に支援申請が行われるプロジェクトで原子力発電所(SMRを含む)の新規建設を支援する場合 ・核分裂技術最終製品の主要特定部品のうち少なくとも2点がEU原産であること IAA発効6年後以降に支援申請が行われるプロジェクトで原子力発電所(SMRを含む)の新規建設を支援する場合 ・核分裂技術最終製品の主要特定部品のうち少なくとも3点がEU原産であること	IAA発効4年後以降に支援申請が行われるプロジェクトで原子力発電所(SMRを含む)の新規建設を支援する場合 ・核分裂技術最終製品の主要特定部品のうち少なくとも2点がEU原産であること IAA発効6年後以降に支援申請が行われるプロジェクトで原子力発電所(SMRを含む)の新規建設を支援する場合 ・核分裂技術最終製品の主要特定部品のうち少なくとも3点がEU原産であること

※加盟国、地域または地方自治体、公法上の機関、またはこれらの機関もしくは公法上の機関によって設立された団体

(前述 3 - 2. (1) 参照) とほぼ同じで、EUとの間で当該手続きへのアクセスを保証する国際協定を締結していない第三国の事業者が所有または支配している経済事業者の入札を参加対象から除外する (①公共調達手続きではEPA、FTA、GPAの締結国、③その他の公的支援制度ではEPA及びFTAのみ)。ただ、①公共調達手続きでは、原産地要件を適用しなくてもよいケースについて、エネルギー集約型産業の場合の3点(競争の欠如、過去2年間の応札の欠如、要件の適用による調達コストの大幅な上昇もしくは技術的な不適合)に加えて、製品入手が困難で原産地要件の適用によりプロジェクトの納入に著しい遅延(7カ月を超える遅延)が生じる場合、という条件が4点目に挙げられている。

②ネットゼロ技術の入札(NZIA第26条(c))については、対象を「再生可能エネルギー」から「ネットゼロ技術」に拡大したうえで、付則IIのEU原産地要件を導入している。入札の対象に付則IIに記載されるネットゼロ技術が含まれる場合、加盟国は付則IIに定められた事前資格審査基準または落札基準を入札の設計に含めなければならない。

④ネットゼロ技術の建設・製造に対する加盟国支援(NZIA第28C条)における原産地要件も、新たに加えられたもので、加盟国は、付則IIに記載されるネットゼロ技術の最終製品の建設または製造を支援する場合、以下に定めるEU原産地要件が満たされていることを確保しなければならない。原産地要件を適用しなくてもよいケースは、競争の欠如、調達

コストの大幅上昇もしくは技術的な不適合、及び7カ月を超える納入の遅延の3点である。

#### 4. 新興戦略製造業分野の大型外国直接投資に求められる条件 (第IV章)

IAA第IV章では、外国からの投資にEU経済・社会への価値の付加を要求し、投資額が1億ユーロを超える特定の新興戦略分野への外国直接投資に課される条件の枠組みを定めている。当該投資は、関連する条件が完全に満たされるまで効力を生じない。

##### 4-1. 適用対象 (第17条、第24条)

第IV章は、第17条(2)に規定される新興の戦略的製造分野において、世界の製造能力の40%超を占める第三国に属する企業または個人による、1億ユーロ超の対内直接投資に適用する規定を定めている。加盟国は、規則発効後1カ月以内に、外国直接投資の審査を行い、これらの規定の順守状況を審査・監視する責任を負う投資監督機関(Investment Authority)を指定する。欧州委員会は調整役を担う。投資監督機関または欧州委員会の第IV章の規定に沿った承認なく、投資を行うことは認められない。

このような承認を必要とする戦略的製造分野、対象除外として明示されている分野、また今後、EUの経済安全保障にとって重要で欧州委員会委任法で対象リストに追加される見込みの分野は表6のとおりである。EUがすでに関係を結んでいる経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)の対象となる投資家や投資、サービス提供を目的とす

表6 外国直接投資に条件が課される新興戦略製造業分野  
出所：IAA法案 [1] 第17条(2)及び第24条(1)、ネットゼロ産業法(NZIA) [5] 第4条

適用対象技術(第17条(2))	追加対象候補として明示されている技術(第24条(1))
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリーエネルギー貯蔵システムのためのバッテリー技術とバリューチェーン</li> <li>・純電気自動車(PEV)、オフビークル充電式ハイブリッド電気自動車(OVC-HEV)、燃料電池電気自動車(FCV)(電化及びデジタル化関連の部品を含む)</li> <li>・太陽光発電(PV)技術</li> <li>・重要原材料の採掘、加工、リサイクル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上風力発電・洋上再生可能エネルギー技術</li> <li>・ヒートポンプ・地熱エネルギー技術</li> <li>・水素技術(電解槽と燃料電池を含む)</li> <li>・CCS技術</li> <li>・電力網技術(輸送用充電技術及び電力網のデジタル化技術を含む)</li> <li>・持続可能な代替燃料(航空用の合成低炭素燃料または水素燃料、海洋セクター向け燃料)技術</li> <li>・水力発電技術</li> <li>・非生物由来の再生可能燃料(RFNBO)技術</li> <li>・他のカテゴリーに該当しない変革的な産業脱炭素化技術※</li> <li>・以上のカテゴリーに該当しない原子力技術</li> <li>・核燃料サイクル技術</li> <li>・輸送用の電気推進技術</li> </ul>
対象除外技術(第24条(1))	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術</li> <li>・AI</li> <li>・量子技術</li> <li>・半導体</li> </ul>	

※エネルギー集約型企業(鉄鋼、アルミニウム、非鉄金属、化学薬品、セメント、石灰、ガラス、セラミック、肥料、パルプ・製紙セクター)の事業施設におけるCO<sub>2</sub>換算排出量を大幅かつ恒久的に削減するために使用される変革的な産業技術。

る投資(外国投資家のEU子会社による投資も含む)、及びポートフォリオ投資は、第IV章の規制の適用除外となる。

##### 4-2. 付加価値外国直接投資の承認条件 (第18条)

規則発効から12カ月後以降、投資監督機

関は、第18条(2)(a)～(f)に記載される6つの条件(表7)のうち4つ以上を満たす外国直接投資のみを承認する。このうち(e)雇用維持に関する条件は必須となる。欧州委員会は、これらの承認条件の遵守を確認するための詳細規則を、規則発効から6カ月以内に実施法として定める。

表7 外国直接投資の承認条件  
出所：IAA法案 [1] 第18条(2)

(a)	外国投資家が、EUの投資先企業(Union Target)における株式資本、議決権、またはそれに相当する所有権の49%超を取得、保有、または行使しないこと、また、EU資産に対する同等の所有権、賃借権、またはその他の支配権を付与する権利を有しないこと。
(b)	外国投資家が、EU企業1社以上との合弁事業を通じて直接投資を行うこと。ただし、当該合弁事業に参加するEU企業のいずれにおいても、外国投資家は株式資本、議決権、またはこれに相当する所有権、もしくは支配権を付与するその他の権利の49%超を保有しないこと。当該合弁事業は、EUのパートナー企業が経営、技術移転、及び能力開発に実質的に参加できるよう構成されなければならない。
(c)	EU投資先企業またはEU資産が外国直接投資の枠組みの中で経済活動を実施できるよう、外国投資家が知的財産権及びノウハウをライセンス供与する合意を締結していること。 EU投資先企業またはEU資産を所有する法人が外国投資以前に、または外国投資家の協力なしに、開発した知的財産権または資産はすべて、EU投資先企業またはEU資産の法人によって全面的かつ排他的に所有される。 外国投資家の他の事業資産との協力の結果として当該枠組みの中で開発された、すべての知的財産権または資産、または(b)の場合には合弁事業によって開発されたすべての知的財産権または資産は、外国投資家と、EU投資先企業、(b)で定義される合弁事業、またはEU資産を所有する法人のいずれかとの間で、共同所有されるものとする。
(d)	外国投資家は、EU投資先企業の年間総収益またはEU資産が生み出す年間総収益の少なくとも1%に相当する額を、外国投資家の支配権持分比率に応じて毎年、EU域内の研究開発費に拠出する。
(e)	外国直接投資の実施時及び事業運営期間を通じて、当該投資の対象となる労働力の50%以上を、実務、技術、監督、管理職を含むあらゆる職種において、EU加盟国の労働者で構成する。このような雇用には、適切な研修及び能力開発措置が伴う。 投資前にEU対象投資企業またはEU資産がすでに製造活動を行っていた場合は(破産後の投資の場合を含む)、国内法及び労働協約の適用に従い既存の労働力の維持または従前の労働力の再雇用を優先する。外国投資家、EU投資先企業、またはEU資産が公的資金を受領した場合、当該投資家は5年間、EU労働者の数を削減しないことを確約し、違反すれば交付金を返還しなければならない。
(f)	外国直接投資の文脈において、外国投資家は、EUバリューチェーンを強化し、製造に必要な投入材料をEUから優先的に調達するための戦略を作成して自社ウェブサイト公表するとともに、EU市場に上市する製品に使用される投入材料の最低30%をEUから調達するよう努める。

また、投資監督機関は以下の場合に、外国投資家の子会社がEU域内で行う直接投資に対し、上記の条件 (a) ~ (f) の一部または全部を適用することができる。

- ・外国投資家による本規則の迂回を防止するため、または
- ・外国投資家またはその子会社が提案するコミットメントも考慮したうえで、本規則の目的を達成するために、EU域内への直接投資に対する制約がより少ない、合理的な代替措置が存在しない場合

#### 4-3. 外国直接投資計画の届出義務及び審査・承認手続き (第19条~第21条)

外国投資家は、計画している直接投資で、当該投資先企業または資産に対する支配権を生じさせるものについては、投資先企業または資産が所在する加盟国の投資監督機関に通知しなければならない。当該投資が以下のいずれかの上限に達する場合、外国投資家は支配権を有するものとみなされる。

- ・投資先企業の株式資本または議決権の30%以上
- ・EU資産の所有権、及びEU資産に対する賃借権その他の支配権の30%以上

複数国に所在する場合は、すべての加盟国当局と欧州委員会に通知する。関係加盟国は、当該通知の審査を調整し、他の関係加盟国及び欧州委員会と条件について合意する。関係加盟国間で合意が得られない場合は、欧州委員会が外国直接投資に適用される条件を決定する。

投資監督機関は受理した通知を欧州委員

会に送付し、欧州委員会が規則第18条の条件を満たしているか通知内容を審査したうえで、投資監督機関が承認すべきか否か書面による意見書を出すことができる。欧州委員会は機密保持に十分配慮したうえで、意見書を投資監督機関に送付するとともに、他の加盟国の投資監督機関と共有するか、公式ウェブサイトに掲載する。

投資監督機関は、外国直接投資が第18条(2)に定める6つの条件のうち4つを満たす場合に、当該投資を承認しなければならない。欧州委員会は評価に基づき、投資監督機関に対し、第18条(2)に定める条件の一部または全部を比例的に適用すること、もしくは適用しないことを求めることができる。投資監督機関は、欧州委員会の意見と異なる決定を下した場合は、さらに詳細に審査する義務があり、欧州委員会の意見をどのように考慮したかを正当化することが求められる。欧州委員会が通知内容の審査を実施することを決定できるのは次の場合である。

- (a) 外国直接投資が域内市場における付加価値創出に重大な影響を与える可能性がある場合、欧州委員会の自発的な判断により。下記のいずれかに該当する場合、域内市場における付加価値創出に重大な影響を与える可能性があるものとみなされる。

- ・域内市場にとって特に戦略的に重要な場合
- ・複数の加盟国に相当な経済的影響を与える場合
- ・EU域内の当該新興戦略セクターまたは関連するバリューチェーンの供給安全保

障、あるいは複数の加盟国の安全保障を脅かす可能性が高い場合

- ・複数の加盟国において有害な環境影響を及ぼす可能性が高い場合
- ・当該新興戦略セクターにおける他の投資と比較して特に高額な場合

(b) 投資監督機関、または当該外国直接投資が当該加盟国の領土に重大な影響を与える可能性がある他の加盟国の投資監督機関の要請により。

(c) 外国直接投資の額が10億ユーロを超える場合、欧州委員会の自発的な判断により。

欧州委員会はまた、外国投資家のEU子会社による投資の評価を行うことができる。欧州委員会は、自発的な判断により、または通知を取り扱う投資監督機関、もしくは当該外国直接投資が重大な影響を及ぼす他の加盟国の投資監督機関の要請により、評価を行うことができる。その評価に基づき、投資監督機関に対し、第18条(2)に定める条件の一部または全部を比例的に適用すること、もしくは適用しないことを求めることができる。

#### 4-4. 外国直接投資の監視 (第22・23条)

投資監督機関は、外国直接投資が第18条に定める条件を引き続き満たしていることを確保するため、当該投資を定期的に監視する。外国投資家は、条件の遵守状況につ

いて投資監督機関に定期的に報告しなければならない。投資監督機関は、第19条に基づく外国直接投資の届出義務や第18条の条件など第IV章の規定の非遵守に対し、罰則を定める。欧州委員会が外国直接投資を評価する場合に、外国投資家が届出において虚偽や誤解を招く情報を提供した場合や必要な情報を提供しなかった場合、欧州委員会は決定により制裁を科すことができる。欧州委員会は、新興戦略分野ごとの世界的な製造能力を監視する。

#### 5. 加盟国による産業製造加速地域の指定 (第V章)

加盟国は、付則Iに列挙されたエネルギー集約型産業、自動車産業、ネットゼロ技術の戦略分野(表2参照)の産業製造プロジェクトを集積させるため、自国内に少なくとも1つの「産業製造加速地域 (Industrial Manufacturing Acceleration Area)」を規則発効から12カ月以内に指定する。

地域指定における基準と考慮すべき地域のニーズ等は表8のとおりである。このほか、プロジェクトが環境に重大な影響を及ぼさない工業用地やブラウンフィールド用地、また他のEU法ですでに特定されている戦略的プロジェクトが優先される。これには、ネットゼロ産業法 (NZIA) で導入された「ネットゼロ加速バレー」<sup>18</sup>も含まれる。

<sup>18</sup> ネットゼロ産業法 (NZIA) で導入された、ネットゼロ技術の製造拠点を集中的に育成・支援するためのクラスター。すでにドイツのブランデンブルク州/ザクセン州に「Net-Zero Valley Lausitz」が初のネットゼロバレーとして指定されているほか、ドイツ2カ所(「Rheinisches Revier」及び「NordWest Deutschland」)、スペイン(ナヴァラ)で指定手続き中となっている。  
[https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/sustainability/net-zero-industry-act/net-zero-acceleration-valleys\\_en](https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/sustainability/net-zero-industry-act/net-zero-acceleration-valleys_en)

表8 産業製造加速地域の指定基準  
出所：IAA法案 [1] 第25条

指定の基準	指定で考慮すべき事項
(a) 当該地域で生産を行うことにより付則Iの戦略分野におけるEUの供給安全保障に及ぼす影響 (b) 下記の点における当該地域の潜在的な能力 ・付則Iの戦略的分野における生産能力展開の支援 ・EUのバリューチェーンとイノベーション能力の強化 ・脱炭素化や循環型ビジネスの慣行など持続可能な製造業活動を加速させ、「ネットゼロ加速バレー」など他のEU法に基づき実施される戦略的プロジェクトやイニシアチブと連携した域内市場の機能の促進 (c) 地域指定により恩恵を受ける地域内の中小企業(SME)と小規模中堅企業(SMC)の数 (d) 加盟国の地域の開発水準(後発開発地域、移行地域、産業構造転換地域など)	(a) 当該地域のインフラ整備ニーズ (b) 当該地域内の製造産業の資金ニーズと(該当する場合)国家補助規則に従ってこれを支援する可能性 (c) 当該地域内のサプライチェーンのニーズ及び製造活動に必須の主要原材料(特に二次原材料) (d) 当該地域を製造活動の加速に必要な低炭素エネルギー供給源に接続できる可能性 (e) スキルニーズ、人材不足、雇用動向、及び地域労働力のリスキング・アップスキリングに向けた支援措置 (f) 新たな産業活動の開始を促進するための当該地域における汚染除去のニーズ(該当する場合) (g) 当該地域で製造活動を加速するための研究・イノベーションのニーズ (h) 企業の気候変動移行計画及び関連する目標とアクション、投資ニーズ、必要な政策枠組みなど、産業界が公開している地域固有の関連情報

産業製造加速地域の発展を促進するため、加盟国は、産業製造加速地域に対し、プロジェクトの資金調達支援や研究開発投資の促進、地域のエネルギー需要の分析、将来的な需要を考慮した電力系統事業者による事前投資の可能性の検討、重要原材料の供給に関する加速地域間の連携強化、重要原材料法に基づく共同購入メカニズムへの参加の促進・支援、高技能人材の育成・確保支援などの措置を講じることが求められる。

特定された地域内での産業活動に必要な許可付与手続きを迅速化するため、加盟国は、当該地域内での製造活動に共通して必要な許認可を網羅し、地域の特性を反映しつつ、地域に展開される産業分野に合わせて調整された「包括的ベースライン許可」を確立する。地域内の個別プロジェクトは、産業排出指令(2010/75/EU)に基づく許可や送電網接続許可など、この基本的な許可に含まれない設置固有の許認可と環境アセスメントだけを取得すればよい。当該許可の発行にあたり、加盟国は地域レベルで環境影響評価や計画手続きなど必要な評価を事前に実施する。

## 6. おわりに

IAA法案は今後、欧州議会とEU理事会(閣僚理事会)で審議され、両機関はすでに準備段階に入っている[7]。法案の中で、最大の争点となるのは「EU製」との同等性であろう。無論、日本を含むFTAパートナー国の製品の同等性が多くの対象セクターにおいて、原則、認められている点については、信頼できるパートナー国とともにサプライチェーンを構築していく姿勢を示すものであり、一定程度、評価できよう。他方、特に自動車に関しては、クリーン法人車両等への公的支援につき、バッテリー部品等の原産地要件の同等性が認められていないほか、公共調達を含め、厳にEU域内で組み立てを行うことが求められている。また、「EU製」の要件では、公共調達、公的支援制度、入札の場合で、域内産と同等とみなす条件が異なるという法令の複雑さも見られる。現状では、公共調達でEU原産品と同等に扱われる製品が、公的支援制度では同等の扱いではなくなるケースが出てくることもあり得るのではないかと。

加えて、FTAなどの相手国であっても、第三国が同等性を維持するには、当該協定の義務を履行し、相互主義を遵守していることを条件としている。例えばこれらの国がEU製品を自国の補助金制度から除外するなどEU製品を差別したり自国企業の製品を優遇したりすれば、EUは対抗措置をとることができるようになってきている。また、特定国への過度な依存やサプライチェーンの脆弱性、地政学リスクの顕在化などに対応して、EUの調達から除外することができる。

欧州委員会はEU原産とみなされない除外国リストを委任法として策定するが、その期限は法案では示されていない。委任法の公表はIAAの採択後となる見通しで、これには早くても1年かかると想定される。英国自動車工業会(SMMT)のマイケル・ホーズCEOは4月中旬、投資の遅延につながりかねないとして、英国の自動車メーカーは「EU製」として認められるかどうか早急に明確な説明を求めていると指摘した[8]。原産地要件の目的は(中国など)「遠方の低コストの国々」からの競争激化に対抗し欧州産業の競争力を強化することだったが、英国は低コスト国ではなく、規制の意図はEUと英国の貿易に打撃を与えることではないはずとした。

最後に、IAAの議論結果を待たずとも、一部加盟国において「欧州優先」の要素を含む政策が検討・導入され始めている点にも留意すべきである。例えば、原産地要件の導入では、イタリアがEUに先駆け試みていた。2026年度予算法(2025年12月30日法

律第199号)により、2026年1月1日から2028年9月末まで資本財への投資の取得原価を税制上増額できる「ハイパー減価償却」の措置において、欧州原産地要件を導入することとし実施令の策定を進めていたが、経済財務省は3月中旬、その廃止方針を正式に示した[9]。この措置では、対象設備をEUまたは欧州経済領域(EEA)で生産されたものに限定する要件が設けられたが、これにより調達可能な製品の範囲が狭まり、企業の投資実行を阻害するとの懸念が生じたと報道されている[10]。狙いと思われる安価な中国製品だけでなく、米国や日本、韓国製などの競争力のある製品のサプライヤーも除外されることになり、物議を醸していた。IAA法案が、すべての対象セクターについてFTAパートナー国等への配慮を示す形で決着し、各加盟国の政策がこれに整合する形で変化していくことに期待したい。

## 参考文献

- [1] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework of measures for the acceleration of industrial capacity and decarbonisation in strategic sectors and amending Regulations (EU) 2018/1724, (EU) 2024/1735 and (EU) 2024/3110 [COM (2026) 100 final] (2026年3月4日) [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=comnat:COM\\_2026\\_0100\\_FIN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=comnat:COM_2026_0100_FIN)

- [2] 欧州委員会プレスリリース “Taking action for a clean and competitive automotive sector” (2025年12月16日)  
[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_25\\_3051](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_3051)
- [3] 欧州議会Legislative Train Schedule  
<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-new-plan-for-europe-s-sustainable-prosperity-and-competitiveness/file-industrial-decarbonisation-accelerator-act?sid=9801>
- [4] REGULATION (EU) 2018/858 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 30 May 2018 on the approval and market surveillance of motor vehicles and their trailers, and of systems, components and separate technical units intended for such vehicles, amending Regulations (EC) No 715/2007 and (EC) No 595/2009 and repealing Directive 2007/46/EC  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2018/858/2024-07-01>
- [5] REGULATION (EU) 2024/1735 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 June 2024 on establishing a framework of measures for strengthening Europe’s net-zero technology manufacturing ecosystem and amending Regulation (EU) 2018/1724 <http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1735/2025-08-17>
- [6] Nomenclature statistique des Activités économiques dans la Communauté Européenne (NACE) Commission Delegated Regulation (EU) 2023/137 of 10 October 2022 amending Regulation (EC) No 1893/2006 of the European Parliament and of the Council establishing the statistical classification of economic activities NACE Revision 2  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02023R0137-20250331>
- [7] EU Law Tracker  
[https://law-tracker.europa.eu/procedure/2026\\_68](https://law-tracker.europa.eu/procedure/2026_68)
- [8] ロイター記事 “British carmakers seek clarity on 'Made in EU' rule as trade risks grow” (2026年4月15日)  
<https://www.reuters.com/business/british-carmakers-seek-clarity-made-eu-rule-trade-risks-grow-2026-04-15/>
- [9] イタリア経済財務省プレスリリース Comunicato Stampa N ° 31 del 12/03/2026  
<https://www.mef.gov.it/ufficio-stampa/comunicati/2026/Comunicato/>
- [10] il sole 24 oreニュース “Transition 5.0, solution on hyper-amortisation postponed” (2026年3月12日)  
<https://en.ilsole24ore.com/art/transition-50-postponed-solution-on-hyper-amortisation-AIBoOKtB>

## 2026年経済産業省企業活動基本調査に御協力ください

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室

経済産業省では、我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、1992年以降「経済産業省企業活動基本調査」(基幹統計調査)を実施しております。今般、企業統計の精度向上と報告者負担の軽減を目的として、統計調査の廃止、整理等を行い、「経済産業省企業活動基本調査」に「海外事業活動基本調査」の海外現地法人調査票を統合し、1つの調査として実施します。

当該見直しにより、我が国企業の国内と海外の両面で事業活動を一体的に把握することが可能となり、これまでも経済産業政策等各種行政施策の策定、業界団体、民間企業におけるビジョン作成、経営戦略の策定、研究機関における基礎資料として利用されてきましたが、さらなる利活用が可能となります。

調査をお願いする企業の皆様には、調査書類を5月中旬以降、順次郵送いたしますので、御回答をお願いいたします。

詳しくは、以下のURLから、経済産業省企業活動基本調査のホームページをご覧ください。  
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/2026jissi.html>

問合せ先：経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室

TEL：03-3501-1511（内線2904）

## 自分の歩みと人の育て方

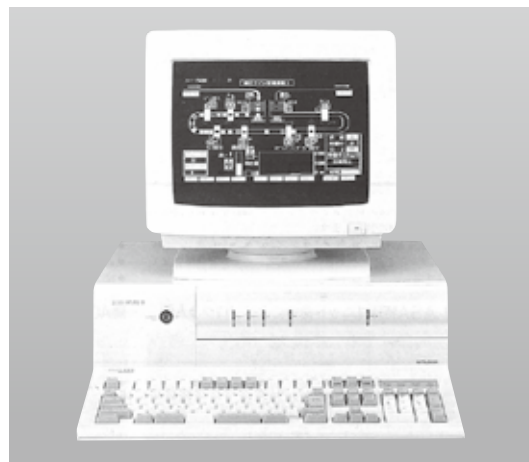
理事 都築 貴之

(三菱電機株式会社・上席執行役員 FAシステム事業本部長)



私は大学で数学を専攻していたのですが、数学だけでなくコンピュータサイエンスにも興味があり、情報処理の勉強もしていました。中学生のときに親から買ってもらったパソコンを使い、複雑な計算や言語処理がどうやってできるのか、コンピュータは一体どのような仕組みになっているのかを一生懸命勉強したものです。三菱電機に入社する際は、とにかくソフトウェアの仕事に携わりたく、その仕事ができそうな部門への配属を希望していました。

入社してみると、当社の名古屋製作所で製造現場向けのコンピュータを開発している部門へ配属されることになりました。これでコンピュータを使ったソフトウェア開発の仕事ができると、胸を躍らせていたことを覚えています。ところが、実際に配属されてみるとソフトウェアではなく、全く専門知識のないハードウェアチームの期待の新人ということで、ハードウェア技術者として会社生活をスタートすることになりました。ほとんど専門知識のない私は、ハードウェアの技術者としてやっていけるのか大きな不安もありましたが、そこからトランジスタやダイオード、コンデンサなどの特性や基本的な使い方、電気・電子回路のいろはを独



製造現場向けコンピュータ LM7000

学と実務を通じて学び、2年後には自分が設計した製品をリリースしていました。今から思えば、自分の意志とは全く違うことであっても、それが却ってとてもよい経験や知識になり、能力開発につながったと思います。

あの頃はとにかく少数精鋭で、開発、設計、試作組み立ての準備、立ち上げ、評価、拳句の果てには商品の売り込み用プレゼンの作成まで、何でも一人でやらなければならない時代でした。苦労も多かったのですが、今から思えばとても恵まれた環境だったと思います。そのおかげで、製品の企画、開発、設計、製造、品質保証、アフターサービスまで、多くのことを学ぶことができました。

現在、多くの会社では技術者の配属先や業務が入社前から決まっている場合が多いかと思います。私のように全く意図しない職種に就くことは起こりにくいでしょう。また、社会や企業の成熟により分業化が進み、働き方改革によってより効率性や失敗をしないプロセスが求められるようになり、若いうちから全部のプロセス（大きな単位の仕事）を丸ごと経験の浅い担当者に任せることは少なくなってきたと思います。このままでは多くの方が小粒な人材になってしまい、とてももったいないことだと思います。

これからはAIとともに仕事をするのが当たり前前の時代になりますが、AIを使うのは人であり、人が仕事の中心であり続けることが重要だと考えています。人を中心とした仕事をするためにも、「責任と権限を委譲し、失敗を恐れず仕事を任せること」や「失敗を許容する文化」を今後も大切にしていきたいと思います。

振り返ってみると、自分の仕事は新しいことへのチャレンジの連続でした。管理職になったときにも「当時の花形製品」では

なく、「今後花形にしなければならない製品」を担当しました。まだお客様もほとんどいない新コンセプトの製品の開発課長として、新規顧客の開拓を行いました。これが大変やりがいのある仕事でした。初めてお会いするお客様に新しいコンセプトで開発した製品をご採用いただくことは容易なことではありませんでしたが、お客様にご採用いただくにはどうしたらよいか、お客様に喜んでいただくにはどうすればよいかなど、一生懸命考えました。こちらが真摯にお話すると、お客様からお考えや困りごとなどを伺えるようになり、より良い提案ができるようになりました。結果として社外の海外技術会社も巻き込み共同開発を行い、最終的にご採用いただくことになりましたが、単に技術だけでなく人と人とのつながりや、当社の中に留まらず広く世界に目を向けて解決策を考える姿勢など、本当に貴重な経験をさせていただきました。そのお客様とは今でも交流があり、今後の業界の話や、時にはプライベートな話などもさせていただいており、大変感謝しております。

2012年にドイツにある当社の関係会社へ



ドイツ時代の友人



ドイツでの展示会

出向した際は、製品開発の仕事だけでなく、欧州での販売に関わる仕事にも従事しました。販売事業部での仕事は初めての経験であり、欧州各国の支店の皆さんと販売の仕事ができたことは今でもとても貴重な経験になっています。欧州の方々は自身の考えや権利、利害に敏感で、それらを毅然とした態度で表明される方が多いと感じました。時々「それは自分勝手な言い分だ」と思うこともありましたが、そういう時こそこちらも自身の考えをしっかりと伝えることが大切であり、そのときから物事を伝える際にどう説明するかを常に考えるようになったと感じています。当時は毎日が初めての経験の連続でしたが、「何事もやってみれば、なんとかなる」との信条になりました。

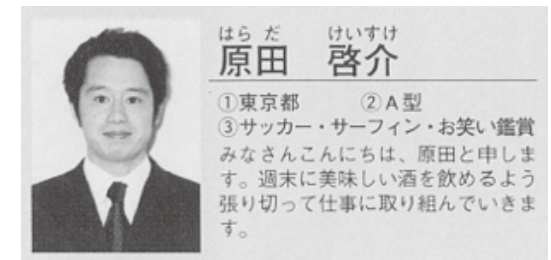
一方で、親身になってくれる仕事仲間、上司の指導や助言、お客様からのご期待、関係者のみなさまのご支援・ご協力などがあったからこそ、何とかやってこられたと思います。これからも、人との関係、人に対する感謝の気持ち、礼節、そしてチャレンジ精神を大切に、社会の役に立つ仕事を続けていきたいと思っています。



日本工作機械販売協会  
原田 啓介  
(株)NaITO・取締役管理本部長

2003年4月に株式会社NaITOに入社し、今年で23年目になります。入社後は静岡営業所（現・静岡支店）に配属され、機械工具・機器の卸売ルートセールスに従事していましたが、入社当初から海外勤務を希望していたこともあり、タイに4年間、ベトナムに10年間と、社歴の半分以上を海外駐在員として過ごしました。4年目の2006年には、親会社の岡谷鋼機とNaITOの合弁会社であるSiam Okaya Machine & Tool Co., Ltd.（現：SOMAT Co., Ltd.）がタイに設立され、同年、当社へ営業マネージャーとして出向することになりました。

当社は、岡谷鋼機のみかトロビジネス（設備・機械・FA）と、NaITOの機械工具販売（切削工具・測定機器・産業機器）をタイ市場で展開することをミッションとしてスタートしました。主なターゲットは、岡谷鋼機グルー



2003年入社時

プと日本国内で取引の深い、自動車をはじめとする日系製造業のタイ拠点です。当初の従業員は、日本人2名（岡谷鋼機から出向した現地責任者と私）と、タイ人10数名のみの小さな会社でした。私の担当は機械工具の販路拡大で、タイ人の営業2名と業務1名で構成する機械工具販売チームのマネージャーを務めました。

岡谷鋼機は1967年からタイに進出しており、鉄鋼材料商社から日系・タイローカル製造業との合弁企業まで、さまざまな業種で幅



2006年当初のタイ現地法人メンバー（後列右から4番目が筆者）



機械工具販売チーム（右側手前が筆者）

広く事業を展開してきました。そのため、私が赴任した当時、岡谷鋼機のタイ国内での知名度はすでに非常に高く、グループ各社の取引先を紹介いただいて訪問できました。営業先の数という点では、非常に恵まれた環境でした。

営業先が多ければ、すぐに売上も伸びると思われがちですが、現実是非常に厳しいものでした。赴任当初の数カ月は、ほとんど売上を上げられずに苦しみました。主な原因は次のとおりです。

第一に、私自身の商品知識と経験が不足していたことです。日本で4年間従事していたルートセールスは、エンドユーザーである製造業への直需営業ではなく、エンドユーザーと取引のある「販売店」への卸売営業でした。そのため、製造現場の課題を聞き取り、知識や経験にもとづいて解決策を提案し、商談につなげる力が十分ではありませんでした。第二に、仕入先メーカーの代理店権が限られていたうえ、現地在庫もなく、見積を提示しても価格・納期の両面で競合他社に及ばず、なかなか売上を伸ばせませんでした。

日本では自分の営業担当分だけでも毎月

3,000～4,000万円程の売上を上げておりましたので、タイで思うように結果を出せず非常に悔しい思いをしたことを、今でもよく覚えています。しかしながら、日本での売上実績は必ずしも自分の実力だけによるものではありませんでした。日本のNaITOが1945年の設立以来、長い歴史の中で獲得してきた切削工具をはじめとする各種メーカーの代理店権、豊富な在庫による即納体制、競合他社に対して価格優位性のある商材ラインアップ、そして歴代の営業担当者が地域密着の営業活動で築いてきた販売先との厚い信頼関係—これらに支えられていたのだと、タイに来てから気づきました。

さまざまな困難はありましたが、「一つずつ積み上げ、少しでも日本のNaITOに近づこう」と決意し、取り組みを進めました。具体的には、新規仕入先の開拓、日本の得意先に紹介いただいたエンドユーザーへの切削工具販売の開始、現地での在庫体制の構築、ローカル商社や競合他社への卸売開始などです。時間はかかりましたが、これらの施策を通じて少しずつ売上を伸ばすことができました。



休日にタイ人スタッフと寺社めぐり（前列左端が筆者）

また、岡谷鋼機駐在者のサポートを受けながら、日本では経験のなかった設備案件にも取り組み、成約に至るという貴重な経験も得られました。

2010年に日本へ帰任し、海外関連事業の部署に配属となり、それから4年程当社を後方からサポートする立場で関わってきました。当社は今年で20周年を迎え、現在は日本人4名、タイ人30名超の体制となりました。バンコク本社に加え、2つの営業拠点を構えるまでに成長しています。

タイ駐在の4年間を振り返ると、仕事は思うように進まず、辛く悔しい思いをした場面の方が多かったのが正直なところですが、それでも、新たに設立された海外現地法人でゼロから立ち上げに携われたことは、得難い貴重な経験でした。途中で逃げ出さず、帰任まで続けられたのは、チャレンジの機会を与えてくれたNaITOと岡谷鋼機グループ、そして仕入先の皆様や周囲の方々の多大なご支援があったからです。改めて、心より感謝申し上げます。

つい先日、新たな海外駐在者がタイへ旅立ちました。これまでの経験を活かし、彼がタイでも大いに活躍できるよう陰ながら支えていきたいと思っています。





## 海と山、走り、そして家族とともに

コマツ NTC 株式会社 倉橋 正義

私の趣味は、単なる余暇の楽しみを超えた、自分を律するための大切な「儀式」のようなものになっています。海での船釣り、陸でのマラソンやトレイルランニング、そして霊峰・白山への登山。さらには、それらすべての活動の根幹にある家族との絆。これらは私の人生を形作る大切な要素であり、仕事への向き合い方や日々の判断にも、気づけば自然と生きています。ここでは、私の「日常の核」ともいえる四つの世界をご紹介します。

### 海に学び、潮を読み、獲物を待つ

釣りとの出会いは小学生の頃に遡ります。近所の釣り堀や池で、浮きが沈む瞬間をじっと待つ独特の緊張感に魅せられた少年時代。やがてフィールドは広がり、自宅から車で10分という恵まれた環境を活かして、砂浜での投げ釣りにのめり込んでいきました。今では、天気予報を見れば自然と海の状態を想像し、カレンダーを見れば次の釣行を考えている自分がいます。釣りはいつの間にか、生活のリズムにすっかり溶け込んでいました。

船釣りに本格的に取り組んで15年。現在は福井県越前の菜崎や石川県能登の穴水の船長にお世話になり、季節ごとの旬を追い求めています。冬の厳しい寒さの中、荒波



加賀沖 キロオーバーの煽鳥賊

に耐えながら狙う寒鰯やヤリイカ。春の訪れとともに桜色に染まる真鯛。夏の夜、暗闇の海に集まるアカイカの幻想的な光景。

そして秋、駆け引きを楽しみながら挑むアオリイカと、強靱なパワーで走りまわる平政。四季折々に変わる海の表情は、何度向き合っても飽きることはありません。「釣りをしていると、季節の変わり目を誰よりも早く肌で感じられる気がします」と、一緒に乗る船長と笑いながら話すのが毎回の楽しみです。



2026年春1枚目の桜鯛

もちろん、船釣りは決して気軽な趣味ではありません。費用もかかるうえ、天気が悪ければあっさり中止になります。「せっかく準備したのに！」という悔しさも、一度や二度ではありません。だからこそ、出かける前の準備を何よりも大切にしています。道具の手入れ、仕掛けの確認、当日の段取りを頭の中でシミュレーションする時間—実はその過程も含めて、丸ごと楽しんでいるのかもしれない。大漁の日もあれば、まったく釣れない日もある。しかし、海に出るたびに必ず新しい発見があり、それがまたやめられない理由になっています。自然と向き合いながら魚との静かな知恵比べを楽しむ、その奥深さこそが「釣り」の真髄だと感じています。

### 限界の先にある「気のせい」という境地

船が出せない時期や、体を動かしたい春から秋にかけては、「走ることに打ち込んでいます。フルマラソンにはこれまで5回出場し、おかげさまですべて完走できました。

とはいえ、42.195kmという距離は、何度走っても本当につらいものです。30kmを過ぎる頃には足が言うことを聞かなくなり、頭の中は「なんでこんなことしてるんだろう」「もうやめたい」という言葉でいっぱいになります。そんなときに力をくれるのが、沿道で応援してくださる見知らぬ方々の声援です。なかでも忘れられないのが、ある大会で見かけた一枚の垂れ幕。「痛い・苦しい・辛い」は気のせい」。思わず笑ってしまいましたが、不思議とそこから足が少し軽くなりました。ゴールした瞬間の達成感と、あの「もう二度と走りたくない→また走り



KAGA SPA TRAIL by UTMB

たい」に変わる気持ちは、走った人にしかわからない不思議な感覚です。この繰り返しがやめられず、今日も走り続けています。

山を走るトレイルランニングにも挑戦しています。舗装された道とは全く違う、急な坂道や岩場、滑りやすい下り一思い通りにいかないことだらけで、体力だけでなく精神的にもかなりきつい世界です。途中でリタイアした悔しい経験もありました。それでも失敗も含めて全部が自分の糧になっていると感じています。「また挑戦したい」という気持ちが消えない限り、走り続けるつもりです。道が険しければ険しいほど、ゴールしたときの喜びは大きい—それはマラソンもトレイルも、人生も同じかもしれません。

#### 霊峰・白山への定点観測

登山で最も大切にしているのが「白山」です。標高2,702m、石川県が誇るこの名峰に、私は毎年欠かさず登り続けています。8月はほぼ毎週のように頂を目指します。観光気分で登ることはほとんどなく、体と心を整えるためのトレーニングという意味合いが強いのですが、それが私には合っているようです。

山頂に着いても、景色をのんびり楽しむというより、神社に手を合わせてすぐ下山—傍から見れば「何しに来たの?」と思われるかもしれませんが、でも、あの頂上に立ったときに感じる凜とした空気と静寂は、何度経験しても「来てよかった」と思わせてくれます。晴れた日には劔岳や槍ヶ岳まで



霊峰白山 御前峰

見渡せる大パノラマが広がり、一週間の疲れがずっと消えていくような感覚があります。登り始めはいつもきつくて「なぜ来たのか」と思うのに、頂上に立てば必ず「また来よう」と思う。白山はそんな不思議な魅力を持つ山です。私にとって大切な「リセット場所」であり、これからも登り続けることでしょう。

#### 家族という港、受け継がれる時間

アクティブに外を駆け回っている一方で、家族との時間も私の活力の大きな源です。

夏は家族でキャンプに出かけるのが恒例になっています。自宅から15分ほどの「白山吉野オートキャンプ場」が定番で、最近では友人や親戚も加わって賑やかな集まりになってきました。テントの設営と後片付け、夜のごはん担当が私の役割です。少し離れ



いつもの白山吉野オートキャンプ場



お酒とキャンプ飯

たところから子どもたちの笑顔を眺めながら飲む一杯は、どんな高級レストランにも負けない贅沢だと感じています。外で食べるごはんが、なぜあんなにおいしいのかは今でも謎ですが。

子どもたちの成長を見守ることも、かけ

がえのない楽しみです。長男と次男はサッカー、次男は大学からアメリカンフットボールにも挑戦しました。派手な活躍だけでなく、誰かのために泥臭く走って体を張る姿—記録には残らなくても、父親の目にはしっかり焼きついている名場面が何度もありました。長女が続ける吹奏楽では、一音一音を丁寧に積み重ねる姿に、努力にはいろんな形があるのだと気づかせてもらっています。それぞれが自分らしく道を切り拓く姿が何より誇らしく、私自身の大きな励みになっています。子どもたちから学ぶことは、思った以上にたくさんあります。

#### 結びにかえて

海、山、道、そして家族。

海に出れば、自分の力ではどうにもならないことがあると知ります。走れば、自分の弱さと正直に向き合えます。山に登れば、一步一步積み重ねることの大切さを体で覚えます。家族といる時間からは、数字や結果では測れない、温かい何かをもらっています。どれも、日々の暮らしの中では気づきにくい大切なことを、体で実感させてくれる時間です。

こうした体験を通じて培った「準備を怠らない」「粘り強く続ける」という感覚は、仕事においても自分を支える軸になっています。これからも自然への敬意と家族への感謝を胸に、マイペースに、でも前向きに歩んでいきたいと思います。

# 特定生産性向上設備等投資促進税制 について

## (令和8年度税制改正②)

朝日税理士法人

### 1. はじめに

本稿では、令和8年度税制改正のうち、創設される特定生産性向上設備等投資促進税制の内容についてとり上げます。

### 2. 制度の概要

特定生産性向上設備等投資促進税制は、原則全業種を対象に、一定の要件を満たす「特定生産性向上設備等」（左記のうち、経済産業大臣の確認をうけたものを「特定機械装置等」といいます）を取得した場合に、特別償

却（即時償却）または税額控除7%等の税制優遇を受けることができる制度です。

### 3. 対象資産、要件等

まず、本税制の対象となる資産は、青色申告書を提出する法人の事業の用に直接供される国内にある減価償却資産の内（貸付用を除きます）、一定金額以上のものです。

そして上記の資産について、事前に「投資計画」を策定し、経済産業大臣の確認を受けた上で、設備投資を実行する必要があります。

### 【改正内容①】

<b>ポイント</b>	「強い経済」の実現に向け、大規模かつ高い収益性を目指す大胆な設備投資に対し、即時償却または税額控除を認める措置が創設されます。ここでは対象法人などの制度の概要について解説します。	
<b>制度概要</b>		
<b>項目</b>	<b>内容</b>	
対象法人	青色申告書を提出する法人	
対象資産	経済産業大臣の確認を受けた「特定機械装置等」で、国内にある事業の用に供したものの（貸付用を除く）	
生産等設備要件	事業の用に直接供される減価償却資産であること ※事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は対象外	
取得価額要件	機械装置	1台/1基 160万円以上
	工具及び器具備品	1台/1基 120万円以上（40万円以上、かつ、年度の合計金額が120万円以上の場合も可）
	建物	一の取得価額1,000万円以上
	建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額120万円以上（附属設備は60万円以上、かつ、年度の合計金額が120万円以上の場合も可）
	ソフトウェア	一の取得価額70万円以上
税制措置	以下のいずれかを選択して適用 1. 特別償却：取得価額までの即時償却 2. 税額控除：取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）を法人税額から控除 ・税額控除額は、当期の法人税額の20%が限度 ・控除しきれなかった税額控除額は3年間の繰越しが可能（別途要件あり）	
<b>適用時期</b>	産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年（2029年）3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、確認日から5年を経過する日までに設備を取得・事業供用した場合に適用	

### 【改正内容②】

<b>ポイント</b>	この制度の適用を受けるためには、投資規模35億円以上や投資利益率15%以上などの要件を満たす「投資計画」を策定し、経済産業大臣の確認を受けた上で設備投資を実行する必要があります。ここでは主に「投資計画」で満たすべき要件について解説します。																			
<b>要件等</b>	<p>【投資計画の主な要件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.投資規模</td> <td>35億円以上 (中小企業者または農業組合等は5億円以上)</td> <td>計画に記載された生産性向上設備等の取得価額の合計額で判定</td> </tr> <tr> <td>2.収益性</td> <td>投資利益率(ROI)15%以上</td> <td>投資計画における年平均の投資利益率が15%以上見込まれること</td> </tr> <tr> <td>3.資金調達手段</td> <td>計画に明記</td> <td>計画の実現に必要な資金調達手段が具体的に記載されていること</td> </tr> <tr> <td>4.機関決定</td> <td>取締役会等による意思決定</td> <td>投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づいていること</td> </tr> <tr> <td>5.その他</td> <td>設備投資の増加等</td> <td>設備の導入が法人の設備投資を増加させるものであること等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象となる「取得等」】 新品資産の取得が対象となります。つまり、製作または建設後に事業の用に供されたことのない資産の取得または自社での製作若しくは建設が対象となります。ただし、建物については、改修による取得または建設も対象となります。改修とは増築、改築、修繕または模様替えをいいます。</p> <p>【繰越控除】 3年間の繰越控除は、全ての法人が利用できるわけではなく、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、産業競争力強化法の認定及び経済産業大臣の確認を受けた法人に限り適用できます。</p>		項目	基準	詳細	1.投資規模	35億円以上 (中小企業者または農業組合等は5億円以上)	計画に記載された生産性向上設備等の取得価額の合計額で判定	2.収益性	投資利益率(ROI)15%以上	投資計画における年平均の投資利益率が15%以上見込まれること	3.資金調達手段	計画に明記	計画の実現に必要な資金調達手段が具体的に記載されていること	4.機関決定	取締役会等による意思決定	投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づいていること	5.その他	設備投資の増加等	設備の導入が法人の設備投資を増加させるものであること等
項目	基準	詳細																		
1.投資規模	35億円以上 (中小企業者または農業組合等は5億円以上)	計画に記載された生産性向上設備等の取得価額の合計額で判定																		
2.収益性	投資利益率(ROI)15%以上	投資計画における年平均の投資利益率が15%以上見込まれること																		
3.資金調達手段	計画に明記	計画の実現に必要な資金調達手段が具体的に記載されていること																		
4.機関決定	取締役会等による意思決定	投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づいていること																		
5.その他	設備投資の増加等	設備の導入が法人の設備投資を増加させるものであること等																		
<b>適用時期</b>	産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年（2029年）3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、確認日から5年を経過する日までに設備を取得・事業供用した場合に適用																			

ります。投資計画の主な要件は、投資規模が35億円以上（中小企業者は5億円以上）、投資利益率（ROI）15%以上等になります。

### 4. 実務上の留意点

本税制は、設備投資実行前に、投資計画を策定し、経済産業大臣の確認を受ける必

要があります。またその投資規模自体も高額であることから、取得時期から逆算し、事前準備には十分な時間を確保した上で、必要に応じて税理士等の専門家を交え、投資計画の策定や税制措置の選択等についての検討を慎重に行うことが実務上肝要です。

### コラム：実務家のひとこと

#### （食事支給の非課税限度額の引上げについて）

令和8年度税制改正において、会社が役員や従業員に支給する食事に係る所得税の非課税限度額が引上げられました。また、それに伴い国税庁から令和8年3月31日付で改正通達が公表されました。

こちらの制度は、原則、給与等として課税される役員や従業員へ支給する食事について、一定の要件を満たす場合、食事の支給により受ける経済的利益はないものとして、所得税が非課税となるものです。その要件は、①役員または使用人から実際に徴収する対価の額が、食事の価額の50%相当額以上で、②食事の価額から徴収した対価の額を控除した残額が月額3,500円以下（改正後は7,500円以下となり、令和8年4月1日以後に支給する食事が対象）である場合です。

賃上げとは別に、従業員の経済的負担を軽減することができるため、導入を検討される際は、上記の要件検討や、食事の価額の適切な計算等を行っていただくことが必要です。



# 海外情報

—JETROビジネス短信より—

## リックス、ベンガルール工場で 開所式典を開催 (インド、日本)

(2026年2月10日)

### ●ベンガルール発

福岡県に本社を置くリックス（回転継手など製造・販売）は1月30日、インド南部ベンガルールの郊外でロータリージョイント（回転継手）とオイルスキマー（浮上油回収機）の製造工場の開所式典を開催した。ロータリージョイントとは、固定部と回転部をつなぎ、水、油、蒸気、エアなどの流体を安全かつ安定して供給するための回転継手だ。流体の漏れを抑えながら回転軸へ供給できるため、工作機械、半導体装置、鉄鋼設備、タイヤ・ゴム、食品、紙・パルプなど、幅広い産業で必要とされる重要部品だ。また、オイル



工場外観の様子(ジェットロ撮影)

スキマーとは、水槽や工作機械のクーラント槽などに浮上した油（浮上油）を効率的に回収する装置だ。

今回立ち上げたベンガルール工場では、主にインド地場の工作機械メーカー向けにロータリージョイントとオイルスキマーを製造する予定だ。ロータリージョイントの主な競合相手としては米国、韓国、イタリア企業が中心だが、いずれもインド国内では製造していない。2018年にムンバイに設立した販売会社での同製品の売り上げが予想を上回るペースで伸びており、今回新たにインド国内に工場を設けることで、より迅速に顧客に販売できる体制を強化する。顧客の約8割は、地場系メーカーとなる見込みだ。

約2エーカー（約8,000㎡）の土地に建設された工場は、2025年10月に完成。2026年2月の生産開始を見据え、インドの製造現場で働くインド人スタッフを福岡工場に数カ月にわたり派遣し研修した。今回のベンガルール工場の立ち上げには、これら現地スタッフが大きな役割を果たしている。現時点では日本人スタッフ2人、インド人スタッフ7人の計9人体制だが、将来的には同社の中国工場と同規模の40人体制を目指す。

今回のベンガルール工場の開所に対し、リックス・インド・マニュファクチャリ

ングの村尾友勝マネージング・ディレクターは「日本で長年培ってきた加工技術・組立技術・品質管理のノウハウを導入するとともに、工程内品質の作り込み、測定・検査体制の強化、トレーサビリティの確保など、品質保証を最優先とした生産体制を目指すことで、顧客の工作機械の技術力や競争力向上に寄与することを旨とする」と、インド市場での販売拡大に向けた意欲を語った。

(水谷俊博)

## インドのカーボンクレジット 市場の勃興

(2026年2月19日)

インドは2022年8月に発表したパリ協定に基づく国が決定する貢献（NDC）の改訂版で、温室効果ガス（以下、GHG）のGDP当たり排出原単位を2030年までに2005年比で45%削減することを主要目標に掲げている。同じく2030年までに累積電力設備容量の半分を再生可能エネルギー（以下、再エネ）や原子力などの非化石エネルギーへ転換することも掲げている。また、長期的な目標として2070年までにネットゼロを宣言している。

目標の達成に向けては、領域別の国家戦略の策定、脱炭素に資する技術の生産促進、技術普及のための補助金などの施策といった政府主導による取り組みがこれまで行われてきた。また、2025年10月にはアルミニウム、セメント、クローラルカリ、パルプ・製紙の4分野で法的拘束力のあるGHG排出削減目

標の通達があり、排出削減に向けた奨励策だけでなく罰則も導入された。

本稿では、政府主導による新たな動きとして、施行間近のカーボンクレジット市場について整理し、インドの民間セクターである大規模財閥の脱炭素に係る取り組み事例を紹介する。

〈2026年半ばに整備されるカーボンクレジット市場〉

インドは2022年のエネルギー保全法改正により、法的枠組みを整備し2023年6月にカーボンクレジット取引スキーム（Carbon Credit Trading Scheme、以下CCTS）を発効した。同スキームは、電力省と環境・森林・気候変動省が主要省庁として政策の方向性を調整・決定し、両省の事務次官が共同議長を務めるインド炭素市場国家運営委員会（National Steering Committee for Indian Carbon Market）が監督している。また、電力省のエネルギー効率局が、同委員会の事務局として制度の実質的な運営を行い、各セクターの削減目標の具体化や、炭素クレジット証明書（以下、CCC）の発行を行っている。一方、中央電力規制委員会（注1）は、市場の規制機関として取引活動を監視する役割を持つ。さらに、エネルギー効率局から認定を受けた独立第三者機関である認定炭素検証機関が、企業から申請されたプロジェクトの検証、カーボンクレジットの発行、譲渡を行っている。また、取引などを記録する中央データベースは、インド・グリッド・コントローラーが運営している。

CCTSはコンプライアンス・メカニズムとオフセット・メカニズムの2本の柱から構成さ

れ、それぞれ2024年7月、2025年3月に制度の詳細な運用の手引を公開した。コンプライアンス・メカニズムでは、毎年、特定の対象企業にGHG排出枠が定められており、目標より多く削減できればカーボンクレジットが発行される。目標未達による不足分は、クレジットを購入することで補填（ほてん）する仕組みだ。アルミニウム、セメント、肥料、鉄鋼、石油精製、パルプ・紙、繊維、クロルアルカリ、石油化学の9業種の事業者が対象となっている。これらの義務付け対象企業は、GHG排出量について、測定、報告、第三者による検証を行う必要がある。一方、オフセット・メカニズムでは、上記の義務付けられた企業以外にも、GHG排出削減、

回避、または吸収につながる活動を登録し、カーボンクレジット証明書の発行を受けることができる。カーボンクレジットは、下表の10領域で承認された方法論を用いたプロジェクトから生み出される。具体的には、(1) 方法論が導入されなかった場合（ベースライン）との比較、(2) カーボンクレジットがなければ、当該活動が実施されなかったかどうか（追加性）、(3) 認定された方法論に基づき、排出削減量の計算や測定・報告・検証が実施されているかなどの評価枠組みに基づき、認められたプロジェクトについて、カーボンクレジットが発行される。2025年1月時点では12の方法論が承認されているが、今後も随時追加される予定だ（表参照）。

表 オフセット・メカニズムの対象領域、認可済み及び検討中の方法論（－は記載なし）

領域	サブ領域	認可済みの方法論	検討中の方法論
エネルギー	エネルギー産業（再生可能・非再生可能）、流通、需要	・再生可能エネルギー源による系統連系発電 ・水の電気分解による水素製造	圧縮バイオガス
産業	製造業、化学工業、鉱業・鉱物生産、金属生産	・産業施設におけるエネルギー効率化及び燃料転換対策 ・バイオガスから抽出されたメタンを用いた水素製造	・熱・電力用バイオマス利用 ・調理用ストーブ
廃棄物処理と処分	－	・埋め立てメタンの回収 ・埋め立てガスのフレアリングまたは利用	－
農業	－	・家畜及び家畜糞尿（ふんじょう）管理からのメタン回収（家庭及び小規模農場） ・バイオ燃料の製造	・バイオ炭 ・農地管理 ・稲作からのメタン排出削減 ・持続可能な草地管理
林業	造林と再植林	・劣化したマングローブ生息地の植林及び再植林 ・湿地を除く土地の植林及び再植林	－
運輸	－	・貨物輸送におけるモーダルシフト（道路輸送から水運・鉄道輸送への転換） ・電気自動車及びハイブリッド車による排出量削減	・大量高速輸送（旅客） ・船舶向け電力供給
建設	－	－	－
漏洩（ろうえい）排出	燃料（固体、石油、ガス）からの排出、工業用ガス（ハロカーボン及び六フッ化硫黄）からの排出	－	－
溶剤使用	－	－	－
CCUS	二酸化炭素及びその他の除去物質の炭素回収・利用・貯留	－	炭素回収・貯留

出所：エネルギー効率局の資料などに基づきジェトロ作成

なお、現時点ではインド政府が主導するCCTSは、民間企業や他国が提供するカーボンクレジットプラットフォームとは連携しておらず、またコンプライアンス・メカニズムとオフセット・メカニズム間の相互性も明示されていない。

CCTSはエネルギー保全法に基づき、2012年に施行した省エネ証書取引制度（Perform Achieve Trade: PAT）を進化させるかたちで、移行・導入される予定だ。同制度はエネルギー集約型産業を対象に、エネルギー消費基準の削減目標を3年サイクルで課し、目標を上回る削減分については、エネルギー節約証書として発行・売買できるようにする仕組みだ。同制度では、3年サイクルのプロジェクトがこれまでに6回履行され、累計で1,073の事業者が、石油換算で約2,600万トンのエネルギーを節約、7,000万トン以上の二酸化炭素の削減が達成された。しかし、目標設定値が低く、既存の操業体制のままでは達成できるケースが少なくなかったこと、エネルギー節約証書の需給不均衡と価格低迷、監視・報告・検証（MRV）の透明性不足やコンプライアンス不履行の増加などの批判もあり、制度の実効性が弱まっていた。今後は、どれほどエネルギー消費量を節約できたかではなく、(1) GHG排出量に基づく厳格な目標設定、(2) クレジットの価格設定や過剰供給を防ぐ市場安定化措置の導入、(3) 環境補償という明確なペナルティーの運用、(4) 市場管理やMRVが強化される設計の導入、(5) 透明性の高いデータ基盤の整備が成功の鍵となる。

### 〈需給を内製化、大規模かつ早期での商用利用を実現〉

CCTSの運用は今年中に開始される予定だが、インドではこれに先立ち、省エネ証書取引制度や各種脱炭素政策を活用し、大手財閥がグループ内で脱炭素に関する技術実証から商用利用まで進めた多くのケースがある。以下では、コンプライアンス・メカニズムの対象領域である、鉄鋼産業に携わるJSWスチールの事例を紹介する。同社は、2025年11月から、隣接するJSWエナジーで製造されたグリーン水素の供給を受けている。この供給体制は、カルナータカ州ヴィジャヤナガルに所在するプラント内で、直接還元設備と直結させる方式だ。両社は、7年間のオフテイク契約を締結しており、これに基づき、JSWエナジーは年間3,800トンのグリーン水素と3万トンのグリーン酸素をJSWスチールに供給する予定だ。加えて、両社は2025年11月に覚書を締結しており、2030年までに年間8万5,000～9万トンのグリーン水素及び72万トンのグリーン酸素の供給に向け、生産量を段階的に拡大する計画だ。JSWエナジーのプラシヤント・ジェイン共同常務取締役兼最高経営責任者は、「JSWスチールとの連携は、産業の脱炭素化を推進し、インドのグリーン水素エコシステムを強化するJSWグループ内の相乗効果をもたらす」と述べている。さらに、「本プロジェクトは、排出削減が最も困難な分野の1つである鉄鋼生産の脱炭素化においても重要な役割を果たす」と評価している。

これらの計画は、グリーン水素移行プロ

プログラム（Strategic Interventions for Green Hydrogen Transition：SIGHT）（注2）により割り当てられた、年間6,800トンのグリーン水素生産枠内で進められる。同プログラムでは、大規模なグリーン水素の利用促進や、技術効率が高い企業ほど、低い補助額で応札が可能となるリバース・オークション制度を採用しており、水素のコスト低減を目指す。商用導入から間もない技術でも、JSWグループのように、需要と供給を内製化し、政府のインセンティブを活用することで、オフテイクを確保している。適正な市場価格を模索しながら、同時にCCTSの目標達成やカーボンクレジットの取得を目指す先事例といえる。

### 〈インド市場でビジネスチャンスとなり得る日印JCM〉

CCTSの制度整備が進み、運用が開始される2026年は、日本企業がインドへの市場参入を検討する上で、1つの節目といえる。加えて、2025年8月には、日印両政府が、二国間クレジット制度（JCM）の構築に向けた協力覚書を締結した。さらに、同年9月には日印間のJCM第1回合同委員会で、JCM早期実施に向けた規則の迅速な採択を目的に、事業構想書の提出を受け付けることなどが決定された。今後、具体的な認証手続き、JCMクレジットの配分ルールや、MRVの詳細などが検討されることになっている。インド国内では、CCTSの運用開始に合わせて、脱炭素技術や関連ビジネスの機運が一段と高まることが予想される。

注1：同国の電力セクターを規制する中央政府レベルの独立機関。

注2：国家グリーン水素ミッションに基づき、グリーン水素や電解装置の生産量に応じて事業者へインセンティブを支払う戦略的介入。

## 産業連携で即戦力人材を育成： チェンナイ工科大学 （インド）

（2026年2月26日）

インド南部の都市チェンナイには、自動車産業が集積。インドの「デトロイト」という呼称もある。

そうした立地で、私立チェンナイ工科大学（Chennai Institute of Technology、以下CIT）が、日本企業との連携を加速している。同大は2010年設立の新興校ながら、「産業連携」と「柔軟性」を武器に、即戦力エンジニアを育成している。幅広い分野で企業と協働し、さらには、全学的な日本語教育の推進など、日本企業のニーズに対応して体制構築を進めている。

ジェトロは2025年11月、同大を訪問し現地視察した。本レポートではその結果と公開データを基に、CIT独自の育成システムや日本語教育、対日連携の取り組みを整理。今後の可能性を展望する。

### 〈州立大学と提携しながらも自律的に運営〉

CIT（注1）は、クンドラトゥール（タミル・

ナドゥ州チェンナイ郊外）にキャンパスを構える。私立工科大学で、州立アンナ大学（Anna University）の提携校（Affiliated College）になっている。インド教育省の「大学ランキング（NIRF 2024）」のエンジニアリング部門では101～150位。中堅上位の実力校という評価になる。

同大の特徴は、（1）アンナ大学の提携校でありながら「自律運営権（Autonomous Status）」を持つこと、（2）その権限を企業連携のため積極的に活用していることだ。当地では通常、提携校は、大学本体が定めた固定カリキュラムに従わなければならない。しかし、CITには自律運営権があるため、「独自のカリキュラム設計」や「評価基準の策定」ができる。同大はこの権限を生かし、連携企業の要望に合わせてカリキュラムを柔軟に調整する体制を整えている。

こうした実務的な運用が、長期インターンシップなど、日本企業向けのプログラム提供を可能にする土台となっている。（後述）

### 〈CoEで実践教育、半導体分野に注力〉

この柔軟な教育体制を支えるのが、キャンパス内に多数設置する「センターオブエクセレンス（Centre of Excellence、CoE）」だ。

CoEとは、企業と共同設立した研究所やトレーニングセンターのこと。CITは、（1）機械工学、（2）ロボティクス、（3）コンピュータサイエンス、（4）人工知能（AI）、（5）半導体、（6）土木工学、（7）電子・電気工学といった幅広い分野で企業と協働している。主なCoEとして例えば、KUKA（ドイツ

の産業用ロボット大手）や、ペガシステムズ（業務自動化ソフトウェアを展開する米国企業）、HCLテクノロジーズ（地場のITサービス大手）、バートゥサ（米国企業）などと協働して設立している。CoEを拠点に、学生は授業の空き時間を利用して、最新の実機やソフトウェアに触れることができ、在学中から現場レベルの技術を習得することが可能だ。

このうち特に近年注力するのが、（5）の半導体分野だ。CITのパルタサーラティ・スリラム理事長によると、政府は半導体開発支援・人材育成プログラム「Chips to Startup（C2S）」（注2）の1つとして、CITはインド全国の選定機関の1つに選ばれている。約2億ルピー（約3億4,000万円、1ルピー＝約1.7円）相当の支援を受け、業界標準の電子設計自動化（EDA）ツール（ケイデンス、シノプシス、シーメンスEDAなど）を完備。学生はこれらツールを用いて実践的な設計・検証の訓練ができる。スリラム氏は、政府が認定した「技術力」「教育環境」を武器に、熊本・福岡を中心とした「シリコンアイランド九州」再興の動きに強い関心を寄せている。特に、技術人材の供給を通じて深く関わりたい意向を示しており、すでに2018年、九州工業大学と国際交流協定を締結し、共同ワークショップなどを通じて連携を深めているという。

### 〈日本語学習支援を強化〉

インドの人材を採用する際、多くの日本企業が最大の障壁として懸念するのが「日本語能力」だ。この課題に対し、CITは学内に「外国語センター（Centre for Foreign

Language)」を設置。全学的な教育体制で応えている。

現在、同大で日本語を学習する学生は約700人に上る。また、日本語能力試験（JLPT）の受験者は、約500人に達しているようだ。この大規模な学習者層を支えるため、同センターでは日本語ネイティブを含む専任インストラクターを雇用。JLPTのN5からN3レベルに至る段階的な指導カリキュラムを整備した。授業は、単なる語学学習にとどまらない。漢字の読み書きや会話クラブ、文化体験ワークショップなどの「没入型学習」を提供している。さらに、模擬面接やビザ取得支援までを一貫して受け持つことで、学生が日本企業に就職するのを後押ししている。

今回のジェットロによる現地視察（2025年11月18日）では、実際に日本語の授業風景を見学し、学生と直接対話した。N4レベル（基礎的な日本語を理解できる）のクラスでは、学生たちが入室と同時に元気なあいさつで迎えてくれた。例えば「日本に行きたいですか」と問いかけると、即座に「はい」と力強く回答。また「好きな日本のアニメは」という質



日本語クラスで(ジェットロ撮影)

問には、「ワンピース」「鬼滅の刃」と人気の作品が挙がり、日本文化への強い関心が学習の原動力になっていることがうかがえた。

#### 〈日本の実務環境を評価〉

CITでは、カリキュラムの一環として全学生に最低6カ月のインターン（3単位）を義務付けており、実務経験を教育の核に据えていることが分かる。現在、同大が日本企業との連携を加速している背景には、国際的な雇用情勢の変化と、日本ならではの「実務環境」への評価があるようだ。

スリラム氏は、学生がキャリアを選択する上で大きな変化として、米国のビザ政策厳格化を挙げた。例えば、H-1Bビザ制度（注3）の運用に懸念が生じている。同大では例年、25～50人程度の学生が米国への留学や就職を目指していた。しかし、現状では「学生が渡米に不安」を持っているため、今では10人程度にとどまるという。学生が米国志向を転換しアジアに目を向け始めている現状を、大学では日本との関係構築を進める好機と認識しているという。

また、CITは以前から、台湾の約25大学と提携し半導体分野での連携を進めてきた。しかし台湾では、企業での実務インターンシップにあたって、ビザ取得の許可が得られず、活動が大学内の研究インターンに限定されてしまうという課題がある。これに対し日本では、就労を伴うインターンシップビザの取得環境が整いつつある。

さらに、スリラム氏は、日本で製造業に携わった自身の経験を例に挙げ、「技術は同じで

も、プロセスとシステムが全く違う」という。例えば、金属加工や工作機械といった技術自体はインドにもある。しかし、日本企業のプロセス（企業がどう運用し、どのような工程管理や品質管理のシステムで動かしているか）が、全く異なると指摘した。実務を通じてこの「運用・管理ノウハウ」を体得できる点こそが、日本での長期インターンシップが生む最大の価値と大学側は位置づけている。

#### 〈企業要望で10カ月インターンを実現〉

こうした背景の下、日本企業の個別ニーズに応えるかたちで実現したのが、極めて柔軟な長期インターンシップ制度だ。

きっかけは、「採用前に学生の適性をじっくり見極めるため、長期の実務期間が欲しい」という、スリラム氏がある日本企業から受けた強い要望だった。その後、1年以上にわたる協議を経て、特例的に「10カ月間」の長期インターンシップを可能にする仕組みを構築したという。

これに対しジェットロから、「通常は6カ月のプログラムとのことだが、学業に支障はないのか」と問いかけた。スリラム氏は、「学生は、3年生が終わった直後から日本へ行き、本来大学にいるはずの4年前期（第7学期）の授業はオンラインや集中講義で代替する。そうすることで、留年せずに卒業要件を満たせるようカリキュラム自体を柔軟に調整した」と説明した。また、スリラム氏は「私たちは自律運営の大学なので、自分たちでカリキュラムを設計する自由がある。10カ月の長期インターン制度も、学内の学術評議会

（Academic Council）で独自に承認・議決した」と付言した。こうした自律的な運営体制により、柔軟な対応が可能になっている。例えば同大では、日本企業の要望に合わせて「日本語教育」を単位化した。また、「長期インターンシップ」を卒業要件に組み込んでいる。

日本企業での正規採用（プレースメント）も、着実に実績が出始めている。スリラム氏は現状について、「今年は、既に学生18人が日本で就職内定を得た。さらに、7人が現在選考中になっている。つまり、卒業生25～26人が日本企業から内定を得ることになりそうだ」と具体的な数字を挙げた。

現在の採用ルートは、人材紹介会社を経由するケースがまだ多い。しかし、企業が直接大学を訪問して採用するケースも出てきた。大学側は今後、関係構築が進むにつれて直接採用の比率が高まっていくと予測している。また、日本企業が採用する学生の専攻にも変化がある。以前から人気の高かったのが、AI・ソフトウェア分野だ（現時点で、採用の約50%を占める）。それだけでなく近年は、機械工学やメカトロニクス分野の学生に対する日本企業からの需要が急増している。日本の「モノづくり」現場と親和性の高いことがうかがえる。

#### 〈即戦力人材を確保する上で有望な選択肢〉

CITは、自律的な運営権を生かし、産業界の要望に柔軟に対応する姿勢を大きな特徴になっている。10カ月間の長期インターンの導入は、日本企業の採用ニーズを汲み取り、学内規定を変更して具現化した象徴的な事例だ。



スリラム理事長(右から3人目)などCIT関係者と当構職員(ジェットロ撮影)

同大は、政府支援を受け、半導体やメカトロニクス分野の技術教育を進めている。加えて、700人規模の日本語学習者を擁している。技術力と言語能力、長期実務への適応力を兼ね備えた人材の確保が期待できる同大は、日本企業にとって、現実的な連携パートナーの1つと言えるだろう。

注1：日本との関係構築に前向きなインド73大学などをまとめたジェットロの「海外大学ディレクトリー」71ページ参照。日本企業は、CITなど、同ディレクトリー掲載校とオンランで面談が可能。詳細は「海外大学コネクションデスク」参照。

注2：政府が補助金を拠出し、教育機関、スタートアップ企業、中小企業などを対象に8万5,000人を超大規模集積回路(VLSI)及び組み込みシステム設計の分野で育成することなどを盛り込んだ。

注3：H-1Bは、高度技能人材を対象にする米国のビザ制度。国別取得者ではインドが最多。現地テクノロジー業界では、広く利用されてきた。

## DMG森精機、イリノイ州で約4,050万ドルを投資し 先端製造・R&D拠点を新設へ (米国、日本)

(2026年2月27日)

### ●シカゴ発

世界最大手の工作機械メーカーのDMG森精機(DMG MORI)は2月24日、米国イリノイ州における事業拡大の一環として、4,050万ドル超を投資し、先端製造及び研究開発(R&D)拠点を新設すると発表した。新拠点設立に伴い、74人の新規フルタイム雇用を創出する計画だ。同社は、北米本社を同州シカゴ郊外に構える。新拠点をシカゴ市内グースア



J.B.プリツカー・イリノイ州知事によるあいさつの様子(ジェットロ撮影)

イランド工業地区に設置する予定で、約2万5,000平方フィート(約2,323㎡)のオフィススペースと約6万5,000平方フィート(約6,039㎡)の製造スペースを備え、北米におけるR&Dの中核拠点とする。

新たにシカゴ市立大学と協働で人材育成プログラムを設立し、最先端製造技術への学生のアクセスを拡大し、専門人材のパイプラインを構築する。イリノイ州は全米3位規模のコミュニティーカレッジ制度を有するほか、米国の立地選定専門誌「サイト・セレクション」によれば、中西部で労働力開発分野1位、全米3位の評価を受けている。

同社の2月24日の記者会見には、イリノイ州側からはJ.B.プリツカー州知事(民主党)、州商務省経済機会局及びイリノイ経済開発公社、日本側からは日本総領事館、シカゴ日米協会及びジェットロが参加した。プリツカー知事は「本拠点は、イリノイ州にとって新たな経済時代の象徴となる重要な事例。州の先端製造分野におけるさらなる競争力強化と、企業成長と人材育成を結びつける取り組みとな



DMG MORIジェームス取締役副社長のスピーチの様子(ジェットロ撮影)

る」とあいさつした。その後、DMG MORIのヌド・ジェームス取締役副社長は「イリノイ州は製造業の卓越した伝統を誇り、本投資は北米におけるR&D能力を拡大し、金属積層造形及び自動化技術を前進させ、防衛用途を含むデュアルユース製品の生産を支える。米国の産業競争力強化に向け州政府と連携できることを誇りに思う」と語った。

(塩野達彦)

### 「商標登録出願に関する情報提供」を更新しました

特許庁では、審査の的確性及び迅速性の向上のために、皆様からの情報提供を広く受け付けています。

商標登録出願に係る商標が商標の登録要件を満たしていない、あるいは商標の不登録事由に該当する等の審査に有用な情報を提供していただくことが可能です(商標法施行規則第19条(情報の提供))。

審査に有用な情報を提供していただくことは、より迅速かつ的確な審査に役立ちますので、皆様の御協力をお願いいたします。

#### 1. 情報提供制度の概要

##### (1) 情報提供をすることができる者

誰でも情報提供をすることができます。匿名で情報提供することもできます(※)。

なお、在外者が情報提供をするときは、日本国内に住所または居所を有する代理人(商標管理人)によって手続をする必要があります。

※匿名を希望される場合は、刊行物等提出書の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載します(商標法施行規則 様式第20備考2参照)。

※匿名の場合は、提供した情報の利用状況について、フィードバックを受けることはできませんので御注意ください。

##### (2) 情報提供の対象となる商標登録出願

情報提供は、特許庁に係属している商標

登録出願について行うことができます。

したがって、特許庁に係属しなくなった商標登録出願(例えば、拒絶査定が確定した出願、設定登録された商標権に係る出願、取り下げられた出願等)について情報提供を行うことはできません。

##### (3) 提供することができる情報

その商標登録出願に係る商標が、商標法の次のいずれかの条文の規定により登録することができないものである旨の情報を提供することができます。

- ・第3条
- ・第4条第1項第1号、第6号から第11号まで、第15号から第19号まで
- ・第7条の2第1項
- ・第8条第2項または第5項

##### (4) 提出可能な書類

提出可能な「書類」には、例えば以下のものが含まれます。

- ・刊行物またはその写し
- ・商標登録出願の願書の写し
- ・商標の使用に係るカタログ、パンフレット、取引書類等の証明書類等
- ・商標の使用状況を撮影したビデオテープ・DVD等の物件は「書類」に含まれませんので、音商標や動き商標等については、例えば、特定できる音源や動画が視聴できるURLを記載した書面、楽譜の写し、動画の中から変化の様子が分かるように複数のシーンを

キャプチャーして記載した書類等を提出してください。

##### (5) 提出書類の取扱い

- ・提出書類は、審査官・審判官(以下「審査官等」といいます)の職権による調査では知り得ることができなかった情報であって、その提出書類が証明しようとしている事実を確認できる場合に、審査の参考資料として採用されます。
- ・審査官等は、提出された書類を検討した結果、その商標登録出願について拒絶の理由がある旨の心証形成を得ることができた場合、その商標登録出願人に対して拒絶理由通知を送付します。

##### (6) 情報提供者による情報に関する釈明・面接等の機会

情報提供者は、商標登録出願の審査に係る当事者ではないので、提供した情報に関する釈明、その商標登録出願の登録の可否に関する説明、面接等を目的として審査官等と連絡を取ることはできません。

##### (7) 情報提供者へのフィードバック

情報提供者の希望により、提供された情報の利用状況をフィードバックします。

フィードバックでは、以下についてお知らせいたします。

- ・提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知書に既に利用されていたか
- ・提供された情報が情報提供後の拒絶理由通知書に利用されたかどうか
- ・提供された情報が拒絶理由通知書に利用されたかどうかのフィードバックであり、最終的な審査結果及びその理由のフィード

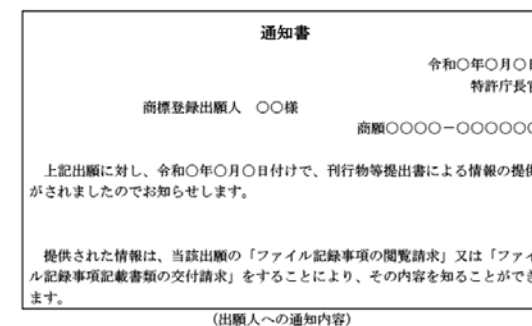
バックはしていません。

※フィードバックは、代理人がいる場合は代理人に送付されます。そのため、仮に、提出者を匿名とし、刊行物等提出書の【代理人】欄の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載したうえ、フィードバックを希望した場合には、代理人宛に情報提供に対するお知らせが通知されます。なお、提出者及び代理人が匿名の場合は、フィードバックを受けることができません。

※審査の内容・結果については、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)(外部サイトへリンク)で御確認ください。

##### (8) 出願人

情報提供があった事実は、出願人に通知されます。



##### (9) 提供された情報の閲覧

刊行物等提出書及び提出された刊行物等は閲覧の対象となり、閲覧請求があった場合には原則誰でも閲覧することが可能です。

提出する書類等に(3)とは関係の無い個人情報に記載されている場合は、提出前に該当箇所を黒塗りで隠す等、個人情報の取り扱いにはご注意のうえ提出してください。

(10) 商標審査の着手状況について

情報提供したい商標登録出願について、審査の着手状況等を確認したい場合は、商標登録出願に関する着手予定等を御覧ください。

2. 情報提供を行う際の手続

(1) 提出書類

商標登録出願に対する情報提供は、商標法施行規則の

・様式第20（ワード：36KB）（[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/document/touroku\\_jouhou/shohyohou\\_yousiki20.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/document/touroku_jouhou/shohyohou_yousiki20.pdf)）に従って書類を作成してください。

[jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/document/touroku\\_jouhou/shohyohou\\_yousiki20.doc](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/document/touroku_jouhou/shohyohou_yousiki20.doc)

・様式第20（PDF：58KB）（[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/document/touroku\\_jouhou/shohyohou\\_yousiki20.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/document/touroku_jouhou/shohyohou_yousiki20.pdf)）に従って書類を作成してください。

匿名を希望する場合は、「刊行物等提出書」の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」

・【提出する刊行物等】の記載例

**<匿名で情報提供をする場合>**

【書類名】 刊行物等提出書	匿名で情報提供をするときは、【住所又は居所】及び【氏名又は名称】の欄に「省略」と記載。
【提出日】 令和 8年 2月 16日	
【あて先】 特許庁長官 殿	
【事件の表示】	
【出願番号】 商願 2026-123456	
【提出者】	別紙としても本欄に直接記載してもよい。（別紙の場合）
【住所又は居所】 省略	
【氏名又は名称】 省略	
【提出する刊行物等】 別紙「提出する刊行物等の一覧」を参照。	
【提出の理由】 別紙「提出の理由」を参照。	
【提出物件の目録】	添付書類があるときは【提出物件の目録】欄を作成し目録を記載。 添付書類の内容が分かる物件名とする。
【物件名】 提出する刊行物等の一覧 1	
【物件名】、提出の理由 1	【提出する刊行物等】や【提出の理由】を別紙として作成した場合は、本欄に記載する。 「物件名」に記載した物件の部数。（基本的には1）
出願ソフトを利用する場合、添付ファイルがあるときは【添付物件】【物件名】【内容】欄を追加して以下を記載。	
【添付物件】	【提出物件の目録】の【物件名】と対応する【添付物件】の【物件名】とは同じ名称とする。
【物件名】 提出する刊行物等の一覧	
【内容】 提出する刊行物等の一覧.pdf	
【物件名】 提出の理由	
【内容】 提出の理由.pdf	【内容】欄に PDF ファイルやイメージファイルへのリンクを挿入。
添付ファイルは以下のとおり1つのファイルにまとめることも可能。 まとめる場合は、ファイルに含まれる書類の内容がわかる物件名とする。	
【提出物件の目録】	
【物件名】 刊行物名、提出の理由、刊行物等一式 1	
【添付物件】	
【物件名】 刊行物名、提出の理由、刊行物等一式 1	
【内容】 刊行物名、提出の理由、刊行物等一式.pdf	

**<実名で情報提供をする場合>**

【書類名】 刊行物等提出書	【識別番号】を持つ者は記載。 【識別番号】を記載したときは、【住所又は居所】欄は設けるに及ばない。
【提出日】 令和 8年 2月 16日	
【あて先】 特許庁長官 殿	
【事件の表示】	
【出願番号】 商願 2026-123456	法人が情報提供の場合は【代表者】欄を設けて代表者氏名を記載。 ただし、代理人により手続をする場合は、【代表者】欄は設けるに及ばない。
【提出者】	代理人により手続をする場合は【代理人】欄を設けて住所、名称、代表者名等を記載。
【識別番号】 123456789	
【氏名又は名称】 株式会社 トレードマーク	別紙としても本欄に直接記載してもよい。（本欄記載の場合）
【代表者】 商標 太郎	
【代理人】	
【住所又は居所】 123-4567 東京都千代田区〇-〇-〇	
【氏名又は名称】 弁理士法人 とれどまーく	
【代表者】 弁理士 次郎	
【提出する刊行物等】 商標の使用に係るカタログ「〇〇」及びパンフレット「〇〇」	
【提出の理由】 フィードバックを希望する。提出者は、・・・	フィードバックを希望する場合は「フィードバックを希望する」と記載。
	【提出する刊行物等の書誌的事項を記載する。】
	[商標登録出願に係る商標が登録要件を欠くものであるとする理由について説明する。]

の欄に「省略」と記載してください。匿名の場合は、提供した情報の利用状況についてフィードバックを受けることはできません。

(2) 提出方法・宛先

・オンライン（インターネット出願ソフト（外部サイトへリンク）、郵送（宛先「〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁長官宛」、特許庁出願課受付窓口への提出が可能です。

郵送に比べてオンラインでの情報提供の方が、審査官等に迅速に情報が届きます。オンラインでの情報提供をご活用ください。オンラインでも匿名可能です。

（注意）オンライン手続においてPDFまたはJPEGイメージを添付する場合、ファイルのプロパティなどに作成者情報が設定されている場合がありますので、匿名での情報提供の場合はプロパティ等を削除する等、十分に御注意ください。

※電子メール、電話、ファクシミリでは受け付けていません。

(3) 手数料などの料金

情報提供をする際の手料金は必要ありません。また、電子化手数料も必要ありません。

(4) 情報提供者へのフィードバック

フィードバックを希望する場合は、上記(1)において作成する書類「刊行物等提出書」の「提出の理由」の欄に、フィードバックを希望する旨を必ず記載してください。

3. 商標登録出願に関する情報提供についてのQ&A

[更新日 2026年4月1日]

**お問い合わせ**

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室  
電話：03（3581）1101

(\*) 出典：『商標登録出願に関する情報提供について』（[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/touroku\\_jouhou.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/touroku_jouhou.html)）を加工して作成

# 理事会 委員会 報告

## 理事会

第81回 2026.3.26(木) ホテルグランヴィア京都 出席32名  
(理事30名 監事2名)

### 1. 審議事項

#### (1) 新規入会について

入会申請のあったFNS株式会社及び株式会社そうぎょうについて、審議の結果承認され、4月1日付で入会することとなった。

#### (2) 2026年度事業計画案について

#### (3) 2026年度収支予算案について

2026年度事業計画案及び2026年度収支予算案について、審議の結果、原案通り承認された。本件は、第17回定時総会に報告することとした。

#### (4) 下請取引等に関する自主行動計画の改定について

下請取引等に関する自主行動計画の改定について、武藤委員長から説明があり、審議の結果、異議なく了承した。

### 2. 報告事項

#### (1) 委員会報告

##### (イ) 総合企画委員会(石井委員長)

株式会社東京精密の入会申請について審議した結果、入会資格を満たしており、次回理事会において諮ることとした。また、2026年日韓工作機械工業会協議会を6月11日に奈良にて開催する。協議会終了後には懇親夕食会を予定しており、翌

12日にはゴルフ及び観光を実施するなど、親睦を深める機会とする。

##### (ロ) 技術委員会(家城委員長)

2025年度は、研究開発部会及び標準化部会において各種事業を実施した。設計学(応用編)の発刊準備、知的財産関連情報の公開、IMEC2026の企画検討を進めたほか、国際規格・JIS企画への対応や欧州規格対応を行った。

##### (ハ) 経営委員会(五十棲委員長)

委員会を開催し、税制改正要望結果及び各部会活動について報告を行った。労務研究部会では、人手不足や高齢化の課題を共有し、税制部会では設備更新支援に一定の成果があった一方、引続き制度改善に向けた働きかけを行う方針とした。

##### (ニ) 市場調査委員会(武藤委員長)

委員会を開催し、政策動向の説明及び外部講演を実施した。下請取引に関する自主行動計画の改定やフォローアップ調査結果を踏まえ、業界課題の共有と意見交換を行った。設備投資活性化に関する提案は、今後継続検討とした。

##### (ホ) 国際委員会(松浦委員長)

委員会において活動計画を承認し、各施策を推進している。インド市場や欧州政策に関する講演・セミナーを実施したほか、EPA活用促進や海外動向の情報提供を進めた。

##### (ヘ) 環境安全委員会(饗場副委員長)

環境活動成果報告及び委員会を開催し、

2025年度活動結果及び次年度計画案を承認した。次年度は、環境自主行動計画フォローアップ調査、環境活動事例の共有、労働安全講演会の開催などを実施するとともに、CO<sub>2</sub>削減目標の検証や表彰制度の導入を予定している。

##### (ト) 見本市委員会(菅田委員長)

JIMTOF2026の企画展示について検討を進め、基本構想を策定した。先端ものづくり分野及び人材育成をテーマとした企画展示を計画しており、今後、演出方法や訴求手法などについて、企画部会にて検討を進めていく。

##### (チ) 輸出管理委員会(荒井委員長)

規制改正に伴う対応状況についてアンケート結果を報告した。中古機輸出や特別一般包括許可の活用において課題が確認され、今後は制度周知及び運用改善に向けた対応を進める。

##### (2) 諸報告

柚原専務理事より、以下の通り報告があった。

##### (イ) 任期中の理事・監事の交代手続きについて

任期中の理事及び監事の交代については、定時総会での決議が必要である。事務局より各社に対し役員交代の意向確認を行うので、協力をお願いしたい。

##### (ロ) 第17回会員連絡者交流会開催結果について

2月17日(火)に株式会社クボタ筑波工場において、第17回会員連絡者交流会を開催した。トラクタの完全ミックス生産ラインの見学及び生産担当者との意見交換を実施し、さらに懇親会を通じて会員相互の交流を深めた。

##### (ハ) SIMTOS2026の開催概要について

SIMTOS2026は、4月13日(月)から17日(金)までの5日間、KOMMAの主催により韓国・ソウルにて開催される。出展者数は、35カ国・地域から約1,300社が出展予定である。当会会員は34社が出展し、ジャパンパビリオンには5社が出展する。また、4月14日(火)には、JapanDayを開催し、JIMTOFのPRを実施する予定である。

##### (ニ) CCMT2026の開催概要について

CCMT2026は、4月21日(火)から25日(土)までの5日間、CMTBA主催により、中国・上海にて開催される。出展者数は、28カ国・地域から約1,900社が出展予定である。当会会員は25社が出展する。会期中は主要公式行事への参加に加え、主催者CMTBAへの表敬訪問等を行う予定である。

##### (ホ) 退会について

住友重機械工業株式会社より退会届の提出があり、3月31日付で退会となる。

##### (ヘ) 第8回工作機械検定実施結果について

第8回工作機械検定を2025年10月から12月まで実施した。受験者数は、1,133人と前回比42.3%減少したものの、1級及び2級では学生層の受験者増加及び合格率の向上が見られた。一方、3級については受験者数及び合格率ともに低下した。本結果を踏まえ、2026年度の実施に向けた検討を進める方針である。

##### (ト) 今後の日工会関連行事について

## 総合企画委員会

2026.3.26(木)ホテルグランヴィア京都 出席10名

1. 株式会社東京精密の入会申請について、審議の結果、次回理事会に上程することとなった。
2. 第37回日韓工作機械工業会協議会の開催概要について報告があった。

## 技術委員会

### — 研究開発部会 —

#### 知的財産調査専門委員会活動報告会

2026.3.13(金)機械振興会館+WEB会議 出席51名

1. 知的財産調査専門委員会 活動報告「工作機械に関する日米特許調査」  
講師：知的財産調査専門委員会 廣末 充浩 副委員長（ホーコス株）
2. 講演①「工作機械関連商標の出願動向及び中国・インドにおける商標への対応について」  
講師：NGB株式会社  
商標部 弁理士 南方 美岐 氏  
商標部 マネージャ 本田 竜一 氏
3. 講演②「最近の知財情勢と施策紹介」  
講師：特許庁 審査第二部生産機械 上席審査長 小野 孝朗 氏

#### 知的財産調査専門委員会

第3回 2025.3.13(金)機械振興会館+WEB会議 出席13名

1. 事務局より、日米特許Webリストの作業状況に関して、確認を行った。
2. 生成AI (Copilot) を利用した日米特許リストの活用方法について、一部修正・

追記の上、当委員会の今期活動結果として最終的にまとめることとした。また、googleパテントとAIの活用に関しては、次回までに活用可能か検討することとした。

#### IMEC2026 運営委員会

第3回 2026.3.3(火)WEB会議 出席24名

1. 前回運営委員会での決定事項の確認を行ったのち、IMEC2026のオーラルセッションスピーカーの打診状況確認を行った。講演辞退されたテクニカルセッション3についても講演者が決定し、全ての講演について講演者が決定された。
2. セッションテーマ、座長・副座長について、セッションテーマの日本語版は決定。英語版はネイティブチェックを行うこととする。また、座長・副座長は前回幹事会で決定した案が諮問され、決定となった。
3. オーラルセッションの参加費用、テキストの頒布方式について、参加費用は前回同様とし、テキストは紙媒体での頒布とすることとなった。
4. IMEC2026ポスターセッションの開催場所について、南4ホールで実施することで了承を得た。また、ポスターセッションの参加募集について、実施要領等をオンラインで打ち合わせを行ったのち、開始することとなった。

### — 標準化部会 —

第1回 2026.4.28(火)WEB会議 出席13名

1. 機械規則専門委員会の委員長が、堤氏（東京農工大学）から、茨木氏（広島大学）に交代となった旨、報告があった。

2. 各専門委員会の委員長から、2025年度における各専門委員会の活動報告及び2026年度活動計画案について審議し、それぞれの内容について了承された。なお、同報告内容については、技術委員会幹事会にて部会長より報告することとした。

#### 電気・安全規格専門委員会

第92回 2026.4.22(水)機械振興会館+WEB会議 出席20名

1. 参加の各WGより活動報告があった。
2. 2026年3月4日（水）に欧州機械規則勉強会（特別セミナー）を開催した旨、報告があった。
3. IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR制度）、及び工場セキュリティ共創SWGについて、報告があった。

#### — 旋盤安全WG —

第40回 2026.4.20(月)機械振興会館+WEB会議 出席9名

1. ISO 23125-1（旋盤の安全）2nd DIS投票に対する各国コメントについて、検討した。
2. ISO/TR 23125-2（旋盤の安全－旋盤のモード3（MO3）事例集）のプロジェクト中止に係る投票結果について、確認した。
3. 次回（2026年5月12日、オンライン）及び次々回（2026年6月16日～18日、ドイツ・フランクフルト）ISO/TC39/SC10/WG3（旋盤の安全）国際会議の派遣者等について、検討を行った。

#### — マシニングセンタ安全WG —

第59回 2026.3.11(水)WEB会議 出席15名

1. ISO 16090-1（マシニングセンタの安全）第3版のWD（Working Draft）について、日本コメントの検討を行った。

2. 2026年3月18日（水）にオンラインで開催予定のISO/TC39/SC10/WG4（マシニングセンタの安全）国際会議の派遣者等について、検討を行った。

#### 環境負荷調査専門委員会

第1回 2026.4.16(木)WEB会議 出席15名

1. 2026年3月16日（月）～17日（火）にフランクフルト（ドイツ）で開催されたISO/TC39/WG12（工作機械の環境評価）国際会議について、報告があった。
2. 2026年9月7日（月）～9日（水）にドイツで開催予定の次回ISO/TC39/WG12国際会議の派遣者等について、検討を行った。

## 経営委員会

### — 委員会 —

第2回 2026.3.18(水)TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー+WEB会議 出席40名

1. 経済産業省 産業機械課の担当官より、2026（令和8）年度の税制、補助金施策と米国の関税政策やイラン・中東情勢について説明があった。
2. 傘下の部会（経営調査部会、税制部会、労務研究部会、次世代研究部会）よりそれぞれ2025年の活動に関する報告があった。
3. 次期委員会活動について意見交換を行った。

## 市場調査委員会

### — 委員会 —

第2回 2026.3.13(金)ビジョンセンター浜松町+WEB会議 出席53名

1. 経済産業省 産業機械課の担当官より、2026(令和8)年度の税制、補助金施策と米国の関税政策やイラン・中東情勢について説明があった。
2. 調達部会が作案した「中小受託取引等に関する自主行動計画」改定案について、政府当局の助言を加味して審議し、当委員会としての改定案をまとめた。
3. (一社)日本造船工業会 斎藤英明専務理事を講師に迎え、「日本造船業の再生・強化に向けて」と題した講演会を実施した。

### — 説明会 —

—2025(令和7)年度補正 省エネ・非化石転換補助金 会員企業向けオンライン説明会—

2026.4.16(木)WEB会議 出席103名

1. (一社)環境共創イニシアチブ・シニアアドバイザーの福地雄太郎氏より、省エネ補助金の概要について、GX表明書の記述上の注意点等を中心に説明があった。
2. 予め出席者より提出のあった質問を基に質疑応答を行った。

## 国際委員会

—EPAウェブサイト検討会議—

第2回 2026.4.7(火)WEB会議 出席22名

1. EPAウェブサイト拡充の方向性に関するアンケート結果を報告した。
2. アンケート結果を踏まえた、サイトの拡充の方向性について説明した。
3. サイト拡充に係る依頼事項について説明した。
4. 今後のスケジュールについて説明した。

## 環境安全委員会

### — 委員会 —

2026.3.9(月)テラル株式会社工場 出席21名

- ・環境活動状況問診票の診断結果について報告があった。
- ・環境活動成果報告会の開催結果について報告があった。
- ・環境活動に対する表彰制度の創設について説明があり、審議の結果、次年度表彰を実施することとなった。
- ・2025年度活動結果と2026年度活動計画について説明があり、審議の結果、原案通り承認された。

## 見本市委員会

### — 委員会 —

第3回 2026.4.21(火)TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口 出席82名

1. 事務局より、JIMTOF 2026について以下の通り説明があった。  
(1)出展状況(2026年4月1日時点)  
①日工会会員の出展規模:99社1,756小間  
②JIMTOF全体の総出展規模:934社4,429小間  
(2)会場構成及び日工会会員の小間配置  
(3)出展者マニュアルの主な変更点
2. 事務局より、電気工事(日工会指定工事部分)及び荷役管理の協力会社の選定について説明があり、全員異議無く承認した。
3. 企画部会の北川部会長(村田機械)より、JIMTOF 2026企画展示(第一案及び第二案)の検討状況について報告があった。  
第一案「日の丸ロボティクスの進化を支える工作機械」  
第二案「キサゲAGAIN-匠VSキカイ」

## 輸出管理委員会

### — 輸出管理部会 —

第8回 2026.3.10(火)機械振興会館+WEB会議 出席21名

1. 日工会様式製造者チェックフォームの見直しに関する各社意見の集約結果を報告した。
2. 輸出管理研修会用テキスト原稿を確認した。

3. 「工作機械の輸出管理研修会」の事前質問及び個別相談の回答案について討議した。
4. 2025年度の輸出管理委員会活動結果案について審議した。

第9回 2026.4.8(水)機械振興会館+WEB会議 出席23名

1. 日工会様式製造者チェックフォームの見直しについて、検討した。
2. 2025年度工作機械の輸出管理講習会の開催結果を報告した。
3. 需要者等における誓約違反事象に関する調査結果を報告した。
4. 「工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷」の改訂作業状況について報告した。



## 2025年度日工会第4回ゴルフ会 (第373回)

3月27日(金)、3組11名の参加のもと、第373回ゴルフ会が滋賀県の琵琶湖カントリー倶楽部において開催された。

当日は、スタート前こそやや肌寒さを感じたものの、その後は穏やかな天候に恵まれ、参加者一同、快適なコンディションの中でプレーを楽しんだ。終始和やかな雰囲気の中にも随所で熱戦が繰り広げられ、親睦を深める有意義な一日となった。

優勝は、木塚選手(ヒノデホールディングス株)。昨年のゴルフ会で初優勝を果たして以来、ちょうど1年ぶり2度目の優勝となった。安定したプレーで着実にスコアをまとめ、見事栄冠を勝ち取った。

また、今回初参加となった春宮文陽選手(株ソフィックス)も随所に好プレーを見せ、大会を大いに盛り上げた。



石井副会長から優勝杯を受け取る木塚選手(左)

- 優勝 木塚 勝典  
(ヒノデホールディングス株・副社長)
- 準優勝 鳴谷 憲和  
(株シギヤ精機製作所・社長)
- 第3位 内田 安彦  
(大昭和精機株・専務取締役)
- 第4位 石井 常路  
(株岡本工作機械製作所・社長)
- 第5位 武藤 公明  
(浜井産業株・社長)



第373回日工会ゴルフ会 2026年3月27日(金) 琵琶湖カントリー倶楽部

## 琵琶湖カントリー倶楽部紹介

所在地：〒520-3005 滋賀県栗東市御園513  
電話：077 (558) 0121 (代表)  
URL：http://www.biwakocc.com/index.html

名匠・富沢誠造設計の、滋賀を代表する名門コース。老松でセパレートされ風格漂う栗東コース、正確なショットが要求される三上コース、自然の地形を活かした琵琶湖コースの3コースで構成。どのホールも一つとして同じ表情は持たず、挑戦心を湧き立たせる。また、四季折々の自然がプレーヤーの心を和ませる。

なお、同倶楽部での次回日工会ゴルフ会は、2026年7月24日(金)を予定している。

## 日工会関連行事予定表

開催日	行事	場所
2026年		
6月5日(金)	第17回定時総会	東京・ニューオータニ
6月6日(土)	日工会ゴルフ会(第375回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
6月11日(木)~ 6月12日(金)	2026年日韓工作機械工業会協議会	奈良県・奈良
7月23日(木)	第83回理事会	京都・グランヴィア
7月24日(金)	日工会ゴルフ会(第376回)	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
9月14日(月)~ 9月19日(土)	IMTS 2026	アメリカ・シカゴ
10月9日(金)	第84回理事会	愛知・名古屋マリオット
10月10日(土)	日工会ゴルフ会(第377回)	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
10月26日(月)~ 10月31日(土)	JIMTOF 2026 第33回日本国際工作機械見本市	東京ビッグサイト
11月26日(木)	第85回理事会	東京・ニューオータニ
11月27日(金)	日工会ゴルフ会(第378回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
2027年		
1月7日(木)	2027年新年賀詞交歓会	東京・ニューオータニ
1月21日(木)~ 1月27日(水)	IMTEX 2027	インド・バンガロール
3月18日(木)	第86回理事会	京都・グランヴィア
3月19日(金)	日工会ゴルフ会(第379回)	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
5月14日(金)	第87回理事会	愛知・名古屋マリオット
5月15日(土)	日工会ゴルフ会(第380回)	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
6月4日(金)	第18回定時総会・第88回理事会	東京・ニューオータニ
6月5日(土)	日工会ゴルフ会(第381回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
7月22日(木)	第89回理事会	京都・グランヴィア
7月23日(金)	日工会ゴルフ会(第382回)	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
9月17日(金)	第90回理事会	愛知・名古屋マリオット
9月18日(土)	日工会ゴルフ会(第383回)	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
11月18日(木)	第91回理事会	東京・ニューオータニ
11月19日(金)	日工会ゴルフ会(第384回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ

### 1. 新規入会 (2026年4月1日付)

#### FNS(株)

会員代表者 取締役社長 見島 大介  
 所在地 神戸市西区高塚台3-2-32  
 資本金 50百万円  
 生産品目 マシニングセンタ、専用機  
 推薦会員 中村留精密工業(株)、  
 大昭和精機(株)

#### 山科精器(株)

会員代表者 取締役社長 大日 陽一郎  
 所在地 滋賀県栗東市東坂525  
 資本金 1億円  
 生産品目 専用機  
 推薦会員 ファナック(株)、レニショー(株)

### 2. 各種表彰

#### ●レーザー学会産業賞

【奨励賞】高出力ファイバーレーザ発振器「ENSIS-26000」(株アマダ)

一般社団法人レーザー学会「第18回レーザー学会産業賞」において、当会会員から(株)アマダが奨励賞を受賞した。

レーザー学会産業賞はレーザーに関する製品・技術の開発、実用化、普及などにおいて、国内のレーザー関連産業の発展に貢献しうる優秀なものに対して表彰するもの。

#### ●第51回優秀環境装置表彰

【経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞】

高精度自動供給装置付集中脱油システム「エコロアース」  
 (株)そうぎょう)

一般社団法人日本産業機械工業会「第51回優秀環境装置表彰」の贈賞式が、去る3月25日(水)に東京・港区の機

械振興会館で挙行政され、当会会員から(株)そうぎょうが受賞した。



受賞する高木社長(右)

### 3. 会員代表者の変更

#### HAWEジャパン(株) (2026年1月1日付)

(新) 宮島 彰久 (取締役社長)  
 (旧) 安田 尚生

#### 新日本工機(株) (2026年3月25日付)

(新) 市場 久貴 (取締役社長兼COO)  
 (旧) 中西 章

#### (株)ミットヨ (2026年4月1日付)

(新) 佐々木 繁幸 (取締役社長)  
 (旧) 沼田 恵明

### 4. 退会 (2026年3月31日付)

住友重機械工業(株)



## 金属工作機械統計資料

※詳しい統計資料をご希望の方は、当会ホームページまでアクセスして下さい。  
 URL <https://www.jmtba.or.jp/>

# 主要統計

	受注								生		
	総額	前年比	内需	前年比	外需	前年比	販売	受注残	台数	重量	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	台	トン	
16年	1,250,003	84.4	530,545	90.5	719,458	80.4	1,280,584	522,527	67,991	374,124	
17年	1,645,554	131.6	629,369	118.6	1,016,185	141.2	1,467,285	694,231	88,644	426,841	
18年	1,815,771	110.3	750,343	119.2	1,065,428	104.8	1,684,768	826,197	84,803	454,619	
19年	1,229,900	67.7	493,188	65.7	736,712	69.1	1,501,633	561,265	62,240	380,419	
20年	901,835	73.3	324,455	65.8	577,380	78.4	1,033,616	430,794	45,569	244,973	
21年	1,541,419	170.9	510,324	157.3	1,031,095	178.6	1,283,499	701,005	67,601	313,143	
22年	1,759,601	114.2	603,231	118.2	1,156,370	112.1	1,568,350	896,813	70,004	375,672	
23年	1,486,519	84.5	476,821	79.0	1,009,698	87.3	1,616,581	785,775	58,832	362,386	
24年	1,485,109	99.9	441,538	92.6	1,043,571	103.4	1,526,187	767,825	50,449	298,113	
25年	1,604,319	108.0	440,862	99.8	1,163,457	111.5	1,633,205	757,430	53,397	304,329	
2021年度	1,667,502	168.7	566,229	173.7	1,101,273	166.2	1,368,954	757,694	69,950	333,552	
22年度	1,705,623	102.3	581,667	102.7	1,123,956	102.1	1,618,780	849,094	67,788	376,846	
23年度	1,453,136	85.2	457,521	78.7	995,615	88.6	1,564,251	757,003	54,104	343,009	
24年度	1,509,736	103.9	444,162	97.1	1,065,574	107.0	1,597,467	692,400	53,409	301,283	
25年度	1,704,667	112.9	446,096	100.4	1,258,571	118.1	1,603,953	811,605			
2024年	1-3月	360,818	91.5	112,403	85.3	248,415	94.6	389,590	757,003	12,481	77,736
	4-6月	379,248	101.3	112,019	93.1	267,229	105.3	329,117	807,134	11,227	68,729
	7-9月	360,072	99.2	109,424	91.1	250,648	103.2	399,490	767,716	12,864	74,329
	10-12月	384,971	108.4	107,692	103.0	277,279	110.7	407,990	767,825	13,877	77,319
2025年	1-3月	385,445	106.8	115,027	102.3	270,418	108.9	460,870	692,400	15,441	80,906
	4-6月	392,095	103.4	107,264	95.8	284,831	106.6	366,974	717,521	12,372	70,251
	7-9月	387,675	107.7	110,986	101.4	276,689	110.4	371,577	732,958	12,617	76,160
	10-12月	439,104	114.1	107,585	99.9	331,519	119.6	433,784	757,430	13,015	76,835
2026年	1-3月	485,793	126.0	120,261	104.6	365,532	135.2	431,618	811,605		
2023年	8月	114,760	82.4	35,717	69.0	79,043	90.3	113,804	838,933	4,354	27,931
	9月	133,942	88.8	45,045	85.9	88,897	90.3	156,089	816,786	4,872	31,663
	10月	112,053	79.4	33,644	75.5	78,409	81.3	119,344	809,495	4,100	27,280
	11月	115,899	86.4	32,696	71.6	83,203	94.0	128,275	797,119	4,024	26,704
	12月	127,088	90.4	38,251	90.5	88,837	90.4	158,104	785,775	4,483	30,276
2024年	1月	110,960	86.0	30,603	70.5	80,357	93.8	107,998	788,737	3,781	23,384
	2月	114,208	92.0	32,543	83.6	81,665	95.9	117,730	785,215	4,214	26,376
	3月	135,650	96.2	49,257	99.8	86,393	94.3	163,862	757,003	4,484	27,952
	4月	120,902	91.1	36,372	87.2	84,530	92.9	96,612	781,293	3,557	21,979
	5月	124,530	104.2	34,837	92.1	89,693	109.8	113,085	792,738	3,709	22,723
	6月	133,816	109.7	40,810	99.9	93,006	114.6	119,420	807,134	3,961	24,027
	7月	123,942	108.4	35,703	90.7	88,239	117.7	117,361	813,715	4,232	24,029
	8月	110,770	96.5	32,192	90.1	78,578	99.4	123,952	800,533	4,062	23,241
	9月	125,360	93.6	41,529	92.2	83,831	94.3	158,177	767,716	4,570	27,059
	10月	122,550	109.4	33,441	99.4	89,109	113.6	115,081	775,185	4,457	24,405
	11月	119,327	103.0	34,328	105.0	84,999	102.2	124,510	770,002	4,765	26,310
	12月	143,094	112.6	39,923	104.4	103,171	116.1	168,399	767,825	4,655	26,604
2025年	1月	116,146	104.7	31,996	104.6	84,150	104.7	111,314	772,657	4,755	24,859
	2月	118,198	103.5	33,767	103.8	84,431	103.4	130,914	759,941	5,091	26,648
	3月	151,101	111.4	49,264	100.0	101,837	117.9	218,642	692,400	5,595	29,399
	4月	130,214	107.7	34,379	94.5	95,835	113.4	126,854	695,760	4,492	23,647
	5月	128,718	103.4	33,016	94.8	95,702	106.7	111,352	713,126	3,867	22,131
	6月	133,163	99.5	39,869	97.7	93,294	100.3	128,768	717,521	4,013	24,473
	7月	128,357	103.6	35,446	99.3	92,911	105.3	120,168	725,104	4,117	25,929
	8月	120,172	108.5	31,895	99.1	88,277	112.3	116,136	729,202	3,931	23,800
	9月	139,146	111.0	43,645	105.1	95,501	113.9	135,273	732,958	4,569	26,431
	10月	143,456	117.1	35,693	106.7	107,763	120.9	119,967	756,481	4,278	26,110
	11月	137,005	114.8	31,987	93.2	105,018	123.6	133,711	759,478	4,216	24,319
	12月	158,643	110.9	39,905	100.0	118,738	115.1	180,106	757,430	4,521	26,406
2026年	1月	145,579	125.3	32,624	102.0	112,955	134.2	127,920	775,089	4,074	24,717
	2月	146,744	124.2	37,164	110.1	109,580	129.8	119,216	802,617	4,472	25,781
	3月	193,470	128.0	50,473	102.5	142,997	140.4	184,482	811,605		
資料	(一社) 日本工作機械工業会										

(注) 1. 生産・販売・在庫(経済産業省)及び輸出入(財務省)は週及修正される場合がある。  
 2. 企業物価指数(日本銀行) 10～14年は10年=100、15～20年は15年=100、20年以降は20年=100。

産	販売		在庫		輸出		輸入		常用従 業員数 人	企業物 価指数		
	金額	前年比	台数	金額	台数	重量	金額	前年比			金額	前年比
	百万円	%	台	百万円	台	トン	百万円	%			百万円	%
1,012,810	80.5	73,443	1,058,471	9,321	35,371	666,519	71.5	78,249	85.4	26,252	100.5	
1,129,823	111.6	92,174	1,181,505	9,936	33,453	786,221	118.0	72,276	92.4	26,161	99.3	
1,236,790	109.5	90,160	1,297,087	9,167	31,553	881,700	112.1	90,574	125.3	27,348	101.1	
1,072,452	86.7	66,288	1,118,969	9,490	33,806	735,108	83.4	85,996	94.9	27,436	103.7	
723,994	67.5	49,457	762,032	8,145	28,075	529,567	72.0	55,530	64.6	27,249	100.0	
895,409	123.7	68,971	923,460	7,465	30,612	712,613	134.6	60,794	109.5	26,689	100.1	
1,078,833	120.5	72,456	1,143,899	7,421	33,180	857,072	120.3	84,031	138.2	26,671	104.4	
1,051,791	97.5	61,160	1,124,691	7,129	38,613	830,389	96.9	85,481	101.7	27,041	112.3	
901,336	85.7	52,440	982,874	6,521	37,392	761,738	91.7	75,615	88.5	26,477	116.5	
974,604	108.1	56,071	1,063,080	5,209	32,338	845,601	111.0	68,103	90.1	26,389	119.9	
953,784	131.0	70,992	985,574	7,704	30,669	747,726	136.7	66,234	126.3	26,570	100.6	
1,089,727	114.3	70,956	1,166,617	7,104	32,820	875,478	117.1	85,224	128.7	26,800	106.3	
991,036	90.9	56,540	1,067,662	6,347	35,863	802,996	91.7	83,042	97.4	26,970	113.9	
927,723	93.6	55,505	1,010,297	6,514	32,756	793,252	98.8	74,334	89.5	26,372	116.8	
											121.5	
227,825	78.9	13,640	258,798	6,347	35,863	188,100	87.3	17,871	88.0	26,605	114.7	
201,413	77.4	11,410	210,758	6,441	38,802	171,756	87.2	18,494	78.9	26,507	116.6	
232,409	90.4	13,244	252,096	6,496	38,433	191,765	90.3	19,209	89.5	26,530	118.0	
239,689	97.6	14,146	261,222	6,521	37,392	210,118	102.2	20,041	98.8	26,267	116.7	
254,212	111.6	16,705	286,221	6,514	32,756	219,614	116.8	16,591	92.8	26,183	116.1	
219,904	109.2	12,711	232,963	5,447	33,683	191,234	111.3	16,796	90.8	26,405	119.8	
250,122	107.6	12,842	263,069	5,601	35,180	208,690	108.8	15,417	80.3	26,021	122.2	
258,407	107.8	13,784	286,967	5,209	32,338	225,818	107.5	19,288	96.2	26,533	121.2	
											122.7	
80,046	87.1	4,585	84,682	8,066	42,291	64,040	98.5	5,722	87.0	27,236	114.5	
93,140	88.9	5,489	110,556	7,566	38,032	80,334	92.4	9,173	144.9	27,196	113.9	
76,636	87.9	4,433	83,070	7,362	38,345	69,480	97.0	7,820	87.2	26,868	115.5	
78,371	83.5	4,234	80,549	7,259	40,048	58,553	69.0	6,418	100.9	26,684	114.9	
90,952	98.5	4,687	100,829	7,129	38,609	77,571	93.3	6,104	81.1	26,800	113.9	
66,483	79.5	3,864	69,943	7,160	39,812	50,645	96.0	5,735	66.9	26,686	113.6	
76,268	82.0	4,270	81,143	7,216	40,660	63,995	86.9	6,508	110.6	26,619	115.1	
85,039	75.9	5,504	107,618	6,345	35,804	73,460	82.5	5,631	96.2	26,600	115.5	
62,817	72.3	3,388	60,685	6,631	38,189	59,506	94.2	5,963	85.5	26,432	115.9	
65,757	81.5	3,707	69,753	6,736	38,991	53,530	87.2	7,165	86.6	26,514	116.6	
72,839	78.5	4,313	80,283	6,441	38,802	58,722	81.1	5,366	65.5	26,574	117.2	
72,409	86.2	4,113	74,319	6,704								

# 業種別受注統計

(単位：百万円)

	受注総額		(内 数)		鉄鋼及び 非鉄金属 製造業	金属製品 製造業	機 械				
			NC工作機械				一般機械器具製造業			自動車製造業	
	前年 比%	前年 比%	前年 比%	前年 比%	内建設機 械製造業	内金型 製造業	内自動車 部品製造業				
2017年計	1,645,554	131.6	1,616,216	131.9	17,778	26,539	259,144	7,510	27,574	201,119	139,936
18年計	1,815,771	110.3	1,783,287	110.3	24,984	35,632	297,290	12,833	28,302	248,296	165,265
19年計	1,229,900	67.7	1,206,231	67.6	15,087	32,024	202,203	11,535	20,987	139,762	101,224
20年計	901,835	73.3	884,770	73.3	11,265	23,498	133,112	7,013	13,283	83,437	55,580
21年計	1,541,419	170.9	1,514,935	171.2	17,981	40,274	200,489	11,166	26,785	115,123	84,015
22年計	1,759,601	114.2	1,727,473	114.0	19,675	50,565	243,465	13,655	34,462	134,719	92,957
23年計	1,486,519	84.5	1,463,024	84.7	16,345	36,813	203,557	12,442	28,189	100,588	73,519
24年計	1,485,109	99.9	1,461,592	99.9	15,172	37,200	181,041	8,449	15,761	91,025	62,400
25年計	1,604,319	108.0	1,579,239	108.0	14,468	35,369	175,881	9,448	16,043	87,073	56,876
2023年 10-12月	355,040	85.4	349,641	85.6	2,776	7,010	41,036	2,523	5,116	26,103	19,047
2024年 1-3月	360,818	91.5	355,691	91.6	3,748	9,444	45,992	2,915	5,321	23,208	17,098
4-6月	379,248	101.3	372,199	100.8	3,905	7,624	43,656	2,238	4,045	25,805	17,447
7-9月	360,072	99.2	354,947	99.8	3,265	10,721	46,676	1,608	3,358	20,978	14,600
10-12月	384,971	108.4	378,755	108.3	4,254	9,411	44,717	1,688	3,037	21,034	13,255
2025年 1-3月	385,445	106.8	378,749	106.5	3,602	10,718	43,542	2,804	3,316	24,891	16,197
4-6月	392,095	103.4	386,160	103.8	2,636	9,836	46,020	3,129	3,729	16,973	10,996
7-9月	387,675	107.7	382,331	107.7	3,994	7,968	42,999	1,696	4,165	21,208	15,160
10-12月	439,104	114.1	431,999	114.1	4,236	6,847	43,320	1,819	4,833	24,001	14,523
2023年 6月	122,025	78.9	120,262	79.3	1,336	3,309	19,286	1,011	3,139	7,286	5,317
7月	114,340	80.3	111,735	79.9	1,163	2,822	17,297	735	1,648	8,469	6,228
8月	114,760	82.4	112,273	82.5	1,568	2,880	14,538	963	1,709	7,929	6,081
9月	113,942	88.8	131,631	88.8	1,856	4,218	17,654	1,122	2,666	10,282	7,441
10月	112,053	79.4	110,609	79.8	1,017	2,178	14,116	1,448	1,313	7,977	5,026
11月	115,899	86.4	113,660	86.2	903	2,472	12,750	424	1,711	8,175	6,249
12月	127,088	90.4	125,372	90.7	856	2,360	14,170	651	2,092	9,951	7,772
2024年 1月	110,960	86.0	109,042	85.7	821	2,408	12,280	1,242	2,006	7,014	5,300
2月	114,208	92.0	112,625	92.2	711	2,288	13,934	654	1,838	6,662	4,654
3月	135,650	96.2	134,024	96.4	2,216	4,748	19,778	1,019	1,477	9,532	7,144
4月	120,902	91.1	117,865	89.9	1,370	2,741	12,828	1,002	1,137	8,844	6,459
5月	124,530	104.2	122,607	103.8	919	2,049	14,360	736	1,044	7,716	5,623
6月	133,816	109.7	131,727	109.5	1,616	2,834	16,468	500	1,864	9,245	5,365
7月	123,942	108.4	121,993	109.2	873	3,068	15,493	365	1,060	6,370	4,099
8月	110,770	96.5	109,510	97.5	965	2,210	14,777	611	964	7,169	5,094
9月	125,360	93.6	123,444	93.8	1,427	5,443	16,406	632	1,334	7,439	5,407
10月	122,550	109.4	120,582	109.0	414	3,537	13,524	467	1,151	6,826	4,487
11月	119,327	103.0	117,388	103.3	1,643	2,823	16,119	950	1,050	5,561	3,512
12月	143,094	112.6	140,785	112.3	2,197	3,051	15,074	271	836	8,647	5,256
2025年 1月	116,146	104.7	113,797	104.4	849	3,377	11,854	744	896	5,973	3,675
2月	118,198	103.5	116,010	103.0	836	2,804	12,536	438	1,220	6,989	5,361
3月	151,101	111.4	148,942	111.1	1,917	4,537	19,152	1,622	1,200	11,929	7,161
4月	130,214	107.7	128,635	109.1	967	2,944	15,018	1,547	1,398	5,267	3,256
5月	128,718	103.4	126,457	103.1	925	2,271	14,328	903	1,080	4,783	3,436
6月	133,163	99.5	131,068	99.5	744	4,621	16,674	679	1,251	6,923	4,304
7月	128,357	103.6	126,016	103.3	1,117	2,352	13,608	292	1,629	8,026	5,522
8月	120,172	108.5	118,873	108.5	1,501	2,050	13,281	753	1,016	6,107	4,558
9月	139,146	111.0	137,442	111.3	1,376	3,566	16,110	651	1,520	7,075	5,080
10月	143,456	117.1	141,260	117.1	1,726	2,424	14,485	688	1,458	8,223	4,342
11月	137,005	114.8	135,124	115.1	769	1,774	12,998	769	1,633	6,723	4,251
12月	158,643	110.9	155,615	110.5	1,741	2,649	15,837	362	1,742	9,055	5,930
2026年 1月	145,579	125.3	143,699	126.3	780	1,751	11,995	399	1,116	6,572	4,049
2月	146,744	124.2	144,526	124.6	1,262	2,973	14,094	363	1,038	7,834	5,938
3月	193,470	128.0	190,468	127.9	2,126	6,348	18,441	1,623	1,547	8,398	6,176

製 造 業					計	その他 製造業	官公需 学 校	その他 需 要 部 門	商 社 代理店	内需合計	外 需
電気機械 器 具 製 造 業	精 密 機 械 製 造 業	電 気 精 密 計	航空機・造船・ 輸送用機械	内航空機 製 造 業							
37,082	25,267	62,349	23,840	11,610	546,452	16,396	3,083	11,019	8,102	629,369	1,016,185
45,630	29,403	75,033	26,763	14,579	647,382	19,836	2,966	11,922	7,621	750,343	1,065,428
23,549	19,476	43,025	24,425	11,980	409,415	15,777	2,510	12,051	6,324	493,188	736,712
21,239	13,076	34,315	11,089	3,598	261,953	12,185	2,975	8,444	4,135	324,455	577,380
45,020	24,423	69,443	16,026	4,791	401,081	26,774	7,349	10,582	6,283	510,324	1,031,095
56,982	29,525	86,507	18,856	5,792	483,547	26,245	2,205	14,094	6,900	603,231	1,156,370
36,272	21,430	57,702	20,172	8,509	382,019	22,867	1,977	12,165	4,635	476,821	1,009,698
31,506	23,227	54,733	24,218	13,183	351,017	18,793	2,532	11,917	4,907	441,538	1,043,571
31,900	20,626	52,526	35,318	17,759	350,798	21,000	3,515	11,513	4,199	440,862	1,163,457
5,618	5,793	11,411	6,030	2,631	84,580	5,607	536	2,751	1,331	104,591	250,449
9,582	5,506	15,088	4,974	2,310	89,262	5,070	419	3,212	1,248	112,403	248,415
6,060	6,681	12,741	7,447	4,368	89,649	4,756	576	3,376	2,133	112,019	267,229
8,853	4,937	13,790	5,364	2,399	86,808	4,234	1,119	2,591	686	109,424	250,648
7,011	6,103	13,114	6,433	4,106	85,298	4,733	418	2,738	840	107,692	277,279
6,931	5,977	12,908	9,338	4,575	90,679	5,921	333	2,805	969	115,027	270,418
10,218	5,294	15,512	6,578	3,407	85,083	5,146	545	2,901	1,117	107,264	284,831
7,762	4,967	12,729	11,307	6,365	88,243	5,106	1,152	3,455	1,068	110,986	276,689
6,989	4,388	11,377	8,095	3,412	86,793	4,827	1,485	2,352	1,045	107,585	331,519
2,681	2,130	4,811	1,262	585	32,645	2,071	179	912	398	40,850	81,175
2,220	1,389	3,609	1,301	152	30,676	2,784	419	949	572	39,385	74,955
3,662	1,428	5,090	1,090	487	28,647	1,265	239	683	435	35,717	79,043
4,228	1,498	5,726	1,677	896	35,339	1,892	143	1,090	507	45,045	88,897
2,275	1,146	3,421	1,230	298	26,744	1,975	322	978	430	33,644	78,409
1,884	1,075	2,959	2,135	584	26,019	1,826	93	960	423	32,696	83,203
1,459	3,572	5,031	2,665	1,749	31,817	1,806	121	813	478	38,251	88,837
2,392	1,678	4,070	1,357	657	24,721	1,262	157	859	375	30,603	80,357
2,390	1,483	3,873	1,849	829	26,318	1,651	104	1,130	341	32,543	81,665
4,800	2,345	7,145	1,768	824	38,223	2,157	158	1,223	532	49,257	86,393
2,124	2,273	4,397	2,677	1,379	28,746	1,744	268	1,106	397	36,372	84,530
2,167	2,206	4,373	2,038	1,326	28,487	1,485	54	1,281	562	34,837	89,693
1,769	2,202	3,971	2,732	1,663	32,416	1,527	254	989	1,174	40,810	93,006
3,555	1,663	5,218	1,375	669	28,456	1,793	375	942	196	35,703	88,239
1,587	1,026	2,613	1,916	706	26,475	1,096	484	694	268	32,192	78,578
3,711	2,248	5,959	2,073	1,024	31,877	1,345	260	955	222	41,529	83,831
2,152	2,047	4,199	2,465	1,606	27,014	1,274	134	901	167	33,441	89,109
2,140	1,924	4,064	1,066	671	26,810	1,646	155	933	318	34,328	84,999
2,719	2,132	4,851	2,902	1,829	31,474	1,813	129	904	355	39,923	103,171
1,919	2,411	4,330	2,038	682	24,195	2,513	48	709	305	31,996	84,150
1,503	1,738	3,241	4,189	2,218	26,955	1,840	151	944	237	33,767	84,431
3,509	1,828	5,337	3,111	1,675	39						

# 外需 国・地域別受注実績

(単位:百万円・%)

		2025年		5月		6月		7月		8月		9月		
		4月	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比			
アジア	韓国	3,238	102.4	2,396	80.1	1,941	81.7	1,841	82.4	2,086	54.5	2,531	123.8	
	台湾	1,825	83.9	1,619	72.8	1,268	44.3	1,550	71.2	1,118	98.6	1,486	63.9	
	中国	33,980	127.9	30,954	110.6	32,177	101.5	31,954	108.3	29,324	102.8	34,283	125.0	
	その他	65	185.7	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	小計	39,108	122.5	34,969	105.3	35,386	95.8	35,345	104.2	32,528	96.8	38,300	120.5	
	その他のアジア	タイ	1,267	115.0	2,662	121.8	1,500	58.6	1,030	65.0	1,787	172.2	1,438	79.5
		マレーシア	969	84.2	922	84.8	670	71.8	903	80.8	925	125.0	793	254.2
		シンガポール	986	365.2	442	70.4	513	152.2	800	261.4	564	191.2	715	84.9
		フィリピン	84	56.4	142	125.7	152	49.5	68	111.5	105	87.5	487	130.9
		インドネシア	223	45.7	453	241.0	353	70.2	364	58.2	455	112.3	1,245	295.0
ベトナム		851	64.9	1,034	108.3	2,923	382.6	2,923	247.7	1,848	85.1	1,310	64.2	
インド		4,744	85.5	4,527	107.8	5,143	110.5	6,111	122.5	4,982	94.6	5,322	96.2	
その他		6	200.0	16	27.6	35	1166.7	1	33.3	3	42.9	4	-	
小計		9,130	91.1	10,198	108.4	11,289	112.2	12,200	123.7	10,669	106.2	11,314	102.7	
小計		48,238	115.0	45,167	106.0	46,675	99.3	47,545	108.6	43,197	99.0	49,614	115.9	
欧州	ドイツ	3,379	98.3	3,627	103.1	3,551	79.5	3,435	93.3	2,720	107.3	3,604	100.8	
	イタリア	2,356	85.1	3,257	135.3	2,026	95.3	2,553	133.0	1,733	178.1	2,251	100.9	
	フランス	1,371	79.9	2,138	111.8	2,171	83.0	2,034	93.8	928	71.7	2,343	145.3	
	中欧	673	54.2	1,347	86.3	1,097	109.0	1,176	90.3	1,898	170.8	1,324	111.1	
	その他	2,160	64.8	2,566	71.9	2,763	75.8	3,140	131.6	2,340	130.7	3,037	163.5	
	小計	9,939	79.5	12,935	99.7	11,608	83.8	12,338	107.7	9,619	124.9	12,559	119.9	
	その他西欧	3,701	83.4	2,768	65.0	3,469	104.2	3,967	132.0	4,433	151.0	2,924	103.6	
	うちイギリス	1,517	89.3	1,058	57.1	1,704	111.6	1,854	157.9	2,049	180.4	869	95.6	
	うちトルコ	1,361	65.2	901	47.7	1,030	73.6	-71	-	1,650	140.3	1,407	112.0	
	うちスイス	626	158.1	627	164.1	692	270.3	1,004	210.0	519	169.6	474	72.5	
東欧	123	1230.0	99	380.8	828	773.8	132	55.2	86	136.5	52	25.4		
ロシア・その他	13	185.7	31	442.9	13	185.7	2	28.6	5	100.0	9	180.0		
小計	13,776	81.3	15,833	91.7	15,918	92.0	16,439	111.8	14,143	132.1	15,544	115.1		
北米	アメリカ	27,226	144.1	28,990	122.8	24,929	116.5	23,791	103.6	24,080	117.4	25,902	116.9	
	カナダ	831	38.3	1,260	75.6	948	71.1	1,118	74.1	3,597	402.3	1,108	83.7	
	メキシコ	3,968	243.1	2,541	107.4	2,364	269.9	1,804	73.1	1,400	88.7	2,542	196.1	
小計	32,025	141.1	32,791	118.7	28,241	119.7	26,713	99.1	29,077	126.5	29,552	119.3		
中南米	ブラジル	650	38.1	853	123.1	896	139.6	952	94.0	1,018	247.7	368	81.1	
	その他	177	536.4	50	39.1	52	1.5	107	148.6	33	91.7	-119	-	
小計	827	47.6	903	110.0	948	23.1	1,059	97.6	1,051	235.1	249	35.6		
オセアニア	オーストラリア	520	163.5	435	50.1	1,043	123.9	468	68.3	455	84.1	567	90.9	
	その他	59	88.1	180	216.9	82	328.0	72	124.1	87	202.3	54	93.1	
小計	579	150.4	615	64.7	1,125	129.8	540	72.7	542	92.8	621	91.1		
中東	228	30.8	259	67.4	386	294.7	590	65.4	225	234.4	126	11.5		
アフリカ	162	265.6	134	496.3	1	-	25	30.5	42	32.6	-205	-		
合計	95,835	113.4	95,702	106.7	93,294	100.3	92,911	105.3	88,277	112.3	95,501	113.9		
うちNC機	95,157	113.0	94,721	106.2	92,916	100.4	92,525	105.5	87,917	112.4	95,170	113.9		

(注) 1. 2021年1月より、イギリスを「EU」から「その他西欧」に移行。  
 2. 当月または前年実績値が「マイナス」及び「0」の場合、もしくは実績値の無い場合は、前年比の表示を「-」とする。

		10月		11月		12月		2025年		2026年		2月		3月		2026年	
		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
		4,311	151.8	2,836	187.8	1,924	80.0	31,361	105.9	2,835	107.8	2,996	98.5	2,655	102.6	8,486	102.8
		2,142	127.3	1,811	175.1	1,328	81.1	19,297	86.4	3,356	261.2	1,898	112.8	2,199	100.8	7,453	144.7
		31,791	109.6	38,128	130.0	37,125	102.4	390,087	115.7	43,298	156.9	37,456	140.4	51,353	142.3	132,107	146.2
		0	-	0	-	0	-	107	26.0	0	-	0	-	0	-	0	-
		38,244	114.0	42,775	134.2	40,377	100.2	440,852	113.2	49,489	156.8	42,350	134.8	56,207	137.6	148,046	142.6
		1,947	212.6	1,618	139.2	1,523	119.6	18,154	95.2	1,832	173.3	1,125	100.0	2,221	185.1	5,178	153.1
		1,635	181.5	525	146.2	895	147.0	9,764	97.4	874	261.7	512	80.8	1,107	198.0	2,493	163.3
		991	217.8	919	302.3	968	124.7	8,779	147.2	726	133.9	1,126	214.5	579	71.1	2,431	129.2
		386	242.8	454	1135.0	417	105.3	2,951	123.8	245	66.2	484	353.3	1,055	708.1	1,784	272.0
		1,697	508.1	614	104.6	514	138.5	7,726	153.1	414	65.5	609	87.5	409	85.2	1,432	79.2
		955	24.7	1,125	43.8	1,091	43.4	18,611	87.7	1,312	75.3	803	67.6	1,142	70.5	3,257	71.6
		4,898	50.4	5,900	106.2	6,390	126.4	71,613	111.5	5,839	69.6	7,877	146.2	11,663	118.8	25,379	107.6
		747	12450.0	366	7320.0	369	1757.1	1,741	-	1,123	630.9	314	3925.0	708	8850.0	2,145	1105.7
		13,256	81.1	11,521	108.9	12,167	110.4	139,339	109.1	12,365	93.4	12,850	132.5	18,884	128.9	44,099	117.3
		51,500	103.2	54,296	127.9	52,544	102.4	580,191	112.2	61,854	138.1	55,200	134.3	75,091	135.3	192,145	135.9
		4,303	165.0	4,163	149.9	4,276	147.2	43,372	104.7	3,808	125.2	3,948	104.2	4,291	123.2	12,047	116.8
		2,899	170.1	2,703	159.0	2,069	105.6	27,739	115.7	2,173	144.1	2,171	132.1	3,498	127.7	7,842	133.1
		2,468	110.4	1,843	89.6	4,395	189.5	25,187	108.4	1,519	79.0	1,095	67.0	2,735	141.1	5,349	97.3
		1,746	148.0	1,903	191.8	1,958	128.8	16,722	103.7	1,643	193.1	1,407	111.5	3,016	202.8	6,066	168.5
		3,585	125.2	2,930	105.7	4,385	155.1	34,099	95.7	2,687	128.1	3,923	150.0	3,287	132.5	9,897	137.6
		15,001	141.7	13,542	131.5	17,083	148.1	147,119	104.8	11,830	125.6	12,544	114.6	16,827	138.7	41,201	126.8
		5,045	87.9	4,345	105.6	5,023	106.4	47,721	101.3	3,101	85.7	4,094	99.1	5,439	126.6	12,634	104.9
		2,361	128.0	2,181	128.8	1,799	100.4	20,589	113.8	1,355	85.1	1,804	105.9	2,093	110.0	5,252	101.1
		1,198	47.7	963	60.1	1,829	86.9	14,293	71.7	1,089	111.1	1,705	100.1	2,410	179.7	5,204	129.3
		1,152	204.6	938	141.9	1,059	218.4	8,971	140.5	435	81.2	511	88.9	715	93.0	1,661	88.4
		150	111.1	239	-	95	123.4	2,383	190.5	107	63.3	71	21.6	106	129.3	284	49.1
		9	21.4	15	107.1	14	40.0	152	103.4	13	130.0	3	17.6	5	35.7	21	51.2
		20,205	122.4	18,141	125.8	22,215	135.7	197,375	104.5	15,051	113.9	16,712	108.4	22,377	135.4	54,140	119.9
		28,293	162.4	26,395	112.0	34,581	119.5	312,684	117.0	31,094	149.7	31,211	135.5	39,265	158.9	101,570	148.3
		1,596	62.3	1,268	81.0	1,281	76.8	17,158	89.0	1,849	100.5	2,429	141.3	2,259	380.9	6,537	157.5
		3,661	300.1	1,758	160.5	5,593	407.1	30,160	153								

会 員 名 簿

(2026年5月1日現在・50音順)

	会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
あ	アイダエンジニアリング(株)	〒252-5181	神奈川県相模原市緑区大山町2-10	042-772-5231	042-772-0787	https://www.aida.co.jp
	(株)アマダ	〒259-1196	神奈川県伊勢原市石田200	0463-96-1111	0463-94-9781	https://www.amada.co.jp
い	イグス(株)	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル	03-5819-2030	03-5819-2055	https://www.igus.co.jp
	(株)池貝	〒311-3501	茨城県行方市芹沢920-52	0299-55-3111	0299-55-3119	http://www.ikegai.co.jp/
え	(株)イワシタ	〒910-2175	福井市円成寺町1-6	0776-41-0666	0776-41-3715	http://www.iwashita-net.com
	(株)エグロ	〒394-0043	長野県岡谷市御倉町8-14	0266-23-5511	0266-22-6071	http://www.eguro.co.jp
え	エヌ・エス・エス(株)	〒947-0035	新潟県小千谷市桜町2379-1	0258-82-2255	0258-82-5382	https://e-nss.com
	FNS(株)	〒651-2271	神戸市西区高塚台3-2-32	078-997-6861	078-997-6862	https://www.fns-inc.jp/
え	(株)エレニックス	〒252-0002	神奈川県座間市小松原2-26-18	046-255-8188	046-255-8103	http://www.elenix.co.jp/
	エンシュウ(株)	〒432-8522	静岡県浜松市中央区高塚町4888	053-447-2111	053-448-6718	https://www.enshu.co.jp/
お	(株)オーエム製作所	〒532-0003	大阪市淀川区宮原3-5-24 新大阪第一生命ビル8階	06-6350-1200	06-6350-1220	https://www.omltd.co.jp
	(株)大垣鉄工所	〒501-0473	岐阜県本巣市温井243-1	058-324-8811	058-320-0008	http://www.ogaki-tekkousyo.co.jp
お	オークマ(株)	〒480-0193	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1	0587-95-7823	0587-95-4091	https://www.okuma.co.jp
	大鳥機工(株)	〒689-1121	鳥取市南栄町19	0857-53-4611	0857-53-4614	http://www.ohitori-kiko.co.jp/
お	(株)大宮マシナリー	〒363-0002	埼玉県桶川市赤塚1-25	048-729-1951	048-729-1950	http://www.ohmiya-machinery.co.jp/
	(株)岡本工作機械製作所	〒379-0135	群馬県安中市郷原2993	027-385-5800	027-385-5880	https://www.okamoto.co.jp
か	小川鉄工(株)	〒731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-30	0826-42-4290	0826-42-4249	https://www.ogawa-iw.com
	(株)カシフジ	〒601-8131	京都市南区上鳥羽鴨田町6	075-691-9171	075-661-5270	http://www.kashifuji.co.jp/
か	(株)唐津プレジジョン	〒108-0073	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル	03-3451-6861	03-3451-6862	https://www.karats.co.jp
	(株)神崎高級工機製作所	〒661-0981	兵庫県尼崎市猪名寺2-18-1	06-6491-7106	06-6494-6842	https://www.kanzaki.co.jp
き	キタムラ機械(株)	〒939-1192	富山県高岡市戸出町1870	0766-63-1100	0766-63-1128	https://www.kitamura-machinery.co.jp
	共和産業(株)	〒370-0015	群馬県高崎市島野町890	027-352-1631	027-352-8041	https://www.kyowa-industrial.jp/
き	(株)キリウ	〒326-0142	栃木県足利市小俣南町2	0284-62-2321	0270-40-0664	https://www.kiriui.co.jp
	(株)紀和マシナリー	〒518-0752	三重県名張市蔵持町原出522-51	0595-64-4758	0595-64-7529	https://www.kiwa-mc.co.jp
く	グランドフォスポンプ(株)	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-2-3	053-128-4760	053-428-5005	https://jp.grundfos.com
	黒川精工(株)	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町陣戸池102-7	0566-22-5263	0566-25-3339	https://www.kreuz.jp/
こ	黒田精工(株)	〒212-8560	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16 川崎テックセンター	044-555-3860	044-555-7216	https://www.kuroda-precision.co.jp
	小池酸素工業(株)	〒267-0056	千葉県緑区大野台1-9-3	043-226-5511	043-239-2141	https://www.koike-japan.com/home
こ	コマツNTC(株)	〒939-1595	富山県南砺市福野100	0763-22-2161	0763-22-2743	https://ntc.komatsu.jp/
	(株)コンドウ	〒442-0846	愛知県豊川市森6-98	0533-88-8200	0533-88-8206	http://www.gr-kondo.jp
さ	(株)サイダ・UMS	〒425-0054	静岡県焼津市一色143-10	054-624-6155	054-624-2307	https://www.saidagroup.jp/ums
	(株)桜井製作所	〒431-3124	静岡県浜松市中央区半田町720	053-432-1711	053-433-6115	https://www.sakurai-net.co.jp
し	(株)サワイエンジニアリング	〒437-1622	静岡県御前崎市白羽5516-25	0548-63-4752	0548-63-5551	https://www.sawairi-eng.co.jp
	(株)C&Gシステムズ	〒140-0002	東京都品川区東品川2-2-24天洲セントラルタワー	03-6864-0777	03-6864-0778	https://www.cgsys.co.jp/
し	(株)シーイーシー	〒150-0022	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5JR恵比寿ビル8F	03-5789-2441	03-5789-2586	https://www.cec-ltd.co.jp
	シーメンス(株)	〒141-8644	東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー	03-3493-7411	03-3493-7422	https://new.siemens.com/jp/ja.html
し	(株)ジェイテクト	〒448-8652	愛知県刈谷市朝日町1-1	0566-25-7211	0566-25-7311	https://www.jtekt.co.jp
	株)ジェイテクトグライディングツール	〒444-3594	愛知県岡崎市舞木町字城山1-54	0564-48-5311	0564-48-6156	https://www.totoku.jtekt.co.jp
し	(株)ジェイテクトハイテック	〒104-0061	東京都中央区銀座7-11-15 東京ジェイテクトビル3階	03-4226-8109	03-4226-8110	https://www.hightechjtekt.co.jp/
	(株)ジェイテクトマシンシステム	〒581-0091	大阪府八尾市南植松町2-34	072-922-7881	072-991-6518	https://www.machine.jtekt.co.jp/
し	ジェービーエムエンジニアリング(株)	〒578-0965	大阪府東大阪市本庄西2-6-23	06-6744-7331	06-6744-7431	https://www.jbm.co.jp
	(株)シギヤ精機製作所	〒721-8575	広島県福山市箕島町5378	084-953-6631	084-954-2574	https://www.shigiya.co.jp
し	(株)静岡鐵工所	〒421-1222	静岡市葵区産女1022	054-278-3451	054-278-3452	http://www.shizuokatekko.co.jp
	シチズンマシナリー(株)	〒389-0206	長野県北佐久郡御代田町御代田4107-6	0267-32-5900	0267-32-5903	https://cmj.citizen.co.jp
し	SYNOVA JAPAN(株)	〒152-0031	東京都目黒区中根2-10-4	03-3725-6778	03-3725-6779	https://www.synova.ch/jp
	芝浦機械(株)	〒410-8510	静岡県沼津市大岡2068-3	055-926-5180	055-925-6520	https://www.shibaura-machine.co.jp/
し	(株)シマダマシンツール	〒441-0304	愛知県豊川市御津町佐脇浜3-1-18	0533-76-3381	0533-76-3386	http://www.smd.co.jp/
	新日本工機(株)	〒590-0157	大阪府堺市南区高尾2-500-1	072-271-1201	072-273-5594	https://www.snkc.co.jp/
す	スター精密(株)	〒422-8654	静岡県駿河区中吉田20-10	054-263-1111	054-263-1057	https://star-m.jp/
	住友精密工業(株)	〒448-0857	愛知県刈谷市大手町2-29INOビル4F	0566-27-2350	06-6489-5902	https://www.spp.co.jp
せ	西部電機(株)	〒811-3193	福岡県古賀市駅東3-3-1	092-941-1500	092-941-1511	https://www.seibudenki.co.jp
	清和ジーテック(株)	〒699-0624	島根県出雲市斐川町2139-5	0853-72-0306	0853-72-0343	http://www.segtec.jp
そ	(株)ゼネテック	〒160-0022	東京都新宿区新宿2-19-1 ビッグス新宿ビル	03-3357-3044	03-3354-6144	https://www.genetec.co.jp/
	(株)そうぎょう	〒496-0833	愛知県津島市常盤町3-1-5	0567-22-0191	0567-22-0192	https://sogyo.co.jp/
そ	(株)ソディック	〒224-8522	横浜市都筑区仲町台3-12-1	045-942-3111	045-943-7880	https://www.sodick.co.jp
	(株)ソフィックス	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル	050-3823-3823	045-474-0068	http://www.sofix.co.jp
た	大昭和精機(株)	〒579-8013	大阪府東大阪市西石切町3-3-39	072-982-2312	072-980-2231	https://www.big-daishowa.co.jp/

	会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
た	大日金属工業(株)	〒660-0892	兵庫県尼崎市東灘波町5-27-1	06-6401-1841	06-6401-1842	http://www.dainichikinzoku.co.jp
	高松機械工業(株)	〒924-8558	石川県白山市旭丘1-8	076-274-0123	076-274-8530	https://www.takamaz.co.jp
た	(株)TAKISAWA	〒701-0164	岡山市北区撫川1983	086-293-6111	086-293-5571	https://www.takisawa.co.jp
	(株)武田機械	〒918-8188	福井市三尾野町1-1-1	0776-33-0043	0776-33-3343	http://www.takeda-kikai.co.jp/
つ	(株)ツガミ	〒103-0012	東京都中央区日本橋富沢町12-20 日本橋T&Dビル	03-3808-1711	03-3808-1511	https://www.tsugami.co.jp
	津根精機(株)	〒939-2613	富山市婦中町高日附852 婦中機械工業センター内	076-469-3330	076-469-5244	https://www.tsune.co.jp
て	DMG森精機(株)	〒450-0002	名古屋市市中村区名駅2-35-16	052-587-1811	052-587-1818	https://www.dmgmori.co.jp
	(株)テクトレージ	〒222-0036	横浜市港北区小机町1521-5	045-530-5941	045-530-5942	https://www.techtrage.co.jp/
て	テラル(株)	〒720-0003	広島県福山市御幸町森脇230	084-955-1111	084-955-5777	https://www.teral.net
	(株)東京精機工作所	〒144-0044	東京都大田区本羽田2-6-1	03-3744-0809	03-3743-1560	https://www.k-tsk.co.jp
と	東洋精機工業(株)	〒391-8585	長野県茅野市宮川12715	0266-72-4135	0266-73-2872	http://www.toyosk.com
	トヨーエイトック(株)	〒734-8501	広島市南区宇品東5-3-38	082-252-5212	082-256-0264	https://www.toyo-at.co.jp
な	中村留精密工業(株)	〒920-2195	石川県白山市熱野町口-15	076-273-1111	076-273-4801	https://www.nakamura-tome.co.jp/
	(株)ニイガタマシンテクノ	〒950-0821	新潟市東区岡山1300	025-274-5121	025-271-5827	https://www.n-mtec.com/
な	(株)西田機械工作所	〒596-0817	大阪府岸和田市岸の丘町3-3-50	072-479-5161	072-479-5162	https://www.nishida-machine.co.jp
	(株)日進機械製作所	〒431-3195	静岡県浜松市中央区有玉西町300	053-471-9151	053-471-1289	http://www.nissin-cg.co.jp
の	ニデックオーケー(株)	〒520-3017	滋賀県栗東市六地藏130	075-280-3928	077-280-3921	https://www.nidec.com/jp/nidec-okk/
	ニデックマシンツール(株)	〒520-3080	滋賀県栗東市六地藏130	077-553-3300	077-552-3745	https://www.nidec.com/jp/nidec-machinetool/
の	日本スピードシヨア(株)	〒575-0013	大阪府四條畷市田原台8-2-5	0743-78-9000	0743-78-8738	https://www.speedshore.co.jp/
	日本精機(株)	〒430-0814	静岡県浜松市中央区恩地町1555	053-425-3008	053-426-0439	https://www.nihon-seiki.co.jp
の	日本電子(株)	〒196-8558	東京都昭島市武蔵野3-1-2	042-542-2124	042-546-9732	https://www.jeol.co.jp
	(株)野村製作所	〒596-0001	大阪府岸和田市磯上町3-25-1	072-438-8285	072-438-8286	http://www.nomurass.co.jp
の	野村DS(株)	〒198-0023	東京都青梅市今井3-1-12	0428-30-1311	0428-30-1312	https://www.nomurads.com
	HAWE ジャパン(株)	〒454-0825	名古屋市中区川好本町2-2	052-365-1655	052-365-1656	https://www.hawe.com/ja-jp
は	ハイマージャパン(株)	〒530-0037	大阪市北区松ヶ枝町1-39 東天満エンビビル1階	06-4792-7980	06-4792-7871	https://haimer.com
	(株)白山機工	〒924-0004	石川県白山市旭丘4-10	076-275-6631	076-276-8371	https://www.hakusankiko.co.jp/
は	浜井産業(株)	〒141-0031	東京都品川区西五反田5-5-15	03-3491-0131	03-3494-7536	https://www.hamai.com/
	ヒノデホールディングス(株)	〒812-8636	福岡市博多区堅粕5-8-18ヒノデビルディング	092-476-0666	092-476-0682	https://hinode-holdings.co.jp/#1
ふ	ファナック(株)	〒401-0597	山梨県忍野村	0555-84-5555	0555-84-5512	https://www.fanuc.co.jp
	(株)FUJI	〒472-8686	愛知県知立市山町茶碓山19	0566-81-2111	0566-81-8281	https://www.fuji.co.jp/
ふ	(株)不二越	〒930-8511	富山市不二越本町1-1-1	076-423-5111	076-493-5211	http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/
	フジ産業(株)	〒422-8004	静岡県駿河区国吉田1-6-37	054-267-7900	054-267-7910	https://www.fuji-sangyou.com
ふ	富士電子工業(株)	〒581-0092	大阪府八尾市老原6-71	072-991-1361	072-991-1309	https://www.fujidenshi.co.jp
	(株)プライオリティ	〒144-0045	東京都大田区南六郷3-1-1	03-5744-7891	03-5744-7893	http://www.priority.co.jp/
ふ	ブラザー工業(株)	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町北地蔵山1-5	0566-95-0075	0566-25-3721	https://www.brother.co.jp/
	ブルームーノボテスト(株)	〒485-0026	愛知県小牧市大山2202-1	0568-74-5311	0568-74-5655	https://www.blum-novotest.com
へ	横平安コーポレーション(株)	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-5-2	053-428-5321	053-428-5631	https://www.heiancorp.com/
	ベッコフオートメーション(株)	〒231-0062	横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル18F	045-650-1612	045-650-1613	https://www.beckhoff.co.jp
ほ	豊和工業(株)	〒452-8601	愛知県清須市須ヶ口1900-1	052-408-1251	052-400-7108	https://www.howa.co.jp
	ホーコス(株)	〒720-8650	広島県福山市草戸町3-12-20	084-922-2600	084-922-2609	https://www.horkos.co.jp
ま	マーボス(株)	〒143-0025	東京都大田区南馬込5-34-1	03-3772-7011	03-3772-7093	https://www.marposs.com/jpn/
	(株)牧野フライス製作所	〒152-8578	東京都目黒区中根2-3-19	03-3717-1151	03-3723-4621	https://www.makino.co.jp
ま	(株)松浦機械製作所	〒910-8530	福井市東森田4-201	0776-56-8100	0776-56-8150	https://www.matsuura.co.jp/
	三井精機工業(株)	〒350-0193	埼玉県比企郡川島町八幡6-13	049-297-5555	049-297-4714	http://www.mitsuiseiki.co.jp
み	(株)三井ハイテック	〒807-8588	福岡県北九州市八幡西区小嶺2-10-1	093-614-1111	093-614-1200	https://www.mitsui-high-tec.com/
	(株)ミットヨ	〒213-8533	神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1	044-813-8201	044-813-8210	https://www.mitutoyo.co.jp/
み	三菱電機(株)	〒100-8310	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビル	03-3218-6540	03-3218-6822	https://www.mitsubishielectric.co.jp/
	ミロク機械(株)	〒783-0054	高知県南国市比江836	088-862-1136	088-862-2898	https://www.miroku-gd.co.jp/
む	和田機械(株)	〒612-8686	京都市伏見区竹田向代町136	075-672-8111	075-672-8691	https://www.nijiku.jp/
	村田工業(株)	〒719-0303	岡山県浅口郡里庄町浜中1160	0865-64-2511	0865-64-4535	http://www.yasda.co.jp
や	(株)山崎技研	〒782-0010	高知県香美市土佐山田町 テクノパーク2	0887-57-6222	0887-57-6223	https://www.yamasakigiken.co.jp/
	ヤマザキマザック(株)	〒480-0197	愛知県丹羽郡大口町竹田1-131	0587-95-1131	0587-95-3611	https://www.mazak.com
や	山科精器(株)	〒520-3001	滋賀県栗東市車坂525	077-558-2311	077-558-2319	https://www.yasec.co.jp/
	リックス(株)	〒812-0007	福岡市博多区東比恵1			

★ いよいよ6月11日から「FIFAワールドカップ2026」が開幕します。今回はカナダ、メキシコ、アメリカの3カ国共催となり、出場枠も48カ国へと拡大されます。我が日本代表はグループFに所属し、試合日程（日本時間）は以下の通りです。

- ・6月15日（月）朝5：00 vs オランダ
- ・6月21日（日）昼13：00 vs チュニジア
- ・6月26日（金）朝8：00 vs スウェーデン

日曜昼のチュニジア戦はテレビで観戦できそうですが、オランダ戦とスウェーデン戦は平日の朝ということもあり、リアルタイムでの視聴はなかなか厳しいという方も多いのではないのでしょうか。

対戦相手は、世界的強豪のオランダ、予選を無失点で突破した鉄壁のチュニジア、強力な攻撃陣を擁するスウェーデンと、決して一筋縄ではいかない相手ばかりです。日本代表は大会前に主力選手のケガが相次ぐなど万全とは言えない状況ですが、まずはグループリーグを突破し、過去最高であるベスト8以上の成績を修めてくれることを期待して、応援したいと思います。（F.M）

★ 本稿GW明けの寄稿。物価高の昨今、業界の皆様GWはいかが過ごされましたでしょうか。小職の場合でいうと、4年前に渋滞でこっぴどい目にあって以来クルマを使っの遠出はせず、家でんびり過ごすことが多くなったような。とは言いつつ、世間が出かけている時に、どこにも行かないのも何か癪に障るような。今年は、学生の時以来約40年ぶりに地元県の西の方にある半ドーム球場のパリーグの試合観戦に出かけました。球場入りしたら、スタンドの大部分をホーム側のファンが占めており、ヒット、得点が入る度に応援用の旗が振られ大歓声が沸き起こる大盛り上がり。ネットではその地域は球団名をとって「独立国家〇〇王国」との書き込みがあり、まさにそれを彷彿とさせる光景との印象。試合のインニング途中には子供向けのアトラクションを入れ込み、楽しんで帰ってもらおうとの球団側の企業努力を感じたしだい。

各球団のそういう取り組みが奏功してか、NPBの観客動員数は昔に比べかなり底上げされているのだとか。とはいっても、とある野球評論家によると、今の野球界負け込んでいるのに観客数が増える変な現象が起きており野球観戦がブームと化している、それはいつか去ってしまうもの、そこでプレーの本質が問われる、と。（H.S）

禁無断転載

## 工作機械

No.283 5月号 2026年6月5日発行

編集発行人 柚原一夫

発行所 一般社団法人日本工作機械工業会

東京都港区芝公園3-5-8 〒105-0011

TEL. 03(3434)3961

FAX. 03(3434)3763

URL <https://www.jmtba.or.jp>